

奄美市中心市街地活性化基本計画

平成 29 年 4 月

(平成 29 年 3 月 24 日認定)

(平成 30 年 3 月 23 日変更認定)

(令和元年 9 月 3 日変更認定)

鹿児島県 奄美市

奄美市中心市街地活性化基本計画 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1] 奄美市の概要	1
[2] 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析	6
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	27
[4] 中心市街地の活性化に対するこれまでの取り組み及び検証	50
[5] 中心市街地活性化に向けた課題の整理	58
[6] 中心市街地活性化に関する基本的な方針	59
2. 中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	62
[2] 区域	63
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	64
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1] 奄美市中心市街地活性化の目標	70
[2] 計画期間の考え方	72
[3] 数値目標の設定の考え方	72
4. 土地区画整理事業，市街地再開発事業，道路，公園，駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	80
[2] 具体的事業の内容	80
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	83
[2] 具体的事業の内容	83
6. 公営住宅等を整備する事業，中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	86
[2] 具体的事業の内容	86
7. 中小小売商業高度化事業，特定商業施設等整備事業，民間中心市街地商業活性化事業，中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力の向上の必要性	88
[2] 具体的事業等の内容	89

8.	4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
	[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	95
	[2] 具体的事業の内容	95
9.	4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
	[1] 市町村の推進体制の整備等	98
	[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	101
	[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	109
10.	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
	[1] 都市機能の集積の促進の考え方	110
	[2] 都市計画手法の活用	110
	[3] 都市機能の適正立地, 既存ストックの有効活用等	111
	[4] 都市機能の集積のための事業等	113
11.	その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
	[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	114
	[2] 都市計画との調和等	115
	[3] その他の留意事項	116
12.	認定基準に適合していることの説明	117

- 基本計画の名称：奄美市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体： 鹿児島県 奄美市
- 計画期間： 平成 29 年 4 月から平成 34 年 3 月まで（5 年 0 ヶ月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 奄美市の概要

(1) 位置・地勢と気候

本市は、九州と沖縄本島の間位置する奄美群島最大の奄美大島にあり、太平洋と東シナ海に囲まれた外海離島に位置し、鹿児島市から約 400km、沖縄本島から約 360km 離れている。

このような地理的状況から、本市には国の出先機関である地方検察庁や地方裁判所の他、鹿児島県大島支庁等の各種行政機関が集積し、奄美群島の政治・経済・文化の中心的な役割を担っている。

奄美大島は急峻な地形が多く、本市の総面積 305.92 km²のうち、可住地面積は 59.9 km²と、約 20%程度となっている。

気候については、北緯 28~29° にあり、近海を流れる黒潮の影響を受け温暖・多湿の亜熱帯性の気候条件にあり、様々なサンゴ礁が広がる美しい海岸線やアマミノクロウサギをはじめとする、希少な野生動植物が生息・生育する山林を有する等、豊かな自然環境に恵まれている。

こうした豊かな自然環境は、平成 28 年に世界遺産の暫定一覧表へ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産候補地として記載されるなど、本市を含めた奄美群島の貴重な財産となっている。



図一 奄美市の位置

(2) 沿革

奄美群島は、古くは琉球に属していたが、江戸時代には薩摩藩に支配され、明治以降は鹿児島県大島郡となった。第二次世界大戦後は、沖縄や小笠原と同様に、米国の占領下にあったが、昭和 28 年に日本に復帰している。

市町村合併に関しては、復帰後まもなく、昭和の大合併の時期を迎え、昭和 30 年に旧名瀬市と旧三方村が編入合併し、平成 18 年 3 月 20 日には、旧名瀬市、旧住用村、旧笠利町の 1 市 1 町 1 村が合併し、新「奄美市」として発足している。

今日の奄美市は、各種都市機能が集積し、奄美群島の中心的な役割を担っていた名瀬地区（旧名瀬市）と、奄美大島の空の玄関口である奄美空港を有し、さとうきび栽培等、農業の盛んな北部の笠利地区（旧笠利町）、広大なマングローブや豊かな原生林等の自然に恵まれた奄美大島中南部の住用地区（旧住用村）で構成されている。



写真一（上）名瀬市街地 （中）マングローブツアー （下）土盛海岸

(3) 産業

奄美市の産業は、大島紬や黒糖焼酎といった歴史的な産業があるものの、特に、基幹産業である大島紬は、昭和 55 年の生産額 286 億円をピークに衰退が著しく、平成 26 年には約 4.5 億円と大幅に減少している。

一方、近年では大型客船の寄港や LCC の就航など、観光客が増加傾向にあり、観光関連産業を中心とした明るい材料も見られる。

また、産業構成（平成 22 年国勢調査）を見ると、第 1 次産業従業者数が 4.2%，第 2 次産業従業者数が 14.5%，第 3 次産業従業者数が 81.3%となっており、第 3 次産業が中心の本市にとって、観光客の増加は、地域経済の活性化に向けて、追い風となっている。



写真一本場奄美大島紬

(4) 中心市街地の概況

奄美群島は、慶長 14 年（1609 年）、琉球国が島津氏の軍門に降り、慶長 16 年薩摩藩の直轄となって以来、明治 4 年に実施された廃藩置県までの 260 年間、薩摩藩の統治下におかれ、旧名瀬市には代官所が設置されていた。また、明治 8 年には鹿児島県大島大支庁が旧名瀬市に設置され、その後も裁判所、警察署等の諸機関が逐次整備される等、藩政時代から今日に至るまで、奄美群島における行政の中心地となっている。

その後、昭和 21 年の「2・2宣言」により日本から行政分離され、米軍政府下に置かれる時代もあったが、昭和 28 年の日本復帰以降、奄美群島復興特別措置法（現在の奄美群島振興開発特別措置法）に基づく復興・振興計画により、急速に都市化が進展し、大島紬の生産・流通等による発展ともあいまって、奄美群島における経済・社会活動及び教育・文化活動の中心的な役割を担ってきた。

こうした中で、さらなる市街地の機能充実・強化を図るため、平成 10 年に実施した「名瀬市中心市街地・マリンタウン地区整備計画策定調査」において、“島建て”[※]₁のまちづくりを基調とし、中心市街地とマリンタウン地区とが一体となって、奄美群島の“郡都”にふさわしい高次都市機能の集積を図るとともに、海と山の自然特性を生かしたまちづくりにより、充実した市民生活や多様な交流を提供する拠点を形成することを目的とした計画を策定した。

また、平成 12 年には、「名瀬市中心市街地活性化基本計画」を策定し、市街地の整備改善と商業の活性化に向けて、『ゆらうまち』を整備理念とし、島建てを受け継ぐ中心市街地の舞台づくりや奄美の文化と産業が集積するにぎわいの都心づくりに向けた計画を策定し、各種事業を推進している。

しかしながら、近年、市民ニーズの多様化やモータリゼーションの進行にともない、郊外に立地する大規模店舗への顧客流出による中心商店街での買い物離れ等により、商店数の減少と人通りの減少とが相まって、中心市街地が衰退し、商店街の活力が低下している。また、中心市街地へのアクセス（道路網）が不十分で、交通拠点が不足しているとともに、中心市街地の歩道が狭く、安心して買い物等ができる環境が整っていないなど、中心市街地における商業基盤整備の遅れにより中心市街地機能が低迷し、十分な都市機能を発揮するに至っていない現状にある。

このように、歴史的経緯のある中心市街地であることから、奄美群島の「顔」として、奄美市の「顔」として、にぎわいの形成や活力の再生が必要となっている。

※1 島建て：奄美の集落に古くから伝わる村落構造。聖林となる杜から、「神の道」を配することで、海の彼方の信仰の地（ネリア）から神を導き、神が道の両側に並ぶ村落に祝福の手を差し伸べ、人々が安穩に暮らしたいという言い伝え。

(5) 歴史・文化、景観資源

奄美では、古くから伝わる村落構造「島建て」によるまちづくりが今もなお息づいており、中心市街地が位置する名瀬市街地も、おがみ山から名瀬湾を結ぶ「神の道」の両側で中心市街地が形成され、今日の繁栄は、こうした恩恵にあずかっていると考えられている。

また、中心市街地には、常緑樹が緑陰を作り、通りを往く人々に涼を提供している永田川が流れ、またその川沿いには、終戦後、露天商が自然発生的に集まって形成され、島中からたくさんの買い物客が訪れ、かつての奄美島民の台所であった「永田橋市場・末広市場」が、今もなおひっそりと佇んでいる。近年では、その趣ある佇まいが、テレビドラマや観光情報誌等で取り上げられ、保存・活用を望む声が高まっている。

今日の奄美市民の買物の中心地である中心商店街は、市民の生活を支える商品の数々はもちろんのこと、観光客の目を楽しませてくれる郷土料理やお土産物、大島紬等の特産品等々が並んでおり、各通りがそれぞれに個性を持ちながら、奄美らしい街並み景観を形成している。

また、中心市街地において開催される「奄美まつり」や「商店街夏祭り」では、伝統文化として古くから伝承された五穀豊穡を祈り、祝う「八月踊り」が行われ、地域と一体となった奄美らしいイベントとして、地元住民や観光客などの多くの来街客でにぎわっている。この他、年間を通して歴史あるお祭りやイベントが開催されている。

これらの既存の歴史・文化資源や景観資源についても、中心市街地の貴重な資源として、まちづくりに積極的に活用していく。



写真一 八月踊り



写真二 舟漕ぎ競争

(6) 社会資本や産業資本

本市の中心市街地は、広域的幹線道路である「東西横断線和光ルート」「同三儀山ルート」「南北縦断線おがみ山ルート」が計画され、「東西横断線和光ルート」については整備済である。

また、都市内幹線道路として、「国道58号」「名瀬瀬戸内線」「名瀬港港湾道路」等が配置され、その他市道については、高齢者・障がい者をはじめ、誰もが安全・快適に歩ける環境を形成し、更には楽しく魅力ある商業空間、にぎわいあふれる中心市街地を実現するため、バリアフリー化や奄美らしさを創出する素材を活用した歩行者優先の修景整備を進めている。

都市計画公園は6箇所配置され、近年、防犯灯やベンチの設置、植栽・植樹等を整備することにより、公園のリニューアル化を図るとともに、歩行者ネットワークと連携することにより、買い物客の休憩、滞留スペース、居住者の憩いの空間の創出に努めている。

市街地整備としては、末広商店街を含む奄美市名瀬末広町と名瀬港町の一部の区域（約3.2ha）において、末広・港土地区画整理事業により、市街地への良好なアクセスや防災機能の強化等と併せて、商業施設の再編を図り、にぎわいに満ちた中心市街地の形成を進めている。また、中心市街地地区に隣接する名瀬港本港地区（マリントウン地区）においては、県施工の岸壁の耐震強化や防災拠点となる緑地の整備を促進するとともに、中心市街地の整備と連携した都市機能用地を確保し、中心市街地を補完した広域的なみなとまちづくりを推進している。

また、計画区域は、商業地域、近隣商業地域に指定されているエリアが大半であり、商店等の集積も多く、これらのストックを活用し、商業の活性化や定住人口の促進を図る必要がある。



写真一和光トンネル



写真一名瀬港

[2] 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析

①人口及び世帯

1) 人口及び世帯数の推移

奄美市の平成 28 年の人口数は 44,052 人、世帯数は 23,433 世帯で、年々減少傾向となっている。

中心市街地については、平成 28 年の人口数は 4,310 人、世帯数は 2,488 世帯で、奄美市全体の傾向と同様、人口数及び世帯数ともに減少傾向がうかがえる。

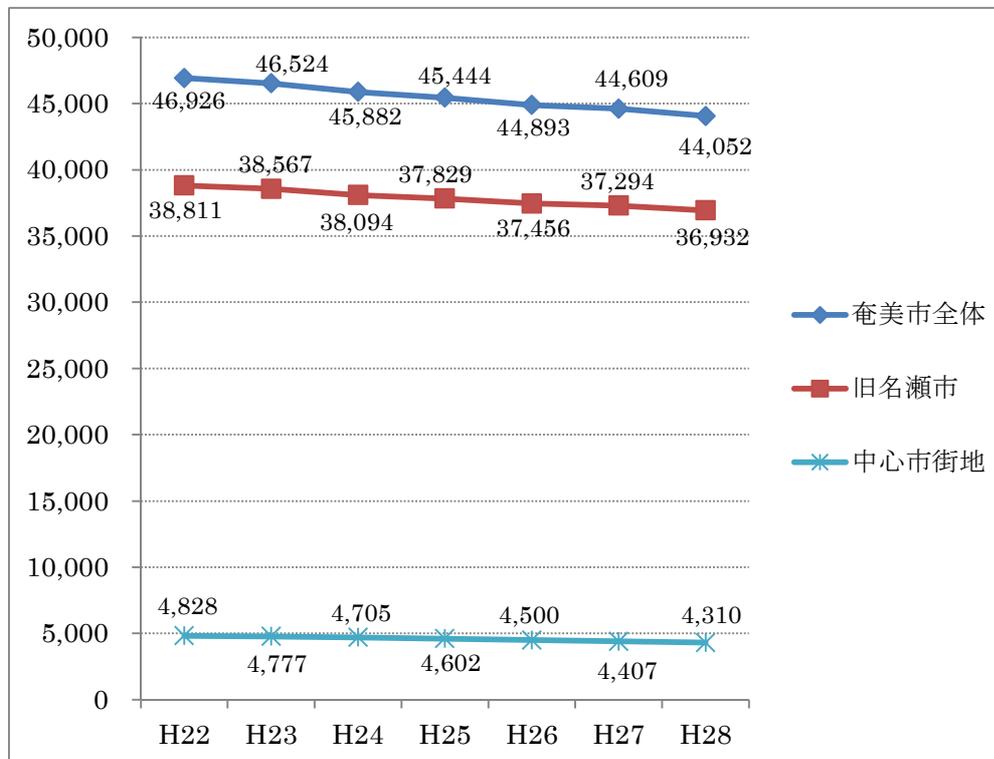
表一人口の推移（単位：人）

各年3月31日現在

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
奄美市全体	49,805	49,090	49,001	48,180	47,372	46,928	46,524	45,882	45,444	44,893	44,609	44,052
旧名瀬市	40,963	40,367	40,466	39,822	39,149	38,811	38,567	38,094	37,829	37,456	37,294	36,932
旧笠利町	6,981	6,924	6,775	6,657	6,557	6,505	6,412	6,279	6,144	6,024	5,920	5,789
旧住用村	1,861	1,799	1,760	1,701	1,666	1,610	1,545	1,509	1,471	1,413	1,395	1,331
中心市街地	5,519	5,325	5,208	5,072	4,952	4,827	4,777	4,705	4,602	4,500	4,408	4,309
幸	717	707	693	639	637	647	643	633	615	598	594	594
末広	814	782	755	756	732	716	692	676	659	608	593	581
港	733	723	707	670	668	642	623	654	639	640	602	578
伊津部	1,070	1,022	1,029	1,036	980	948	952	913	902	892	897	882
入舟(一部)	400	366	362	360	355	358	376	349	349	352	326	329
金久(一部)	572	561	529	502	493	484	484	469	453	444	444	408
永田(一部)	253	241	233	210	210	197	196	188	189	187	182	177
柳(一部)	435	422	409	411	397	378	370	370	354	334	336	330
井根(一部)	525	502	491	488	479	460	441	453	442	445	433	431

出典：住民基本台帳

表一人口の推移（単位：人）



出典：住民基本台帳

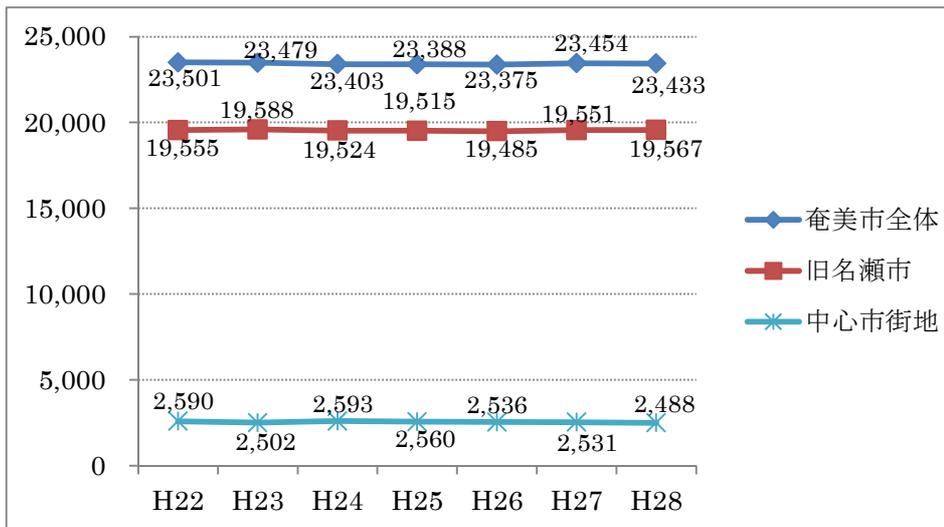
表一世帯数の推移（単位：世帯）

各年3月31日現在

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
奄美市全体	23,537	23,473	23,722	23,615	23,544	23,501	23,479	23,403	23,388	23,375	23,454	23,433
旧名瀬市	19,600	19,519	19,791	19,689	19,613	19,555	19,588	19,524	19,515	19,485	19,551	19,567
旧笠利町	3,073	3,091	3,071	3,079	3,093	3,113	3,089	3,080	3,058	3,094	3,102	3,081
旧住用村	864	863	860	847	838	833	802	799	815	796	801	785
中心市街地	2,865	2,757	2,723	2,666	2,637	2,590	2,502	2,593	2,560	2,536	2,531	2,488
幸	359	352	360	331	332	340	341	341	335	336	335	339
末広	431	405	412	405	392	376	371	365	349	325	321	311
港	363	356	346	333	348	335	334	348	350	358	347	334
伊津部	578	554	544	549	522	516	523	523	526	523	533	530
入舟(一部)	215	198	199	198	199	204	210	204	199	197	192	195
金久(一部)	284	280	266	258	262	260	263	257	256	260	267	249
永田(一部)	138	131	125	116	116	111	111	106	106	104	103	102
柳(一部)	237	225	221	226	219	208	205	205	202	194	197	194
井根(一部)	260	256	250	250	247	240	144	244	237	239	236	234

出典：住民基本台帳

図一世帯数の推移（単位：世帯）

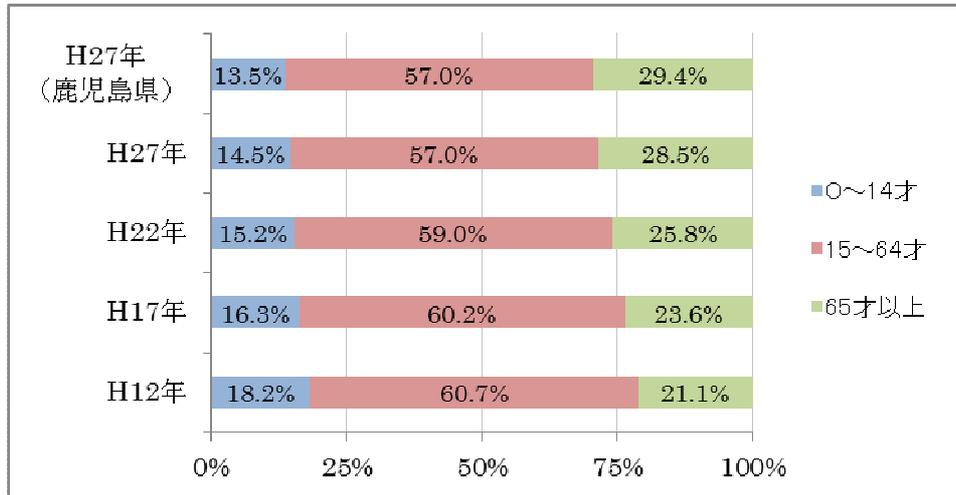


出典：住民基本台帳

2) 年齢別人口の推移

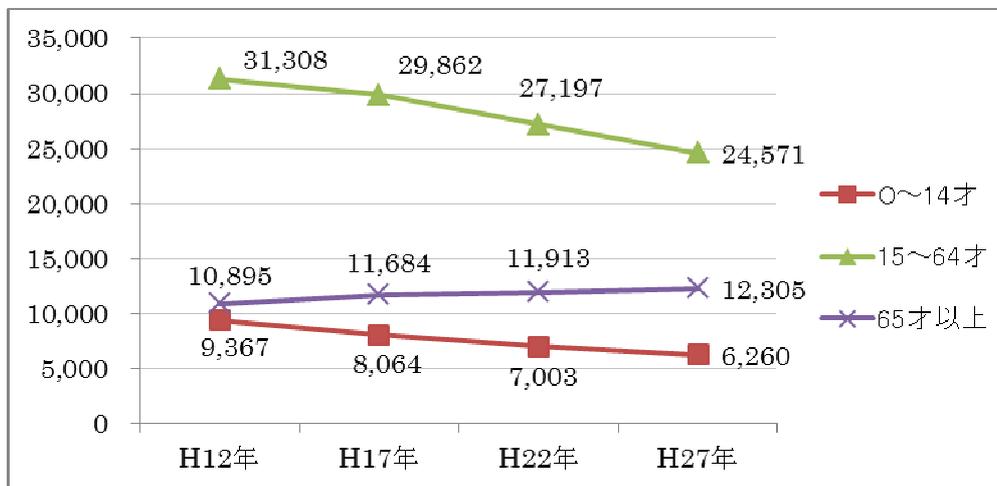
平成 12 年から平成 27 年にかけて老年人口は増加する一方、年少人口は減少を続け、少子高齢化の傾向にあるが、平成 27 年は鹿児島県平均に比べ、老年人口の比率は 0.9% 低く、年少人口は 1.0% ほど高くなっている。

図一奄美市における年齢階層別人口比率の推移（単位：％）



表一年齢階層別人口の推移（単位：人）

	総数	0～14才	15～64才	65才以上
H12年	51,570	9,367	31,308	10,895
H17年	49,610	8,064	29,862	11,684
H22年	46,113	7,003	27,197	11,913
H27年	43,136	6,260	24,571	12,305
H27年 (鹿児島県)	1,630,243	220,751	929,758	479,734



出典：国勢調査

3) 産業大分類別人口

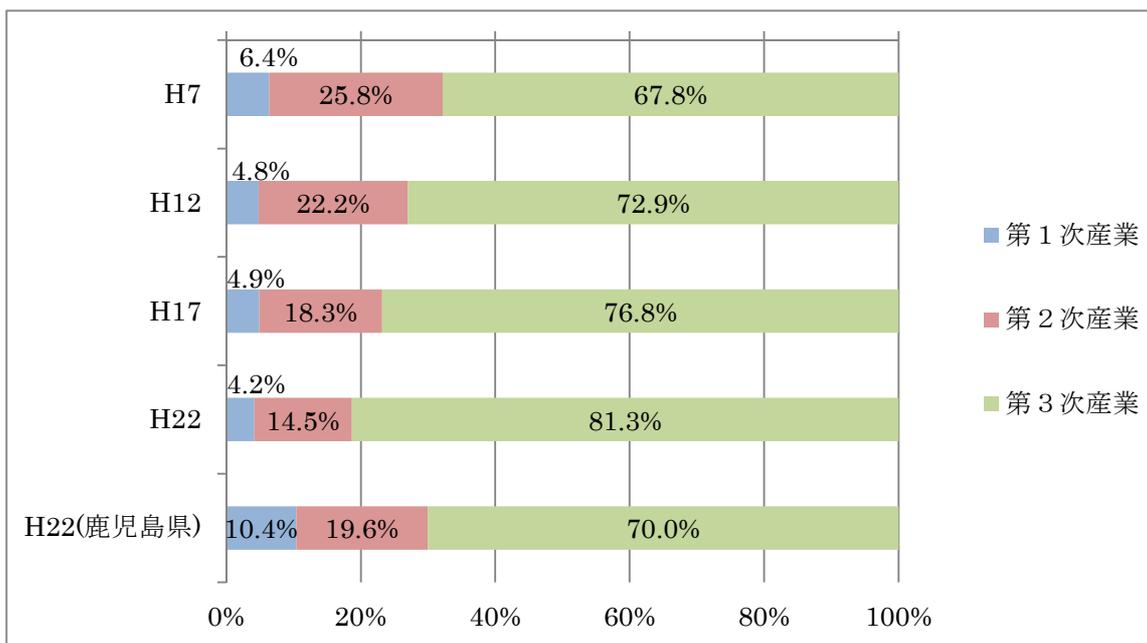
中心市街地が位置する旧名瀬市は、平成7年から平成22年にかけて、第1次、第2次産業従事者数は減少する一方、第3次産業従事者数は増加傾向にあり、鹿児島県平均（平成22年）と比べ、13.7%高い状況にある。

表一 産業分類別人口の推移（単位：人，%）

		H7		H12		H17		H22	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
奄美市	第1次産業	1,491	6.4	1,062	4.8	1,056	4.9	827	4.2
	第2次産業	5,968	25.8	4,904	22.2	3,968	18.3	2,866	14.5
	第3次産業	15,675	67.8	16,086	72.9	16,643	76.8	16,062	81.3
	合計	23,134	100.0	22,052	99.9	21,667	100.0	19,755	100.0
旧名瀬市	第1次産業	535	2.8	384	2.1	392	2.2	382	2.3
	第2次産業	4,807	25.1	3,945	21.5	3,158	17.6	2,334	14.0
	第3次産業	13,825	72.1	14,033	76.4	14,388	80.2	13,956	83.7
	合計	19,167	100.0	18,362	100.0	17,938	100.0	16,672	100.0
旧住用村	第1次産業	221	27.1	86	12.5	87	12.7	45	8.5
	第2次産業	225	27.6	231	33.7	172	25.0	114	21.4
	第3次産業	370	45.3	369	53.8	428	62.3	373	70.1
	合計	816	100.0	686	100.0	687	100.0	532	100.0
旧笠利町	第1次産業	735	23.3	592	19.7	577	19.0	400	15.7
	第2次産業	936	29.7	728	24.2	638	21.0	418	16.3
	第3次産業	1,480	47.0	1,684	56.1	1,827	60.0	1,733	68.0
	合計	3,151	100.0	3,004	100.0	3,042	100.0	2,551	100.0
鹿児島県	第1次産業	125,331	14.9	99,323	12.0	94,335	11.7	77,967	10.4
	第2次産業	208,381	24.7	200,548	24.3	171,497	21.3	146,393	19.6
	第3次産業	508,321	60.4	526,217	63.7	539,970	67.0	522,291	70.0
	合計	842,033	100.0	826,088	100.0	805,802	100.0	746,651	100.0

出典：国勢調査

図一 奄美市における産業者別従業者比率の推移



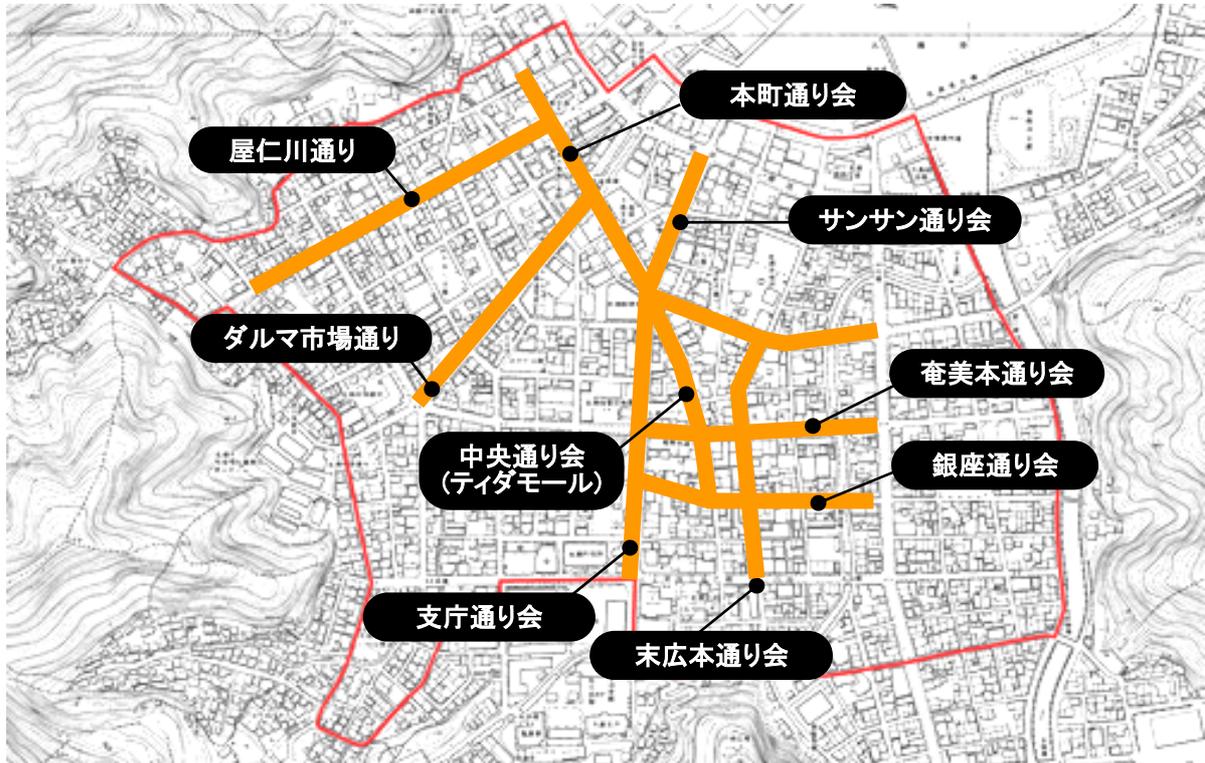
出典：国勢調査

②商業

1) 中心市街地内の商店街

中心市街地の商店街は、中央通り、末広本通り、奄美本通り、銀座通りからなる中心商店街と、屋仁川通りの飲食店街、ダルマ市場通りの近隣商業地等に大別できる。

図一商店街位置図



各商店街の現状

商店街名称	各通りの現状
中央通り	本市唯一のアーケードを有し、歩行者通行量も最も多い。専門店による中心商業地
奄美本通り	多様な業種の店舗が多く、自動車の通行量も多い。賑わいの拠点となる通り
銀座通り	特徴的な店舗が多く、新規出店も見られる。サービス関連の事業所も多い通り
末広本通り	区画整理事業により道路整備を行っている新しい商業通り
支庁通り	主要バス路線が通行する自動車交通のメイン通り
サンサン通り	大島紬や宴会施設が立地する特徴ある通り
本町通り	金融・娯楽・宿泊等様々な業種が集積した通り
ダルマ市場通り	商店街と繁華街の中間に位置する通り。食料品スーパーが立地
屋仁川通り	本市の中心的な飲食街。県内第2位の規模を誇る繁華街

2) 小売業

小売業の店舗数、販売額、売場面積、従業員数のいずれについても、市全体、中心市街地ともに減少傾向にあり、中心市街地の減少率のほうが高い状況にある。

また、1店舗当たり、1㎡当たりの販売額の状態についても、平成19年から平成26年にかけて、市全体では増加しているが、中心市街地では減少しており、中心市街地での販売効率の低下がうかがえる。

表一 店舗件数、年間商品販売額、売場面積、従業者数の推移

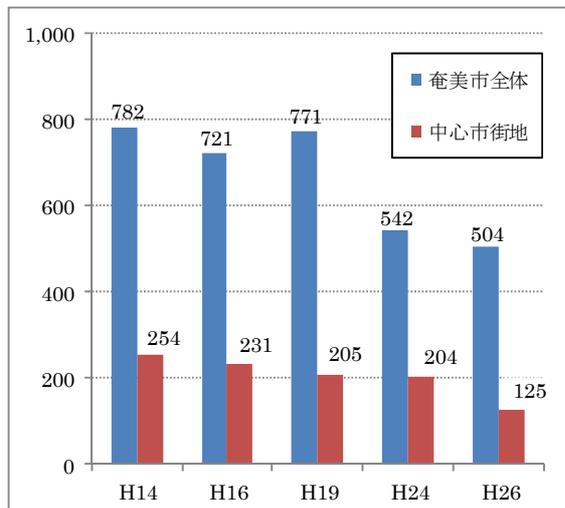
		平成14年	平成16年		平成19年		平成24年		平成26年		H16/H26比
				前年比		前年比		前年比		前年比	
奄美市 全体	店舗数(件)	782	721	▲ 61	771	▲ 50	542	▲ 229	504	▲ 38	68.9%
	販売額(百万円)	40,804	43,829	▲ 3,025	42,960	▲ 869	43,075	▲ 115	37,331	▲ 5,744	85.2%
	売場面積(㎡)	52,500	52,065	▲ 415	51,029	▲ 258	45,775	▲ 6,054	40,292	▲ 5,403	77.4%
	従業者数(人)	3,020	2,983	▲ 37	3,140	▲ 157	2,495	▲ 644	2,354	▲ 142	78.9%
中心 市街地	店舗数(件)	254	231	▲ 23	205	▲ 28	204	▲ 1	125	▲ 79	54.1%
	販売額(百万円)	9,401	11,559	▲ 2,158	8,215	▲ 3,344	7,202	▲ 1,013	3,956	▲ 3,246	34.2%
	売場面積(㎡)	15,399	15,010	▲ 411	13,770	▲ 2,040	12,224	▲ 1,546	7,549	▲ 4,675	47.7%
	従業者数(人)	783	785	▲ 18	681	▲ 105	749	▲ 68	317	▲ 432	40.3%

		平成19年		平成26年			
		1店舗当たり	1㎡当たり	1店舗当たり	1㎡当たり		
奄美市 全体	店舗数(件)	771	—	504	—		
	販売額(百万円)	42,960	55.7	0.83	37,331	74.1	0.93
	売場面積(㎡)	51,929	67.2	—	40,292	79.9	—
	従業者数(人)	3,140	4.1	—	2,495	4.7	—
中心 市街地	店舗数(件)	205	—	125	—		
	販売額(百万円)	8,215	40.1	0.60	3,956	31.6	0.52
	売場面積(㎡)	13,770	67.2	—	7,549	60.4	—
	従業者数(人)	681	3.3	—	317	2.5	—

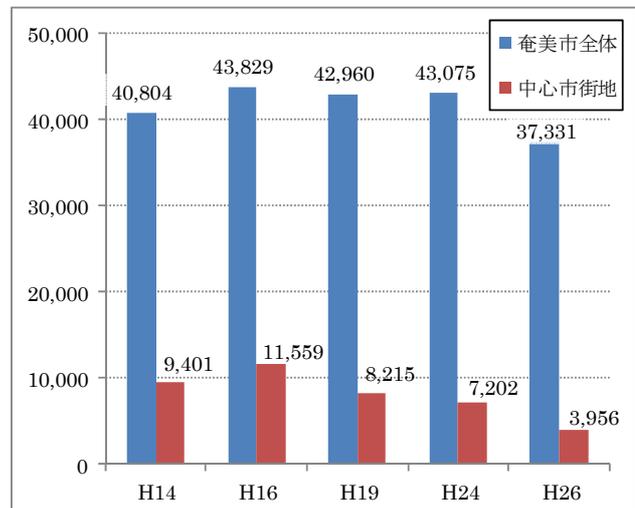
※H14、H16については旧名瀬市、H19以降については奄美市として調査

出典：商業統計調査

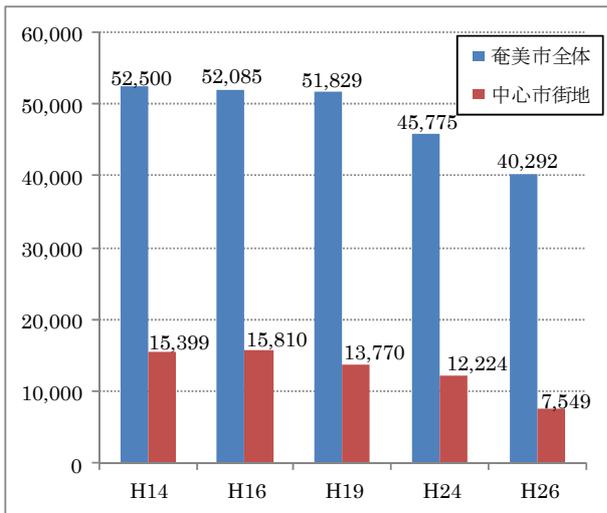
図一 小売店舗数の推移 (単位：件)



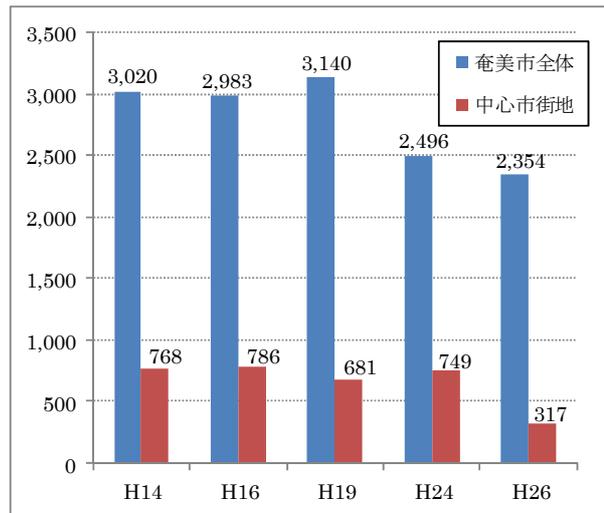
図二 年間商品販売額の推移 (単位：百万円)



図一売場面積の推移（単位：㎡）



図一従業員数の推移（単位：人）



3) 空き店舗数の推移

中心市街地の空き店舗数及び空き店舗率ともに、平成 20 年度以降、横ばい若しくは減少傾向にある。通り別にみると、平成 27 年度においては、中央通り、奄美本通り、銀座通りの空き店舗率が高い状況にあり、末広本通りは、他の商店街と比較して空き店舗率は低い状況にあるが、店舗数の減少が他の通りと比較して高くなっている。

表一空き店舗数の推移（単位：件，%）

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
中央通り	店舗数	74	73	73	70	66	71	75	75
	空き店舗数	15	12	4	7	3	9	8	10
	空き店舗率	20.3%	16.4%	5.5%	10.0%	4.5%	12.7%	10.7%	13.3%
奄美本通り	店舗数	65	64	62	63	60	49	45	44
	空き店舗数	10	9	13	10	10	5	5	8
	空き店舗率	15.4%	14.1%	21.0%	15.9%	16.7%	10.2%	11.1%	18.2%
末広本通り	店舗数	54	54	51	34	28	29	18	18
	空き店舗数	8	11	11	7	6	11	2	1
	空き店舗率	14.8%	20.4%	21.6%	20.6%	21.4%	37.9%	11.1%	5.6%
銀座通り	店舗数	62	59	53	47	45	45	45	41
	空き店舗数	10	9	9	2	2	9	8	5
	空き店舗率	16.1%	15.3%	17.0%	4.3%	4.4%	20.0%	17.8%	12.2%
4通り小計	店舗数	255	250	239	214	199	194	183	178
	空き店舗数	43	41	37	26	21	34	23	24
	空き店舗率	16.9%	16.4%	15.5%	12.2%	10.6%	17.5%	12.6%	13.5%
その他の通り	店舗数	123	117	104	97	93	101	99	94
	空き店舗数	12	12	12	13	8	9	14	11
	空き店舗率	9.8%	10.3%	11.5%	13.4%	8.6%	8.9%	14.1%	11.7%
合計	店舗数	378	367	343	311	292	295	282	272
	空き店舗数	55	53	49	39	29	43	37	35
	空き店舗率	14.6%	14.4%	14.3%	12.5%	9.9%	15.8%	13.1%	12.9%

出典：奄美市調査

4) 大規模小売店舗

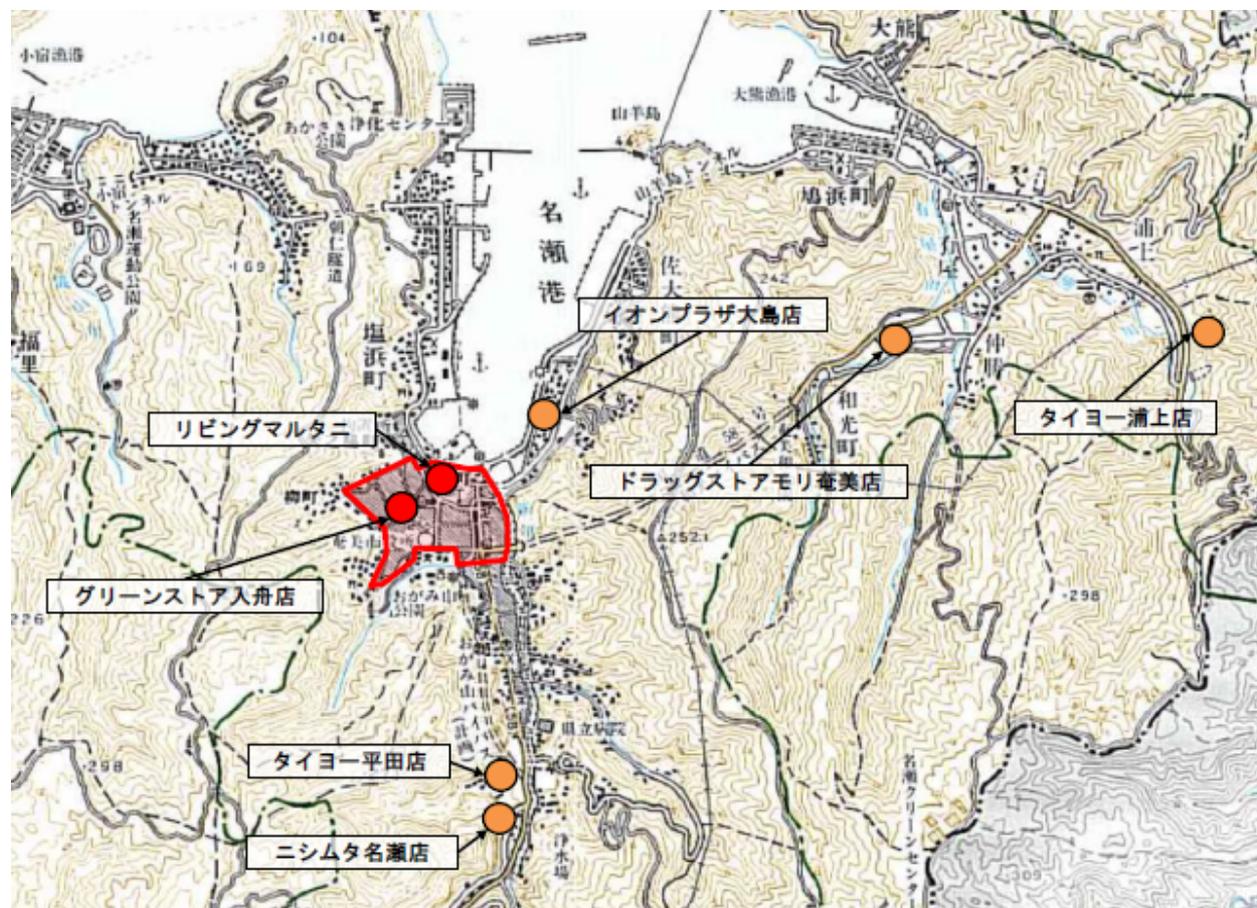
奄美市の大規模小売店舗は、現在7店舗あり、中心市街地には2店舗が立地し、それら以外は、ほとんどが国道58号や県道名瀬龍郷線などの幹線道路沿道に立地している。その規模も中心市街地の店舗と比較すると大規模であることから、中心市街地の求心力が衰え、購買率が落ち込んだ要因と考える。

表一 大規模小売店舗の立地状況

No.	所在地	名称	開店日	店舗面積(m ²)
1	中心市街地	名瀬港町11-1	S50.11	1,475
2		名瀬入舟町18-21	H20.3(増床)	1,154
3	上記以外	名瀬真名津町13-70	H9.3	1,100
4		名瀬真名津町13-1	H5.5	1,250
5		名瀬小浜町23-1	H4.12	4,153
6		名瀬浦上町1133-4	H22.3	2,420
7		名瀬和光町17-1	H27.6	1,276
8	近隣市町村	大島郡龍郷町中勝580	H12.11	6,825
9		大島郡龍郷町中勝581	H28.12	1,439

出典：奄美市調査

図一 大規模小売店舗の立地状況



5) 名瀬商圈の動向

名瀬商圈は、旧名瀬市を商圈核として、大島本島の7市町村（旧市町村単位）で構成され、1次商圈は旧名瀬市、大和村、旧住用村、宇検村、旧笠利町、龍郷町の6市町村、また、2次商圈は瀬戸内町である。

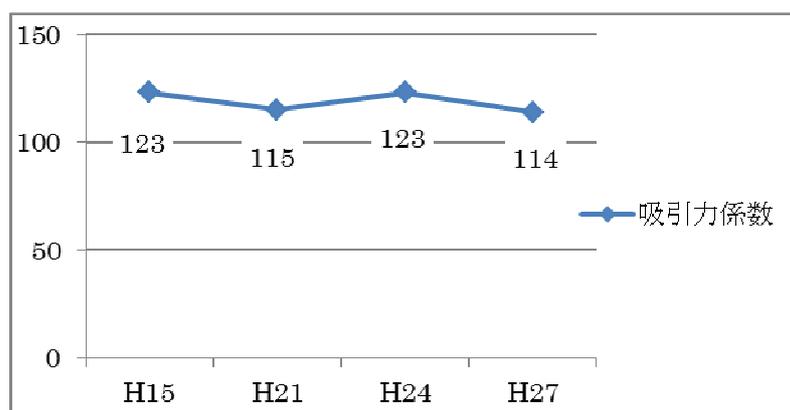
当商圈は離島という特徴から他の商圈とは重なりがみられないが、商圈内での購買動向をみると、旧名瀬市への流入率（旧名瀬市は地元購買率）は、72.0%（平成24年度）から67.1%（平成27年度）に低下し、中でも大和村並びに龍郷町の減少率が大きく、特に龍郷町に関しては、町内の大規模小売店舗の立地（平成12年11月）に起因していると考えられる。こうした状況により、名瀬商圈の購買人口は減少し、それに伴い、吸引力係数も123から114に低下している。

表一名瀬商圈の動向

商圈区分	市町村名 (旧市町村)	旧名瀬市への流入率 (%)				行政人口(人)			購買人口(人)			人口増減 H27-H24
		H27	H24	H21	流入率 増減 H27-H24	H27	H24	H21	H27	H24	H21	
1次	大和村	74.2	83.2	90.9	-9	1,609	1,690	1,790	1,194	1,406	1,627	-212
	旧名瀬市	88.3	92.2	88.3	-3.9	37,829	38,171	39,238	33,403	35,194	33,548	-1,791
	旧住用村	73.5	81.5	77.6	-8	1,471	1,510	1,668	1,081	1,231	1,294	-150
	宇検村	76.5	67.4	71.3	9.1	1,792	1,868	1,995	1,371	1,259	1,422	112
	旧笠利町	40.7	33.2	42.4	7.5	6,144	6,289	6,567	2,501	2,088	2,784	413
	龍郷町	18.1	26.9	33.4	-8.8	5,967	6,103	6,180	1,080	1,642	2,064	-562
	計	74.1	77	74.4	-2.9	54,812	55,631	57,438	40,630	42,820	42,739	-2,190
2次	瀬戸内町	25.8	43.8	21.7	-18	9,344	9,862	10,263	2,411	4,320	2,227	-1,909
	計	25.8	43.8	21.7	-18	9,344	9,862	10,263	2,411	4,320	2,227	-1,909
合計		67.1	72.0	66.4	-4.9	64,156	65,493	67,701	43,041	47,140	44,966	-4,099

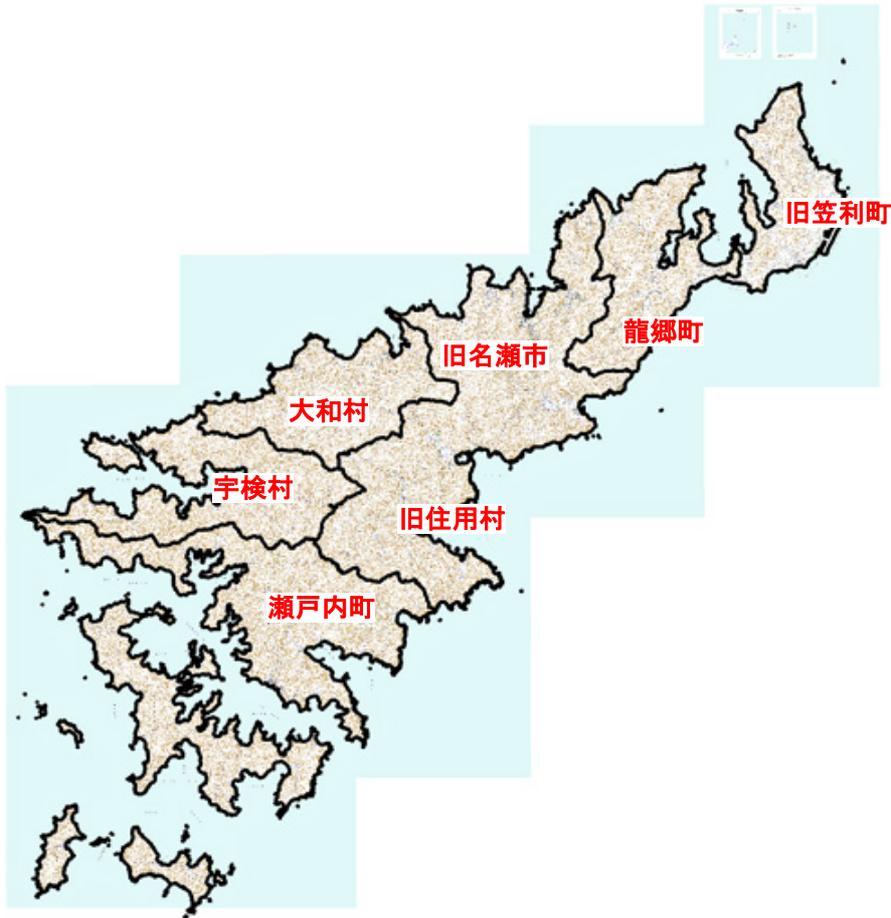
出典：平成27年度鹿児島県版消費者購買動向調査報告書

図一名瀬商圈の吸引力係数の推移



出典：平成27年度版鹿児島県消費者購買動向調査報告書

図一 大島本島旧市町村界



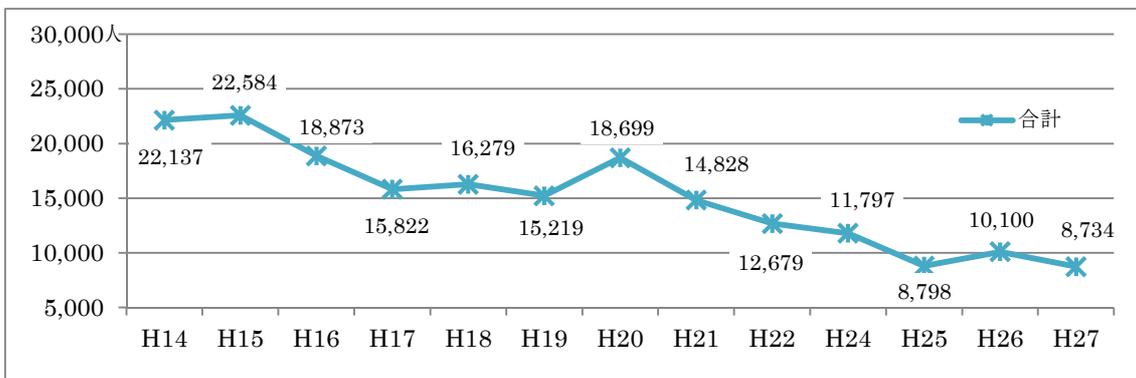
③交通

1) 歩行者通行量の推移

中心商店街の歩行者通行量の推移をみると、増減を繰り返しながら、全体的には減少傾向にある。

通り別にみると、すべての通りが減少傾向にあり、アーケードが設置されている中央通り以外の減少率（平成20年比）が特に高い状況にある。

図一 歩行者通行量の推移（単位：人）



出典：平成27年度版数字で見る奄美市

表一歩行者通行量の推移（単位：人，％）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H27/H20比	H27/H14比
中央通り	4,828	5,467	4,226	3,954	4,688	3,811	4,984	4,055	4,064	4,093	2,530	3,651	3,072	-30.1%	-36.4%
菟美本通り	7,204	7,059	7,073	5,151	5,419	5,910	5,793	4,902	4,153	3,750	3,175	2,074	2,883	-50.0%	-49.5%
末広本通り	4,397	5,842	3,739	3,535	3,168	3,054	3,577	2,898	2,298	2,127	1,562	1,845	1,882	-53.0%	-61.7%
朝原本通り	5,108	4,416	3,895	3,272	2,969	2,442	4,385	2,933	2,206	1,857	1,531	1,023	1,117	-74.4%	-78.1%
合計	22,137	22,304	18,073	15,072	16,279	15,214	18,699	14,020	12,629	11,767	7,160	10,100	6,734	-53.7%	-60.5%

出典：平成 27 年度版数字で見る菟美市

図一商店街歩行者通行量調査 調査箇所



※各年商店街通行量調査概要

1. 目的

菟美市中心商店街における歩行者の流れや特徴を把握し、その動向を分析することにより、商店街活性化の基礎資料とするとともに、商店街で営業する個々の店舗の経営改善、出店希望者等への活用を図ることを目的とする。

2. 調査の期日及び時間（平成 27 年 12 月期調査） 平成 27 年 12 月 20 日（日）10 時～19 時

3. 調査地点 中心商店街内 12 地点

4. 調査要領

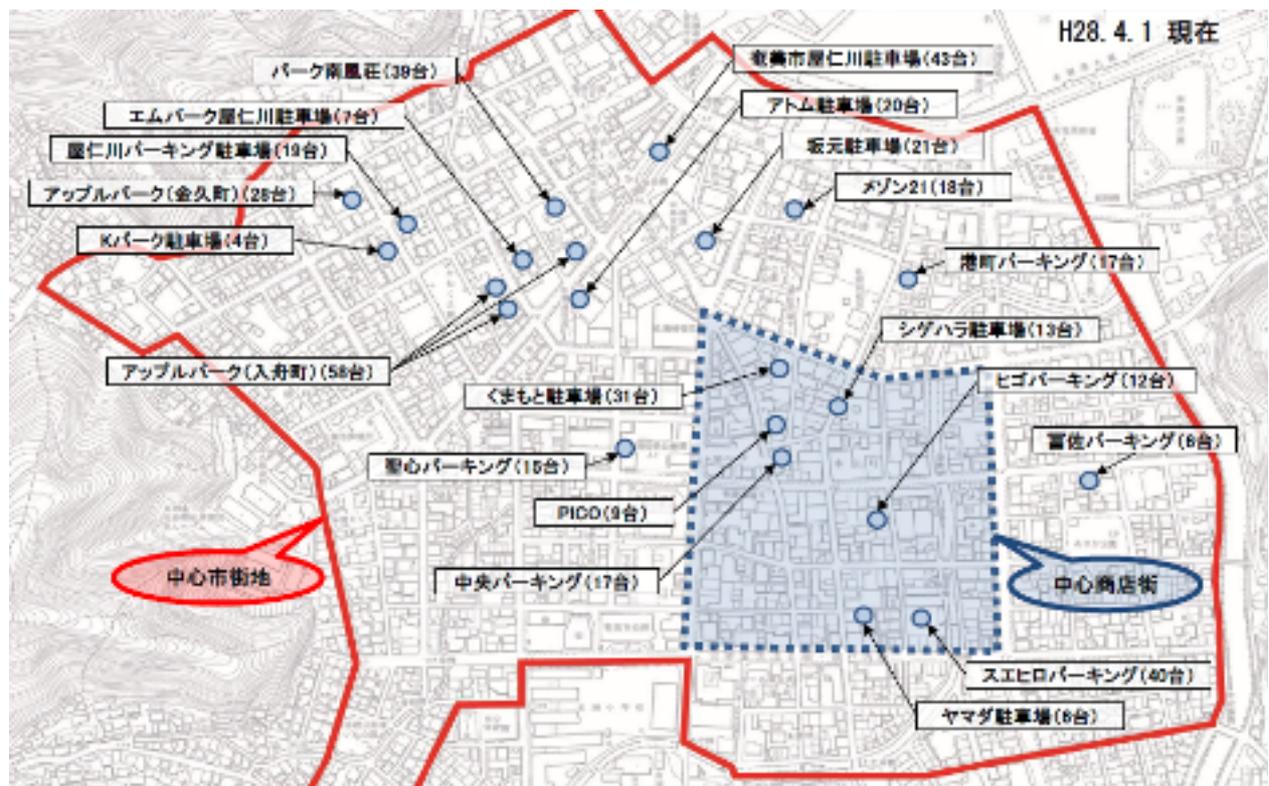
- ①調査方法… 1 時間単位で、調査地点を通過する歩行者を男女別・年代別にカウントし、調査表に記入。また、時間毎の歩行者の主な特徴について、調査票の備考欄に記入。
- ②調査対象… 調査対象となる歩行者は、小学生以上とする。（自転車及びバイクを押している人は、歩行者としてカウントする。）
- ③調査方向… 1 調査地点 2 名で、それぞれが一方向についてのみ調査する。

2) 駐車場

① 駐車場配置状況

中心市街地内には、民間及び公共駐車場が 20 箇所、423 台分の時間貸し駐車場が確保されている。

駐車場名	駐車台数	駐車場名	駐車台数	駐車場名	駐車台数
くまもと駐車場	31	シゲハラ駐車場	13	PICO(ピコ)	9
スエヒロパーキング	40	ヤマダパーキング	6	中央パーキング	17
ヒゴパーキング	12	富佐パーキング	6	港町パーキング	17
メゾン21	18	坂元駐車場	21	パーク南風荘	39
屋仁川パーキング駐車場	19	アップルパーク(金久町)	28	Kパーク駐車場	4
エムパーク屋仁川駐車場	7	アトム駐車場	20	聖心パーキング	15
アップルパーク(入舟町)	58	奄美市屋仁川駐車場	43		
駐 車 場 合 計 台 数					423



出典：奄美市調査（H28. 4. 1 現在）

②駐車券利用状況

中心市街地での時間貸し駐車場は、奄美市通り会連合会と契約した駐車場については、駐車場割引券を発行しており、平成27年の利用者数は33,942人となっているが、その利用者数は年々減少傾向となっている。

表一 駐車場利用者数の推移（単位：台、人）

	駐車場名	台数	H22	H23	H24	H25	H26	H27
民間	アトム駐車場	20	557	387	502	421	270	163
	聖心パーキング	15	6,140	6,189	7,711	8,812	7,889	4,145
	スエヒロパーキング	40	3,751	3,020	2,009	1,271	1,345	1,939
	PICO(ピコ)	9	2,188	2,633	1,727	3,318	2,635	3,819
	シゲハラ駐車場	13	3,975	3,760	4,429	3,805	2,300	1,969
	くまもと駐車場	31	17,633	18,559	18,643	16,266	14,885	17,586
	メゾン21	18	2,978	2,976	3,181	3,127	3,545	2,966
	坂元駐車場	21	1,487	1,435	1,543	2,202	1,776	1,339
	ヤマダ駐車場	6	-	-	-	-	-	216
合 計		173	38,709	38,959	37,745	39,020	34,825	33,942

資料：奄美大島商工会議所調査

③公共駐車場利用状況

公共駐車場については、平成27年度現在で2箇所あり、利用者数は25,006人となっている。繁華街に近い屋仁川駐車場については、宿泊利用を中心に利用台数が増加しているが、商店街区域に立地する末広駐車場については、利用台数が減少傾向にある。

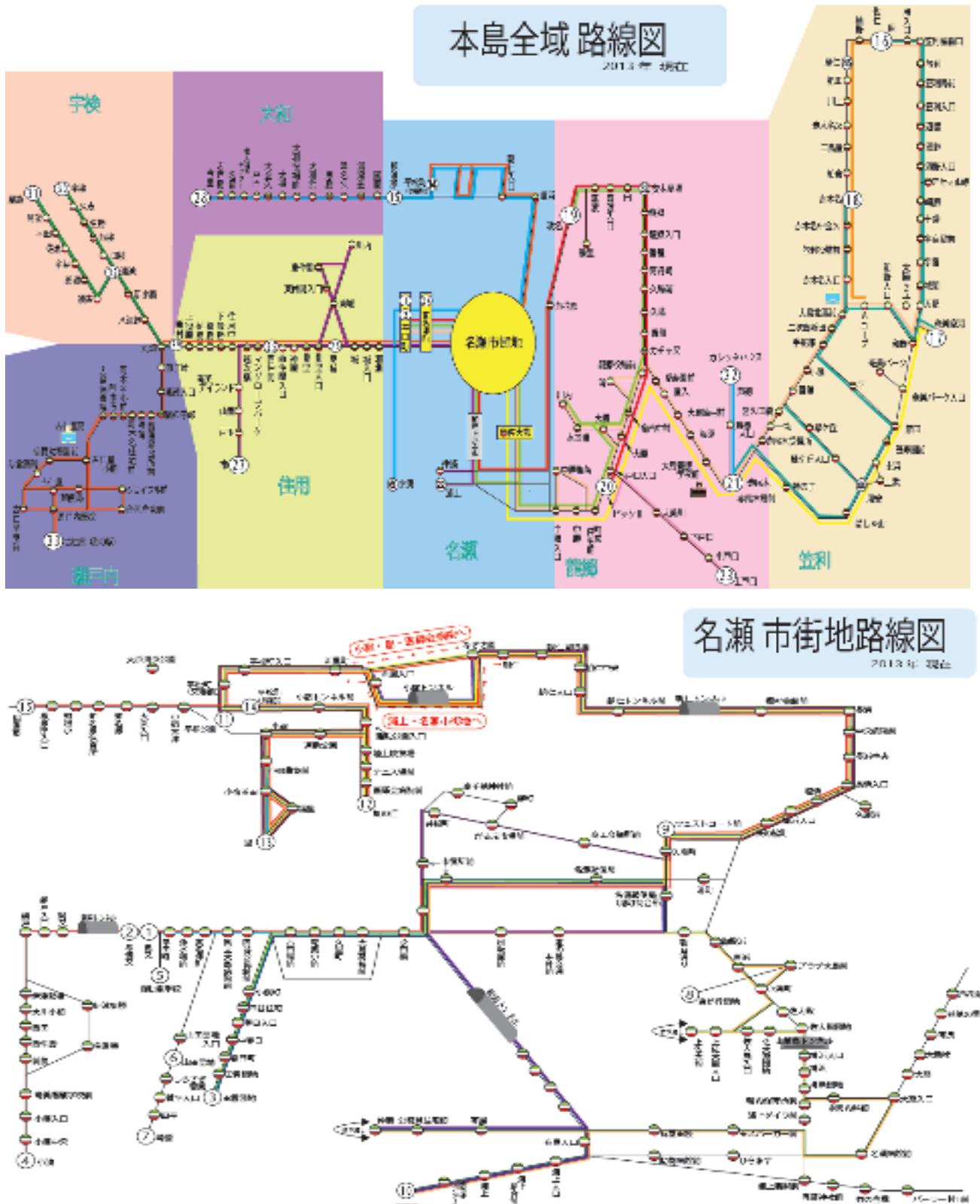
	駐車場名	台数	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市	末広駐車場	20	27,261	28,878	26,787	24,767	20,600	15,711
	屋仁川駐車場	43	7,252	8,427	7,908	9,192	8,987	9,295
合 計		63	34,513	37,105	34,695	33,979	29,587	25,006

資料：奄美市調査

3) バス交通 (バス路線)

奄美市内のバス路線は、市内唯一のバス会社である株式会社しまバス (49 系統) が運行 (平成 28 年 4 月 1 日現在) しており、多くの系統が中心市街地を発着、經由している。

図 - バス路線図 (本島全域及び市内中心部)



資料：株式会社しまバス

表ーバス路線（株式会社しまバス運行 平成28年4月1日現在）

運行系統	運行回数			所要時間	
	系統キロ	平日	土・日祝	行き	帰り
1 奥又～長浜～朝仁～平松公園	8.3	0.5	2.5	27	
2 奥又～長浜～平松町～虹の丘	10.0	4.5	4.5	33	33
3 奥又～長浜～平松町～里	10.6	11.0	5.0	34	34
4 田雲団地～長浜～虹の丘	10.0	8.5	6.5	36	36
5 田雲団地～長浜～里	11.5	3.0	2.0	37	37
13 浦上～上佐大熊～田雲団地	10.7	0.0	0.0	38	38
6 奥万田～上佐大熊～田雲団地	11.2	0.5	0.5	41	
7 奥万田～上佐大熊～プラザ大島～田雲団地	11.6	9.5	8.5	43	43
8 奥万田～和光町～田雲団地	8.7	0.5	0	31	
9 奥万田～和光町～平松町	11.7	0.5	0.5		41
10 奥万田～和光町～里	14.3	0.5	0		48
11 奥万田～上佐大熊～虹の丘	16.7	1.0	0.5	56	
12 奥万田～上佐大熊～プラザ大島～虹の丘	17.1	11.5	6.5	58	59
13 奥万田～上佐大熊～里	17.3	0	0.5	57	57
14 奥万田～上佐大熊～プラザ大島～里	17.7	5.0	4.5	59	60
15 小湊～西仲勝～与儀又	8.3	3.5	3.0	16	
16 小湊～西仲勝～根瀬部	24.4	0.5	0		58
17 小湊～西仲勝～虹の丘	18.7	2.5	2.0	50	50
18 小湊～西仲勝～里	19.3	3.0	2.0	51	51
19 与儀又～赤木名～和野～空港～佐仁	53.7	10.5	10.5	106	103
20 与儀又～朝仁～根瀬部～今里	42.3	8.0	6.0	85	85
21 東城～和光町～奥万田	20.4	1.0	0	41	43
22 新港～西仲間～阿木名～古仁屋(海の駅)	42.9	0.5	0.5	81	
23 ウエストコート前～西仲間～阿木名～古仁屋(海の駅)	42.0	10.5	10.5	77	77
24 平松公園～ウエストコート前	5.6	7.5	7.5	17	17
25 虹の丘～ウエストコート前	7.3	0.5	0.5	22	
26 里～ウエストコート前	7.9	1.5	1.5		23
27 名瀬～用安～空港	32.4	1.5	1.5	55	55
28 名瀬～用安～奄美パーク～空港	33.2	12.5	12.5	57	57
29 奥又～和光町～龍郷町役場～秋名	34.5	1.0	0	69	62
30 奥又～大熊～秋名～ビックⅡ	42.5	7.5	5.5	84	84
31 秋名～本龍郷～ビックⅡ	20.2	1.0	0.5	34	
32 奥又～龍郷町役場～秋名	35.6	0.5	1.0	67	69
33 奥又～大熊～秋名	21.1	1.5	1.5	47	50
34 奥又～川内～秋名	37.2	0.5	0		64
35 与儀又～安勝町～高千穂神社～上佐大熊	7.5	0.5	0		44
36 赤木名～平～節田～赤屋木～喜瀬～赤木名	22.2	1.0	0	42	
37 赤木名～喜瀬～真名津	31.0	0.5	0.5	59	
38 赤木名～屋仁～佐仁	8.4	7.0	4.0	16	16
39 自動車学校～長浜～朝仁～虹の丘	10.7	1.5	1.5	36	36
40 小湊～名瀬橋～朝仁～虹の丘	18.5	4.5	4.5	50	50
41 東ヶ丘団地～井根町～永田橋～山田団地	6.1	4.0	3.0	25	25
42 山田団地～箕屋入口～田平～崎原	10.0	3.0	3.0	18	18
43 西仲間～川内～東城	10.6	2.5	2.5	19	19
西仲間～川内～東城(自主)	10.6	2.0	1.0	19	19
44 市～山間～西仲間	10.0	5.0	5.0	21	21
市～山間～西仲間(自主)	10.0	2.0	1.0	21	21
45 宇検～湯湾～新村	27.3	3.0	3.0	55	55
46 屋純～名瀬～湯湾	22.6	3.0	3.0	45	45
47 平松～大浜入口～大浜	3.0	3.0	3.0	7	7
48 赤屋木局前～芦徳～カレッタハウス	2.1	1.0	0	5	5
49 上戸口～戸口入口～ビックⅡ	3.4	6.0	6.0	5	5

資料：株式会社しまバス

4) 島外からの交通

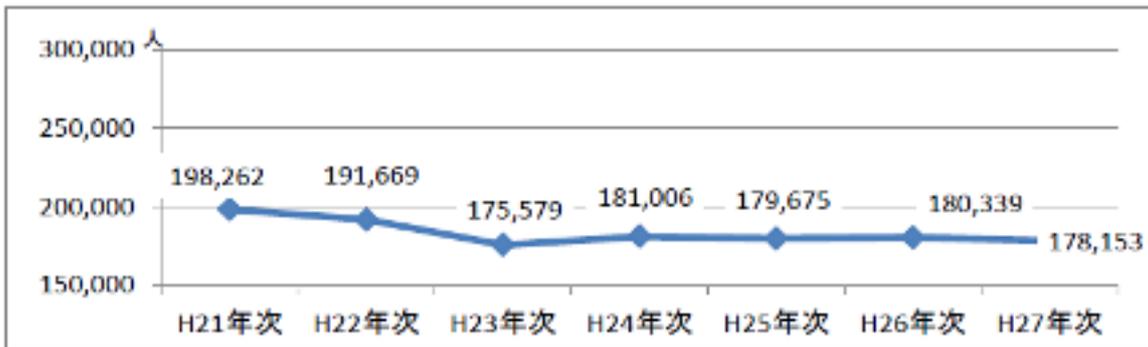
奄美空港の乗降客数を見ると、LCC 路線の就航や奄美群島振興交付金を活用した航空運賃軽減事業により航空運賃が軽減されたことによって、上昇傾向となっている。また、名瀬港の乗降人員は、増減を繰り返しながら横ばい傾向にある。

図一奄美空港における旅客数（乗降客数）（単位：人）



資料：奄美市空港管理事務所

図一名瀬港における乗降人員（単位：人）



資料：鹿児島県大島支庁

④観光

1) 観光客の推移

奄美群島は、様々な景勝地をはじめ、輝く太陽のもとに広がるエメラルドグリーン的大海、サンゴ礁の間を遊泳する色とりどりの熱帯魚、サンゴ礁が砕けてできた白い砂浜、特別天然記念物のアマミノクロウサギなど希少な動植物、温暖な気候の中で年間を通じて咲き誇る色とりどりの花々、ソテツ・アダン・ガジュマルなどの熱帯系樹木に囲まれた集落など、豊かな自然環境に恵まれた、情緒豊かな亜熱帯の島々である。



写真一奄美の観光資源

こうした豊かな自然環境は、平成 28 年に、世界遺産の暫定一覧表へ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産候補地として記載されるなど、本市を含めた奄美群島の貴重な財産となっている。このような亜熱帯性・海洋性の優れた自然環境とともに、シマ唄・八月踊り・六調踊り等の伝統芸能や大島紬・黒糖焼酎さらには亜熱帯性の果物類等、個性的で多様な観光資源を有している。

奄美群島の入込客は、昭和 40 年代の高度経済成長と離島ブームに伴って脚光を浴び、昭和 49 年には年間 70 万人台に達したが、沖縄の本土復帰、昭和 48 年の第 1 次オイルショック以降の景気低迷、国民ニーズの変化、海外旅行ブーム等により、昭和 62 年には 66 万人台まで落ちこんだ。

しかし、昭和 63 年 7 月の奄美空港ジェット化に伴う、奄美大島～鹿児島・大阪間でのジェット機就航や、平成 4 年 12 月から奄美大島～東京直行便の就航、受入施設の充実等により、本土からのツアー客、ゴルフ客等を中心に入込客が増加し、また近年では、温暖な気候を利用した冬季スポーツ合宿の誘致やクルーズ船の寄港、LCC 路線の就航や奄美群島振興交付金を活用した航空運賃の軽減などにより、入込客数は上昇傾向にある。

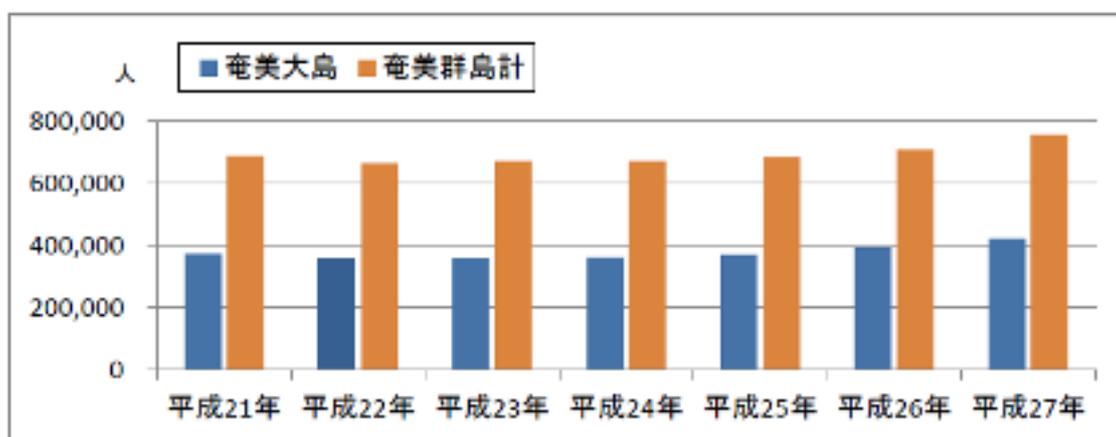
奄美大島の観光客数は、奄美群島内で最も多く、年間約 42 万人の方々が訪れている。月別に見ると、夏季（7 月、8 月）及びGW 時期（5 月）がピークであり、それ以外のシーズンは、約 3 万人程度で推移している。

表一入込客の推移（単位：人、％）

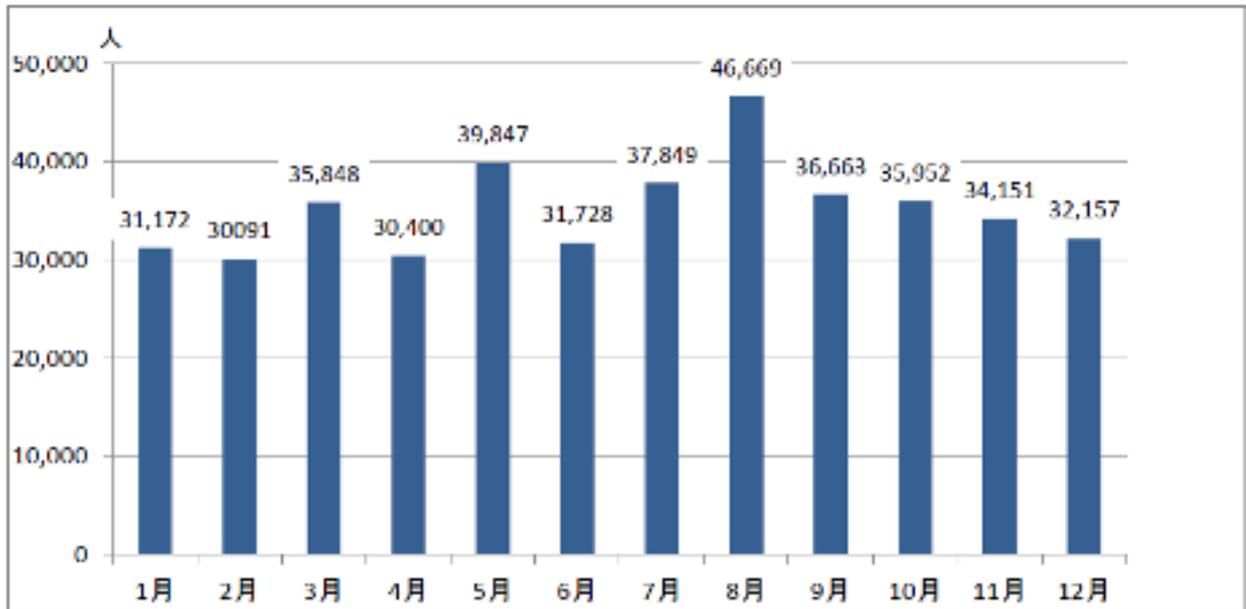
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
奄美大島	372,486	355,152	357,103	361,252	370,360	393,654	422,527
喜界島	56,443	54,152	54,733	51,830	51,762	52,674	55,481
徳之島	125,316	125,288	127,290	125,110	126,345	124,275	129,806
沖永良部島	79,726	78,065	80,167	80,732	81,334	82,696	87,121
与論島	56,589	53,794	53,307	53,616	56,469	55,464	62,952
奄美群島計	690,560	666,451	672,600	672,540	686,270	708,763	757,887

資料：鹿児島県大島支庁・（社）奄美群島観光物産協会

図一入込客の推移（単位：人）



図一月別入込客の推移（平成 27 年，単位：人）



資料：鹿児島県大島支庁・（一社）奄美群島観光物産協会

2) 宿泊施設の状況

奄美市の宿泊施設は、平成 27 年度現在で 45 軒，収容人数は 1,856 人となっている。

表一 宿泊施設の現況（単位：軒，人）

宿泊施設		軒数	収容人数
総数		45	1,856
内訳	ホテル	13	1,247
	旅館・民宿等	18	431
	その他	14	178

資料：奄美市調査

⑤土地利用

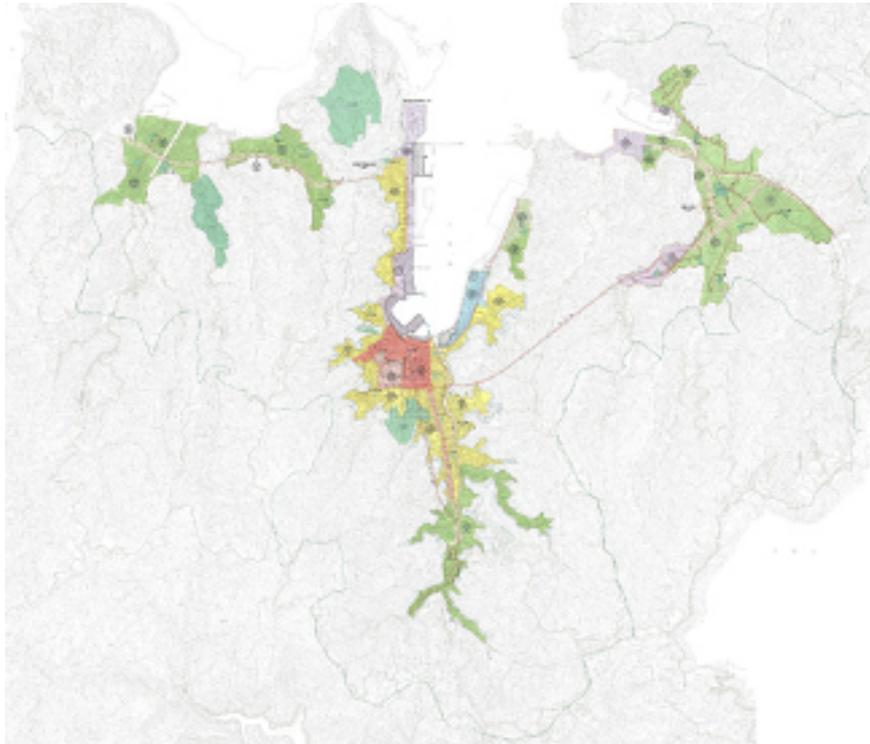
1) 都市計画

中心市街地は、都市計画区域内に位置し、商業地域（建ぺい率：80%/容積率：400%）、近隣商業地域（80%/300%）、第一種住居地域（60%/200%）に指定されている。

中心市街地内においては、市街地への良好なアクセスや防災機能の強化等と併せて、商業施設の再編を図り、にぎわいに満ちた中心市街地の形成を図るため、名瀬都市計画事業末広・港土地区画整理事業（施行者：奄美市，施行面積：約3.2ha）が進められている。

また、中心市街地の隣接地にマリントウン地区の埋め立て事業を施行中であり、観光関連施設や娯楽施設用地、交通関連用地など中心市街地を補完する機能として整備を進めている。

図一奄美市都市計画図

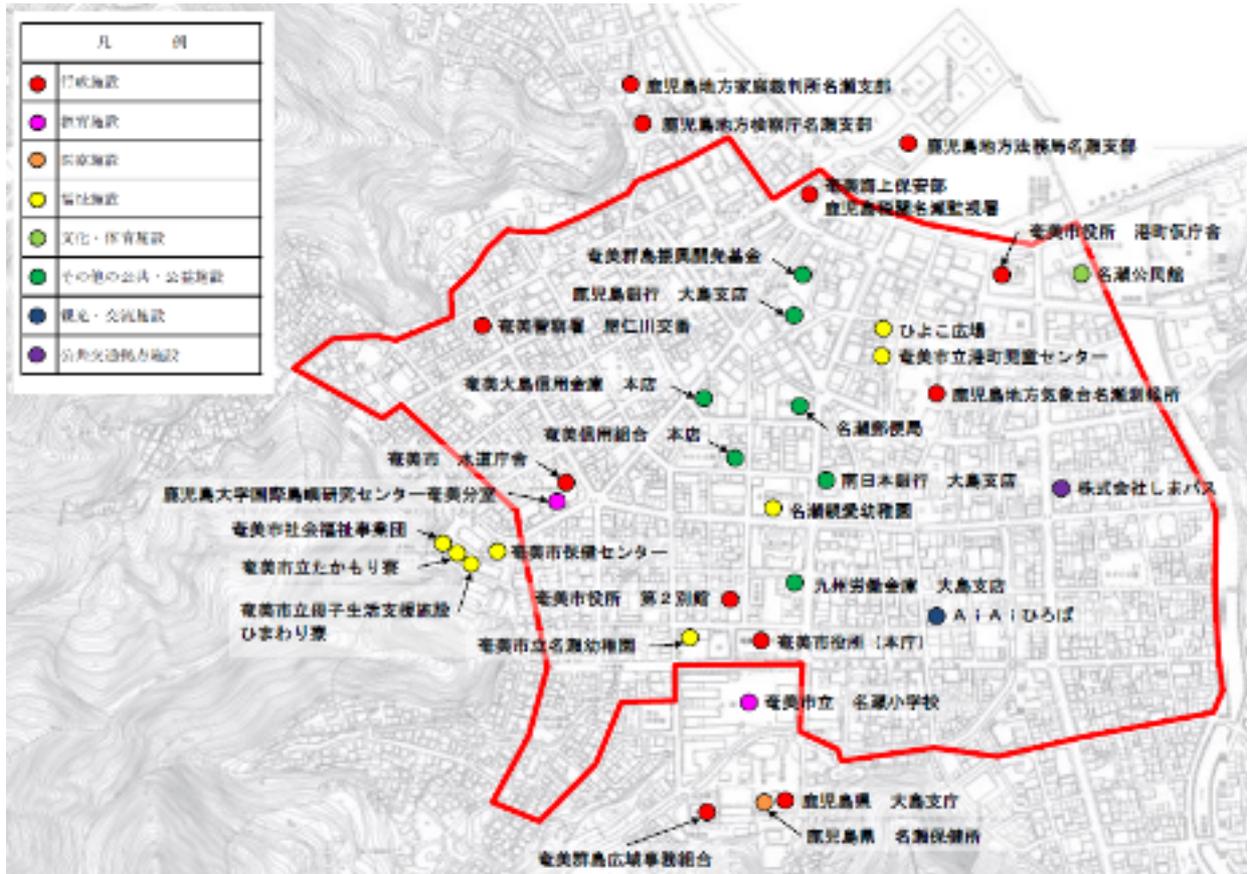


2) 公共公益施設

中心市街地には、奄美市役所や市役所別館，奄美海上保安部，鹿児島税関名瀬監視署，名瀬測候所等の官公庁をはじめ，中央公民館等の公共施設や，名瀬幼稚園等の教育施設，名瀬郵便局，各種金融機関等の公益施設等が中心部に集中して立地している。

一方で，大型病院や車利用が中心となっているスポーツ施設や健康増進施設（タラソテラピー）等，近年築造された大型の公共公益施設については，郊外部での立地が中心となっている。

図一 主要施設位置図



また、奄美市の主要な公共公益施設の利用状況は、平成 27 年で見てみると、最も利用されているのは文化センター（180,083 人）で、次いで県立図書館奄美分館（140,381 人）、AiAiひろば（114,513 人）、名瀬公民館（87,494 人）となっている。

表一 主要施設の利用状況（単位：人）

施設名称		H22	H23	H24	H25	H26	H27
中心市街地	名瀬公民館	80,009	70,747	72,486	77,032	82,778	87,494
	AiAiひろば	43,940	57,691	94,485	99,332	102,183	114,513
中心市街地以外	県立図書館奄美分館	157,998	162,599	155,951	155,229	147,994	140,381
	奄美文化センター	153,452	154,601	152,674	160,534	152,863	180,083
	奄美博物館	7,213	6,964	6,521	8,924	8,695	11,321
	大浜海浜公園	83,345	96,462	93,393	92,030	68,960	65,119

出典：奄美市調査

3) 地価

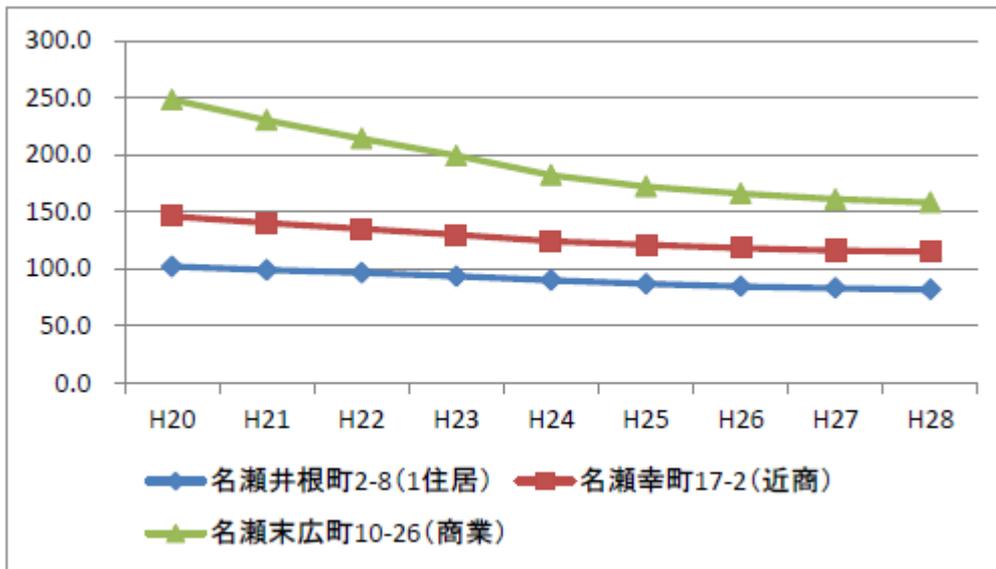
奄美市の地価は年々減少傾向にあり、特に中心市街地内の商業地域である「名瀬末広町 10-26」及び近隣商業地域である「名瀬幸町 17-2」については大きく減少している。

表一 地価の推移（単位：千円／㎡）

番号	調査地点		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	所在	用途地域									
1	名瀬井根町2-8	1住居	102.0	99.0	96.5	93.5	90.0	86.9	84.5	83.1	81.8
2	名瀬長浜町24-5	1住居	81.3	79.8	79.8	77.9	76.0	73.0	71.0	70.5	70.5
3	名瀬幸町17-2	近商	146.0	140.0	135.0	130.0	124.0	121.0	118.0	116.0	115.0
4	名瀬末広町10-26	商業	248.0	230.0	214.0	199.0	182.0	172.0	166.0	161.0	158.0
5	名瀬鳩浜町142番	1中専	45.1	44.4	45.1	44.4	43.8	42.7	42.0	41.4	40.7

出典：地価公示

図一 地価の推移（単位：千円／㎡）



出典：地価公示

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 奄美市の中心市街地のまちづくりに関わるアンケート調査

本アンケート調査は、市民の中心市街地に対する現状認識や中心市街地の利用状況、活性化に向けた意向等を把握し、基本計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施したものである。

①調査実施概要

1) 調査実施方法

本調査は、中心市街地に居住する 1,605 世帯（全戸）は全て、郊外に居住する 1,373 世帯は無作為に抽出し、郵送により配布・回収を行った。

◆配布日 : 平成 22 年 9 月

◆回収期限 : 平成 22 年 10 月 31 日 ※差出有効期限

2) 調査票の配布・回収状況

表一 配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
全体	2,978	667	22.4%
[内訳]			
中心市街地内	1,605	216	13.5%
郊外(中心市街地外)	1,373	451	32.8%

3) 回答者の属性

表一 年齢

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
0.3%	5.5%	13.5%	16.6%	25.1%	22.1%	16.8%

表一 性別

男性	女性
43.6%	56.4%

表一 居住地

中心市街地内	中心市街地外
32.0%	68.0%

②調査結果

1) 中心市街地の買物・飲食目的別アクセスエリアについて

最寄り品については、中心市街地内・外ともに、それぞれの地域で購入している傾向にある。一方、買回り品、飲食については、中心市街地内での利用割合が高い状況にある。

表一最寄り品（食料品や日用雑貨など）の買物場所

	中心市街地内	中心市街地外	全体
中心商店街	40.9%	8.7%	19.0%
中心商店街以外の中心市街地内の店	26.3%	10.4%	15.5%
中心市街地外	32.8%	80.9%	65.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%

表一買回り品（衣料品や靴など）の買物場所

	中心市街地内	中心市街地外	全体
中心商店街	48.2%	26.1%	33.3%
中心商店街以外の中心市街地内の店	6.5%	6.3%	6.4%
中心市街地外	45.2%	67.6%	60.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%

表一飲食の場所

	中心市街地内	中心市街地外	全体
中心商店街	38.7%	13.4%	22.0%
中心商店街以外の中心市街地内の店	44.2%	40.7%	41.9%
中心市街地外	17.1%	45.9%	36.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%

2) 中心市街地外からの中心市街地の利用頻度について

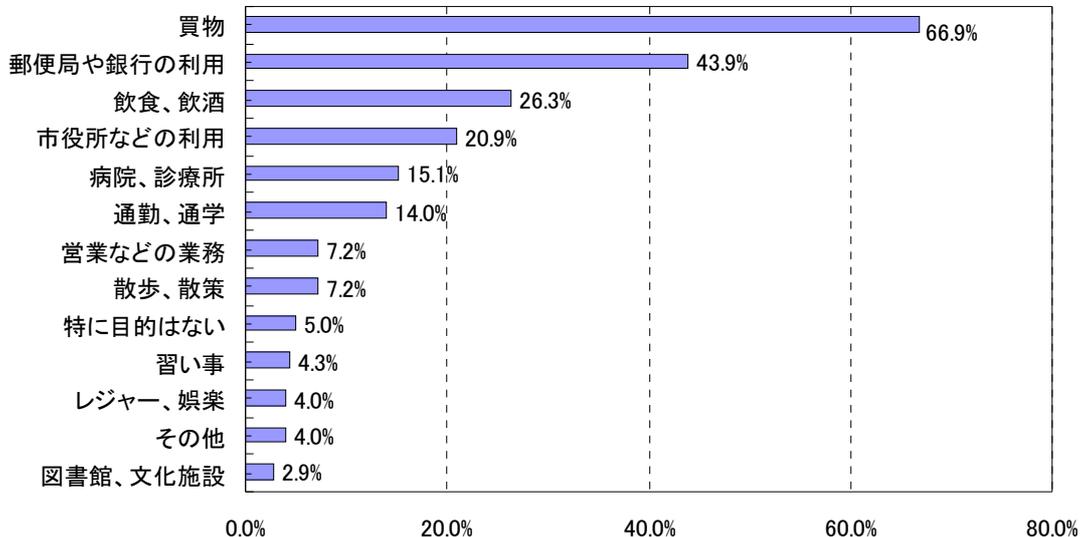
中心市街地外在住者の利用頻度は、「月に2～3回（26.0%）」が最も多く、次いで「週に1～2回（21.8%）」、「週に3回以上（19.7%）」となっている。年齢別に見ると、30歳代（50.8%）、40歳代（52.8%）の利用割合が高い。

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	全体
週3回以上	0.0%	12.0%	25.4%	27.8%	20.0%	12.0%	19.4%	19.7%
週に1～2回	50.0%	24.0%	25.4%	25.0%	19.1%	23.9%	14.9%	21.8%
月に2～3回	0.0%	32.0%	25.4%	27.8%	20.0%	30.4%	26.9%	26.0%
月に1回	0.0%	16.0%	8.5%	6.9%	15.5%	16.3%	17.9%	13.6%
ほとんど行かない	50.0%	16.0%	15.3%	12.5%	25.5%	17.4%	20.9%	19.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3) 中心市街地外在住者の中心市街地の利用目的について

中心市街地外在住者の中心市街地を利用する目的は、「買物（66.9%）」が最も多く、次いで「郵便局や銀行に利用（43.9%）」となっている。

表－利用目的



年齢別に見ると、60歳代、70歳代で「市役所などの利用」や「病院、診療所」の回答が他の年代と比べて多い。

表－年齢別利用目的

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	全体
買物	33.3%	37.5%	32.1%	29.5%	25.9%	28.9%	34.4%	30.2%
郵便局や銀行の利用	0.0%	12.5%	26.4%	17.0%	14.8%	24.4%	19.4%	19.8%
飲食、飲酒	33.3%	18.8%	16.0%	15.2%	14.1%	5.2%	6.5%	11.9%
市役所などの利用	0.0%	6.3%	5.7%	4.5%	9.6%	14.1%	14.0%	9.4%
病院、診療所	33.3%	3.1%	4.7%	3.6%	4.4%	11.9%	9.7%	6.8%
通勤、通学	0.0%	6.3%	5.7%	15.2%	9.6%	0.0%	1.1%	6.3%
営業などの業務	0.0%	0.0%	3.8%	3.6%	5.2%	2.2%	2.2%	3.2%
散歩、散策	0.0%	6.3%	2.8%	3.6%	3.0%	2.2%	4.3%	3.2%
特に目的はない	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	4.4%	3.0%	2.2%	2.3%
習い事	0.0%	0.0%	0.9%	1.8%	3.0%	2.2%	2.2%	1.9%
レジャー、娯楽	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	3.0%	3.7%	1.1%	1.8%
その他	0.0%	6.3%	0.9%	1.8%	2.2%	0.7%	2.2%	1.8%
図書館、文化施設	0.0%	3.1%	0.9%	1.8%	0.7%	1.5%	1.1%	1.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

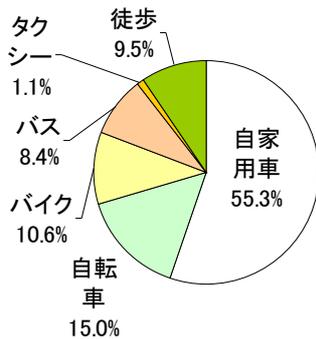
4) 郊外（中心市街地外）からの中心市街地の利用状況について

中心市街地への交通手段は「自家用車（55.3%）」が最も多い。

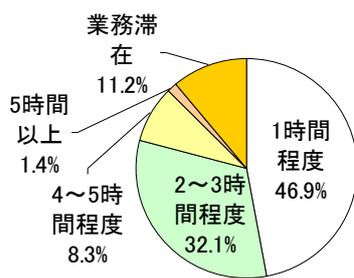
中心市街地での滞在時間は「1時間程度（46.9%）」が最も多く、次いで「2～3時間程度（32.1%）」となっている。

10年前と比較した中心市街地への訪問回数は、「変わらない（50.9%）」が多数を占めるが、「増えた」「やや増えた」の合計が9.6%であるのに対し、「減った」「やや減った」は25.3%と、全体的に減少傾向にある。

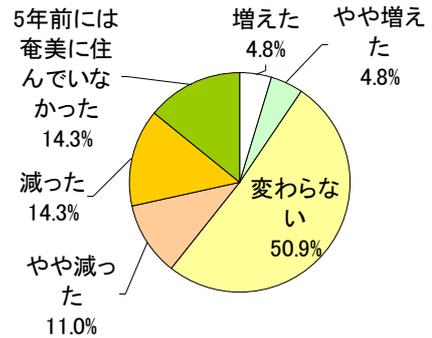
図一交通手段



図一滞在時間



図一訪問回数



5) 中心市街地の現状に対する満足度について

満足度の高いものとして、「自転車を利用しやすい(57.6%)」が最も高く、中心市街地という立地の利便性を感じている点が挙げられる。一方、「魅力的な店舗が多い(16.7%)」「最寄り品の買い物に便利(36.0%)」をはじめ、多くの設問において満足度が低いことから、商業機能の充実、各種都市機能の充実、安全で安心した歩行者空間の確保など、総合的に取り組む必要があると考えられる。

表一現在の中心市街地に対する満足度

	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
魅力的な店舗が多い	4.0%	12.7%	27.3%	34.2%	21.8%						
最寄り品の買い物に便利	17.1%	18.9%	15.8%	26.3%	21.9%						
買回り品の買い物に便利	12.5%	21.0%	21.7%	27.5%	17.3%						
手ごろな価格の商品が多い	4.7%	16.9%	31.4%	28.6%	18.3%						
商品の品質が良い	6.5%	18.8%	38.7%	24.2%	11.8%						
営業時間を気にしないで良い	6.2%	11.1%	23.9%	28.2%	30.6%						
駐車券、子供一時預かり等のサービス	5.4%	11.1%	30.7%	25.3%	27.5%						
楽しい時間を過ごせる	3.8%	18.2%	30.8%	25.7%	21.5%						
親しみやすい雰囲気	10.3%	21.0%	25.6%	22.8%	20.4%						
活発なイベント活動	7.8%	27.8%	29.2%	23.7%	11.5%						
環境に優しい街	7.7%	21.5%	36.4%	19.0%	15.4%						
バスで移動するのに便利	6.6%	19.8%	30.4%	21.7%	21.5%						
自家用車が利用しやすい	6.2%	13.2%	24.8%	25.0%	30.8%						
駐車場が利用しやすい	7.1%	15.5%	24.3%	25.2%	27.9%						
自転車を利用しやすい	25.3%	32.3%	22.6%	9.7%	10.2%						
安全性が確保された歩行空間が確保	4.6%	21.4%	26.7%	26.7%	20.6%						
高齢者、障害者、親子連れにやさしい	3.6%	11.9%	28.7%	28.7%	27.2%						
街並みがきれいで美しい街	4.3%	19.7%	31.3%	28.5%	16.3%						
花や緑が街中にたくさんあふれている	2.8%	8.7%	30.7%	36.9%	21.0%						
子供たちが安心して遊べる公園がある	7.1%	15.2%	29.4%	25.9%	22.3%						
医療施設が充実	7.3%	18.1%	28.1%	28.1%	18.4%						
福祉施設が充実	4.3%	14.2%	29.5%	30.1%	21.9%						
教育施設が充実	9.1%	24.7%	32.5%	21.4%	12.4%						
文化施設が充実	9.0%	19.6%	34.0%	24.3%	13.0%						
交流・休憩できる場所がある	4.3%	16.5%	32.1%	28.9%	18.2%						
地震や火災に強い	3.0%	7.1%	34.8%	30.8%	24.2%						
街灯などが整備され、安全で安心	5.5%	22.5%	28.0%	21.5%	22.5%						

■ 思う □ やや思う □ どちらともいえない □ そんなに思わない □ 思わない

6) 中心市街地活性化の必要性について

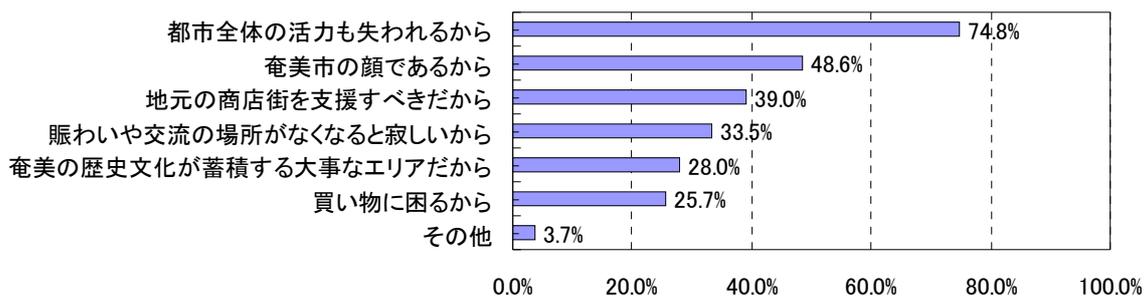
「必要性を強く感じる」「どちらかといえば必要と感じる」を合わせると、中心市街地（84.3%）、中心市街地外（68.4%）いずれにおいても高い割合を示しており、大多数の市民が中心市街地活性化の必要性を感じている。

表－居住地と必要性の関係

	中心市街地内	中心市街地外	全体
必要性を強く感じる	49.2%	31.9%	37.2%
どちらかといえば必要と感じる	35.1%	36.5%	36.1%
どちらともいえない	9.4%	19.0%	16.0%
どちらかといえば必要と感じない	3.1%	6.8%	5.7%
必要性を感じない	3.1%	5.9%	5.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%

必要性を感じる理由は、「都市全体の活力も失われるから（74.8%）」がという理由が最も多く、次いで「奄美市の顔であるから（48.6%）」が多い。

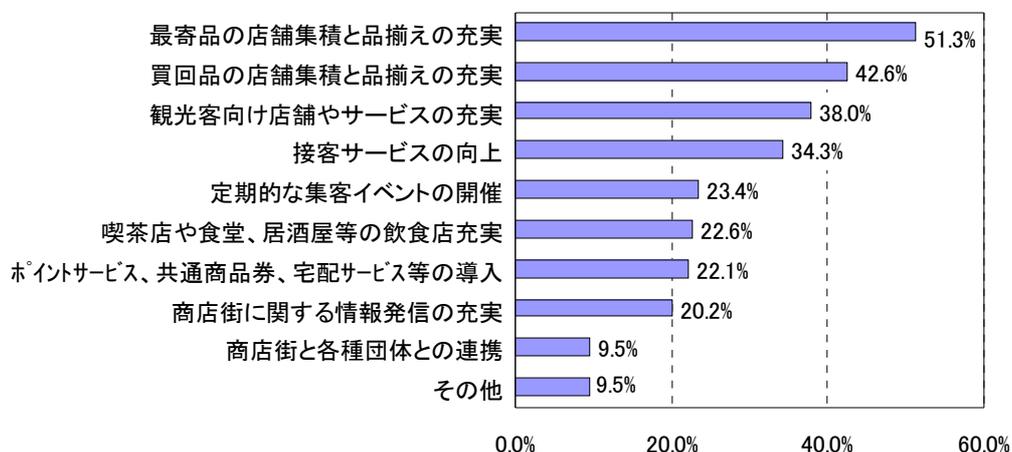
図－必要性を感じる理由



7) 商店街活性化に向けた取り組みについて

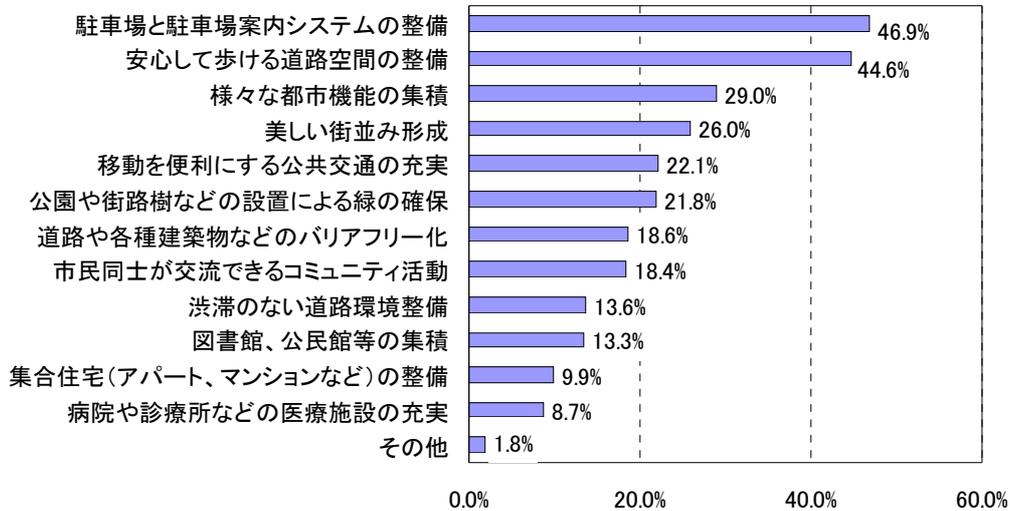
商店街活性化に向けた商業に関する取り組みとしては、「最寄り品、買回り品等の店舗集積と品揃えの充実」を望む意向が多く、次いで、「観光客向け店舗やサービスの充実」といった、観光地・奄美大島としての特徴的な意見も現れている。

図－商店街活性化に向けた取り組み（商業に関する項目）



商店街以外の活性化に向けた取り組みとしては、「駐車場と駐車場案内システムの整備（46.9%）」「安心して歩ける道路空間の整備（44.6%）」が突出している。

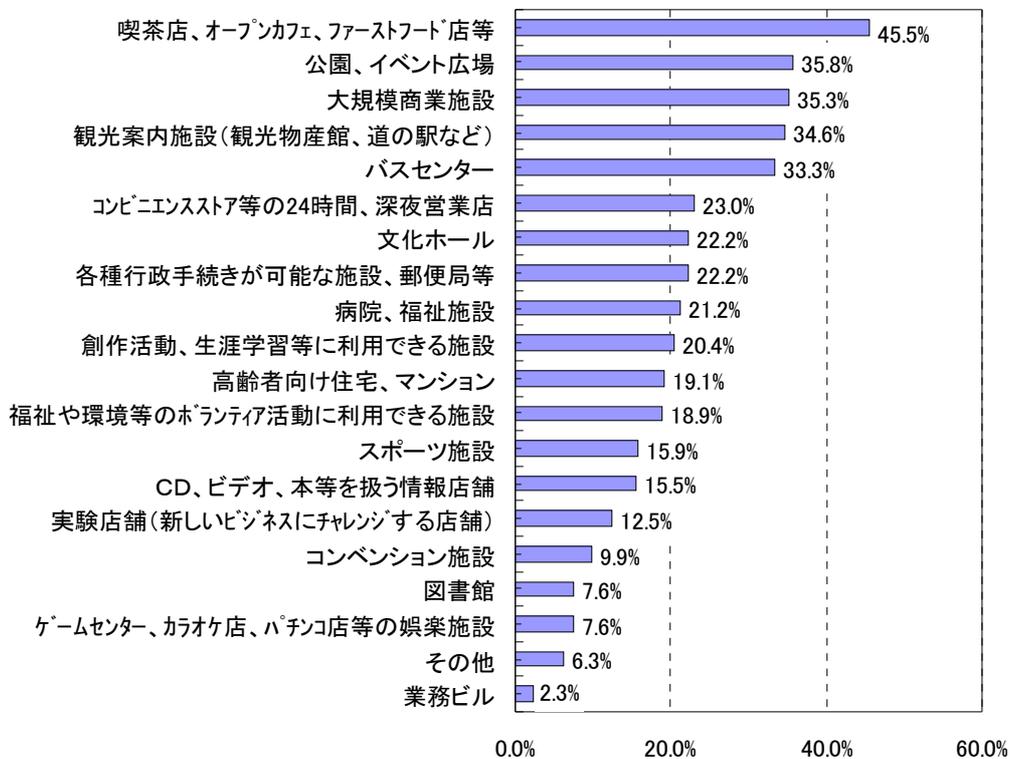
図一商店街活性化に向けた取り組み（商業以外に関する項目）



8) 充実して欲しい施設について

充実して欲しい施設としては「喫茶店、オープンカフェ、ファーストフード店など一息つける店（45.5%）」が最も多く、食に対するニーズが現れている。次いで、「公園やイベント広場」「大規模商業施設」「観光案内施設」「バスセンター」などの意見が多い。

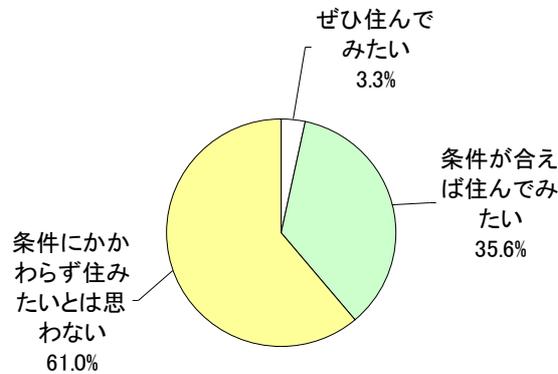
図一充実して欲しい施設



9) 郊外からの中心市街地に対する居留意識について

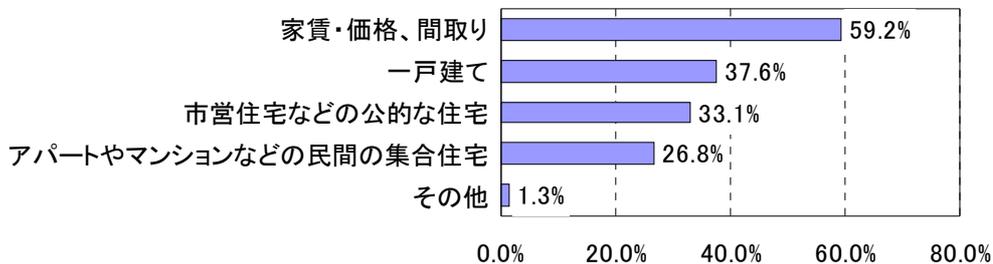
中心市街地での居留意向については、約4割の方が「ぜひ住んでみたい(3.3%)」「条件が合えば住んでみたい(35.6%)」と回答しており、中心市街地に対する潜在的な居住ニーズがあることが現れている。

図一 中心市街地での居留意向

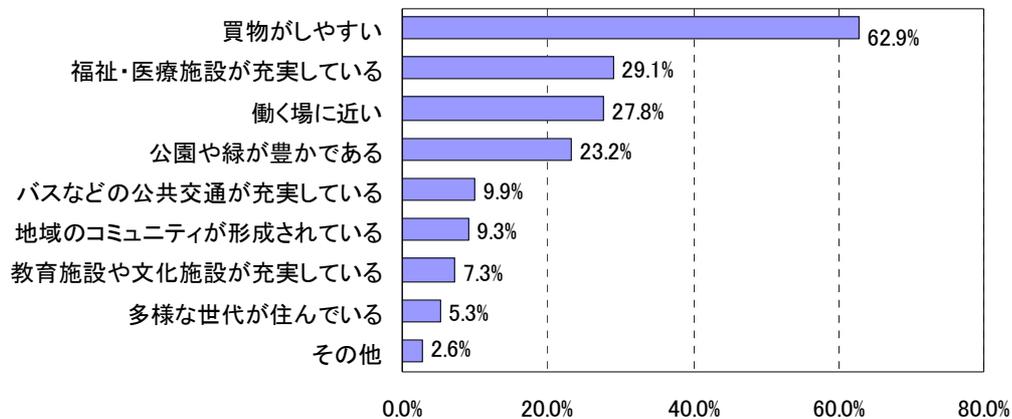


「ぜひ住んでみたい」「条件が合えば住んでみたい」と回答した方々が、重視するポイントは、住まいの内容：「家賃・価格、間取り(59.2%)」、立地条件：「買い物しやすい(62.9%)」が、それぞれの項目において突出している。

図一 居住するにあたって重視するポイント(住まいの内容)



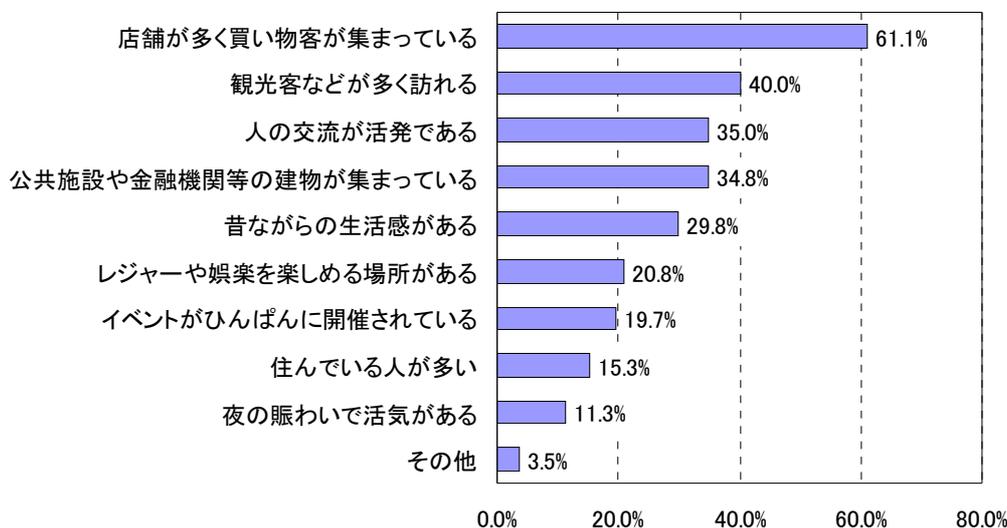
図一 居住するにあたって重視するポイント(立地条件)



10) 奄美市中心市街地の将来のイメージについて

奄美市中心市街地の将来イメージは、「店舗が多く買い物客が集まってくる（61.1%）」が最も多く、次いで「観光客などが多く訪れる（40.0%）」「人の交流が活発である（35.0%）」である。

図一 奄美市中心市街地の将来イメージ



③総括

1) 中心市街地に対する市民の印象と、その活性化への支持

空き店舗の増加や来訪者の減少、郊外における大型店舗の立地、駐車場の利用しにくさ等から、市民の商店街離れが生じているものの、8割近い市民が中心市街地活性化を支持しており、都市全体の活性化を期待している。

2) 中心市街地外の市民における中心市街地への居留意向

郊外の居住者のうち約4割が「ぜひ住んでみたい」「条件が合えば住んでみたい」と回答しており、中心市街地に対する潜在的な居住ニーズがあることが伺える。

3) 自家用車による中心市街地へのアクセス性に対する要望

郊外（中心市街地外）在住のほとんどの方が移動手段を自家用車に依存しており、郊外部から中心市街地への来街手段は自家用車利用が多い状況である。このため、中心市街地における駐車場不足あるいはその案内不足を認識している人が多く、駐車場整備や駐車場案内システムに対する要望が非常に多い。

4) 中心市街地の活性化策への期待

商店街の充実を求める一方で、ゆっくり時間が過ごせる「公園やイベント広場」、一日中買い物のできる「大規模商業施設」、外来客の為の「観光案内施設」や「バスセンター」、「安心して歩ける道路空間の整備」などを望む意向も強く見られ、良好な都市景観や人優先の交通環境の形成などが求められている。

(2) 中心市街地商業活性化に関するアンケート調査

本アンケート調査は、市民の中心市街地への出向状況や買い物行動、ネット通販利用状況について調査を実施し、商業活性化に向けた基礎資料とすることを目的に実施したものである。

①調査実施概要

1) 調査実施方法

本調査は、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び(株)日本統計センターの協力を得て、無作為抽出した市民 3,000 人に郵送により配布・回収を行った。

2) 調査期日

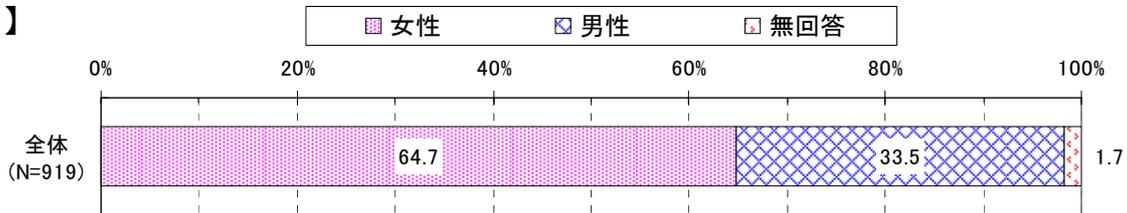
平成 24 年 10 月 31 日～11 月 16 日

3) 回収状況

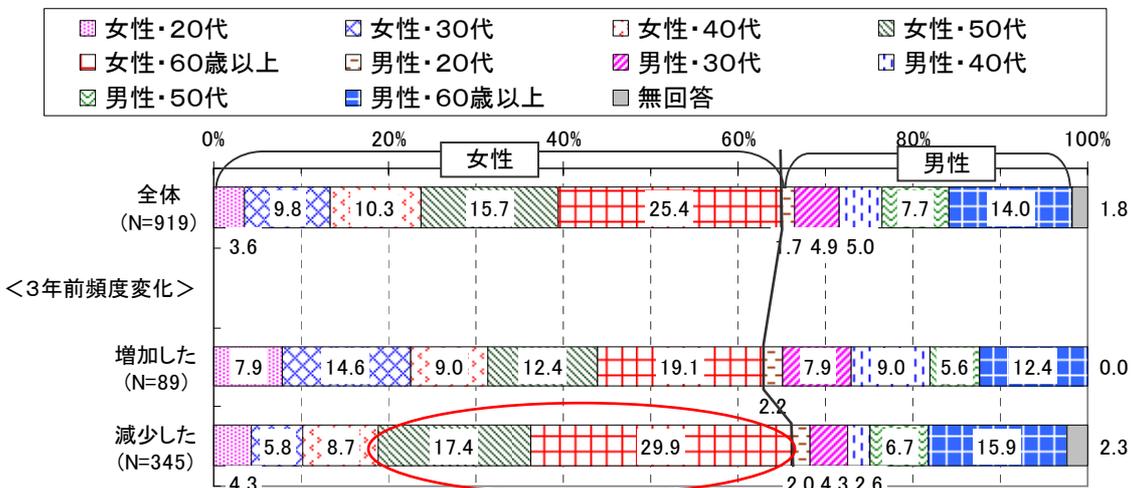
	配布数	有効回収数	
		有効回収数	有効回収率
奄美市民	3,000	919	30.6%

4) 調査結果

【性別】



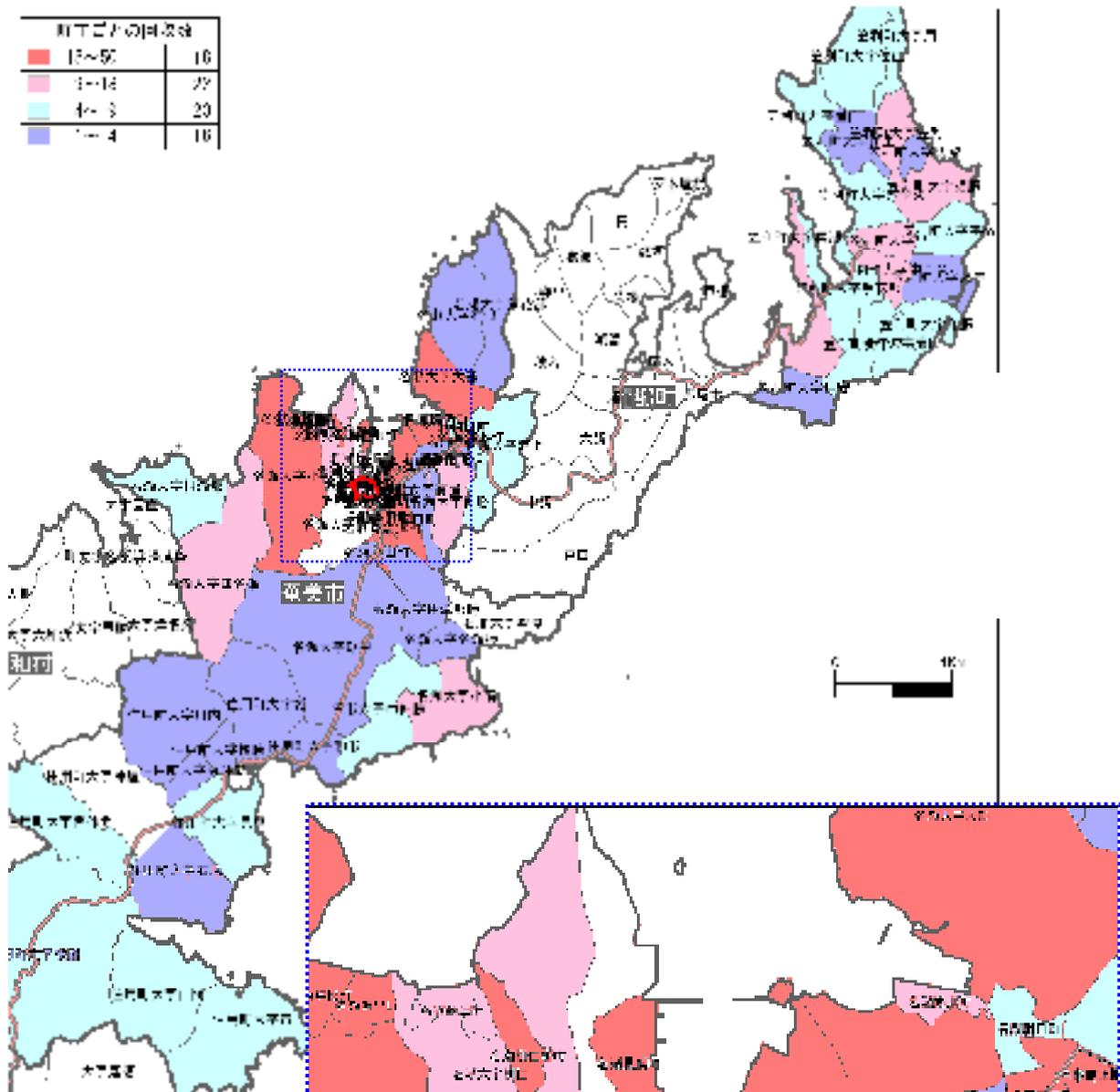
【性・年代(3年前頻度出向頻度変化別)】



【居住地】

住所の記入回答があった 885 サンプルのうち、「不明な住所」17 サンプルを除いた 868 サンプルをマップ表示

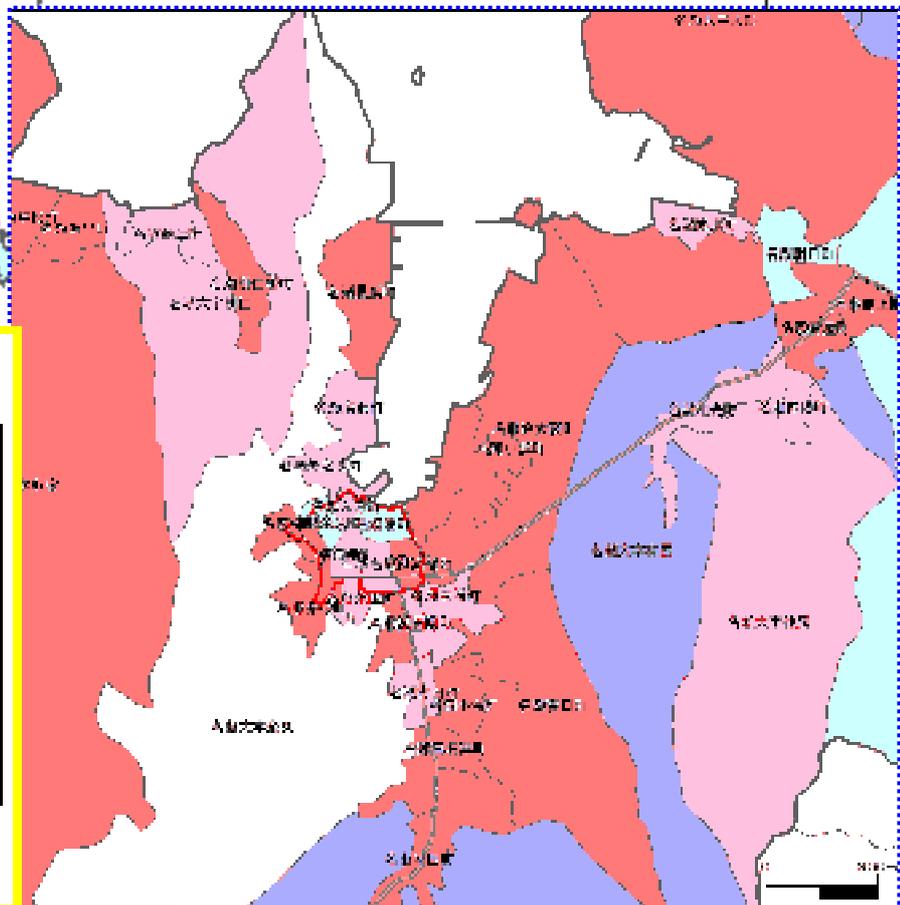
町丁ごとの回収数	
15～55	16
1～14	29
4～3	20
1～4	16



「中心市街地内居住者」の町丁別内訳

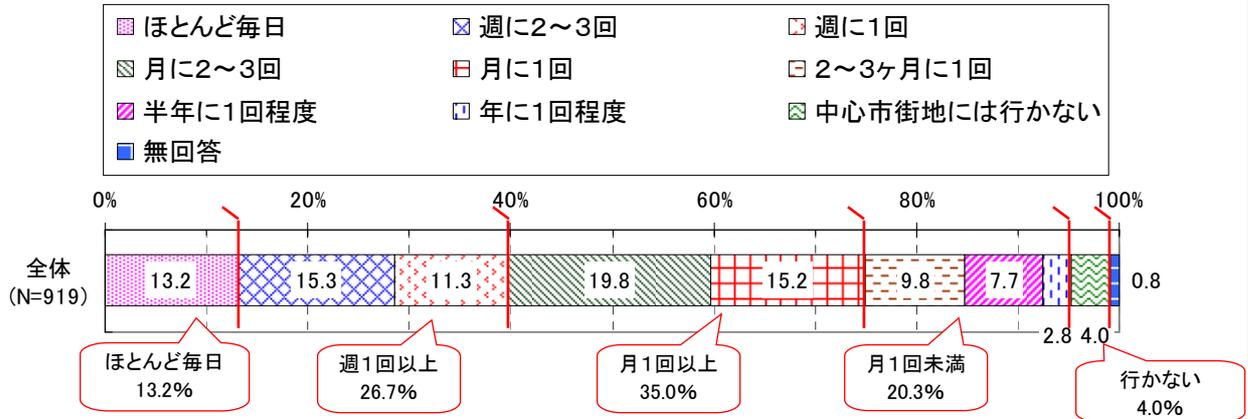
町丁名称	回収数
1 名瀬末広町	13
2 名瀬幸町	16
3 名瀬伊津部町	18
4 名瀬永田町	9
5 名瀬港町	8
6 名瀬入舟町	11
7 名瀬金久町	6
8 名瀬柳町	19
合計	100

注) 「中心市街地内居住者」の定義は、「問14住所」記入回答が表の8町丁と特定できたサンプル



【中心市街地へ出かける頻度】

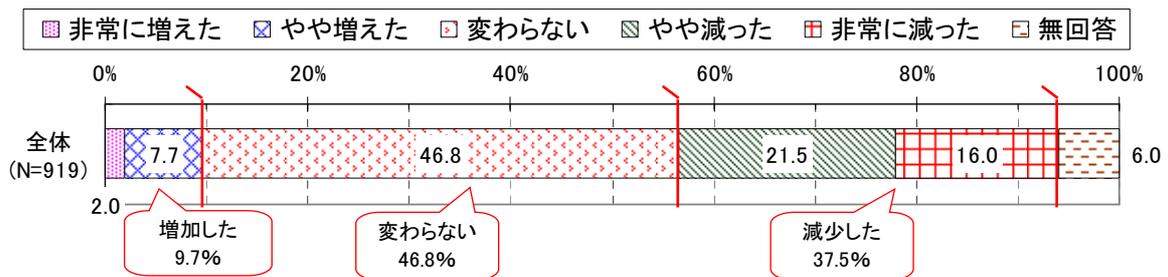
問 あなたは普段、中心市街地にどのくらいの頻度で出かけますか。買い物をする・しないに関係なく、出かける頻度をお答えください。



注) 端数処理(小数点第2位四捨五入)のため、内訳合計と合致しない場合がある

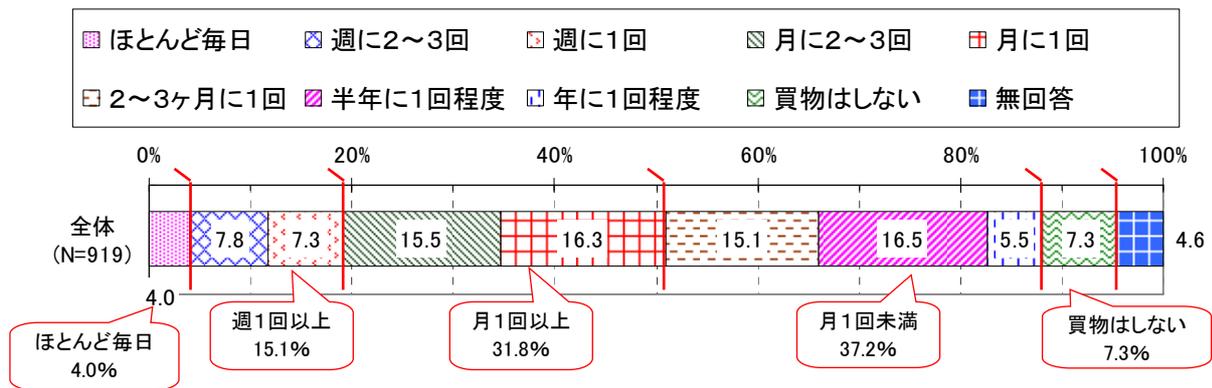
問 3年前に比べて、その頻度はどのように変化しましたか。

【中心市街地への出向頻度の変化(3年前比較)】



問 中心商店街で、買い物をする頻度はどのくらいですか。

【中心商店街で買物する頻度】



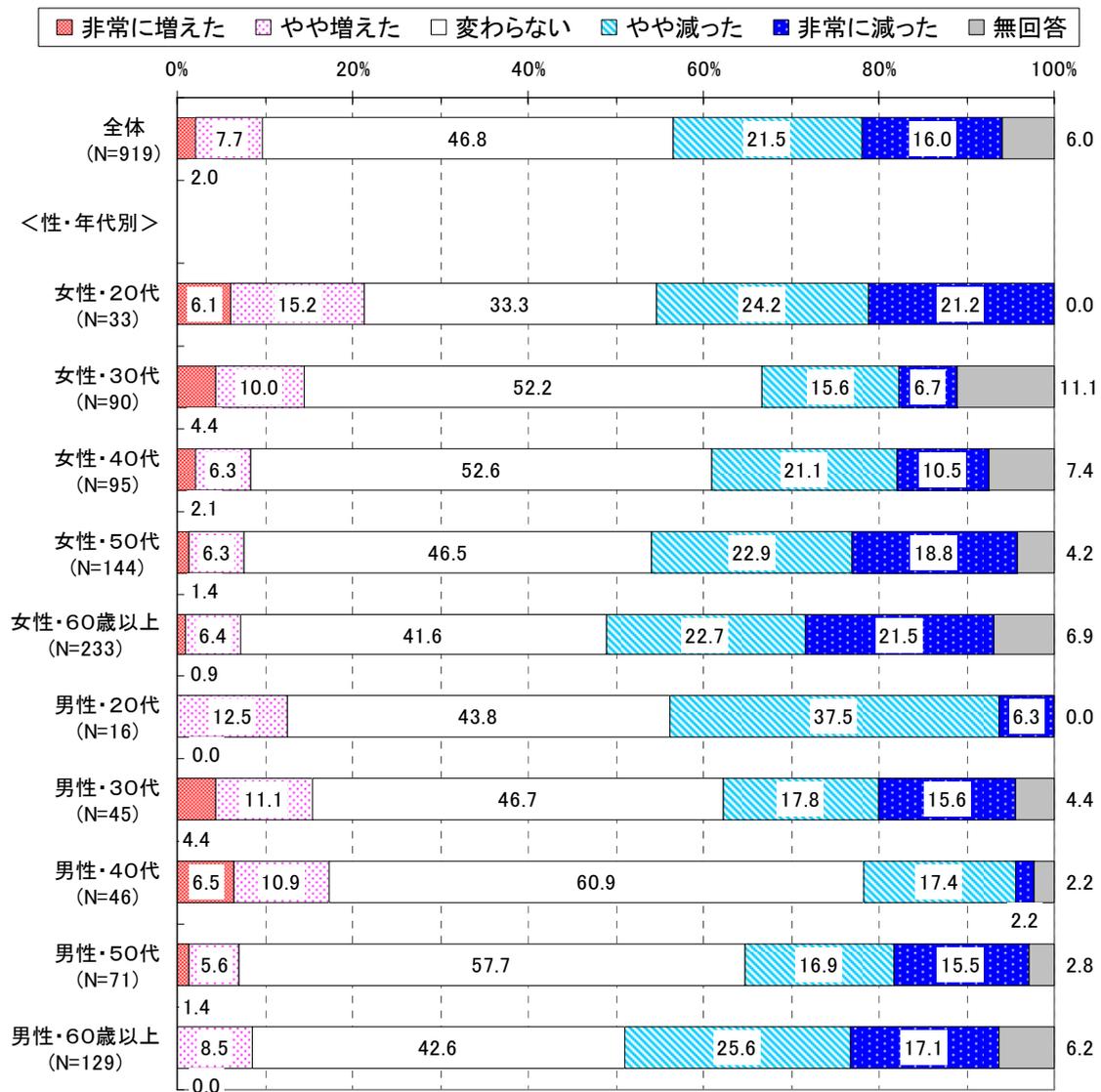
【出向頻度の変化（3年前比較）】

問3 3年前と比べて、その頻度はどのように変化しましたか。（○は1つ）

「変わらない」が半数近くを占める。「やや減った」（21.5%）、「非常に減った」（16.0%）を合わせると、全体の37.5%が中心市街地へ出かける機会が減少したとしている。

女性の30代以上では、年代が上がるにつれ出向頻度は減少傾向が強まる（頻度が「増えた」人の割合が少なく、頻度が「減った」割合が増えていく）。

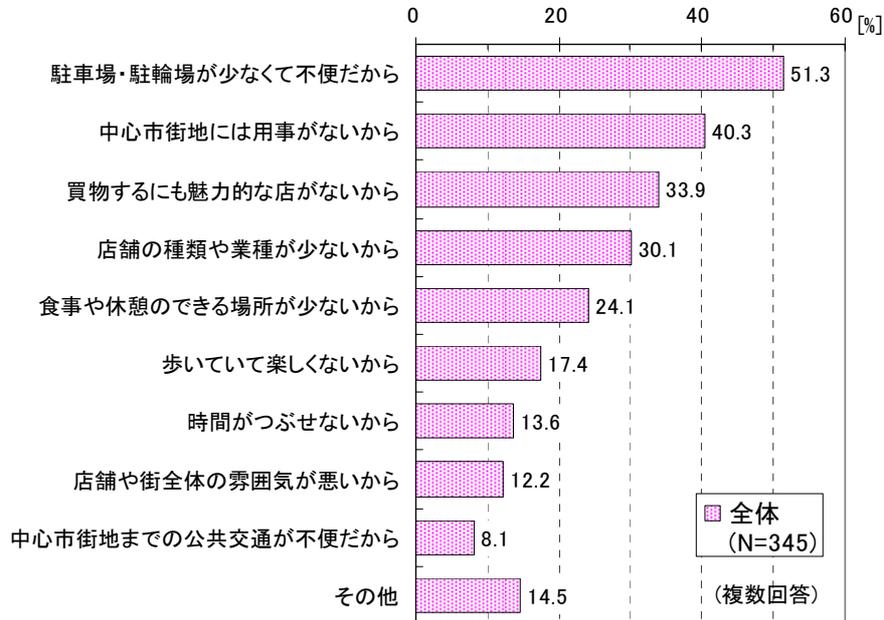
男性は40代までは出向頻度は増えていくが、40代以降は減少傾向に変わる。



【出向頻度減少の理由】

<問3で「4. やや減った」または「5. 非常に減った」とお答えの方におたずねします。>
 問3-1 中心市街地に行く頻度が減ったのはなぜですか。(〇はいくつでも)

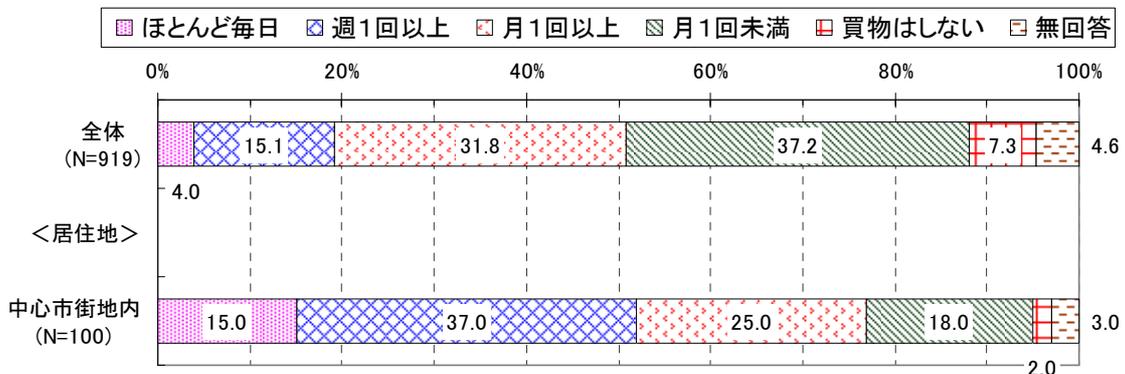
頻度減少の理由第1位は「駐車場・駐輪場」の不足で、半数以上がこれを挙げている。



【中心商店街での買物頻度】

問4 『奄美市中心商店街』で、買物をする頻度はどのくらいですか。
 (〇は1つ)

「週1回」以上までをまとめると全体の19.1%。既出の中心市街地出向頻度とあわせてみると、“週1回以上の来街”は39.9%、その半数が商店街で“週1回以上買物する”としている。
 なお、中心商店街では「買物はしない」人が7.3%存在する。

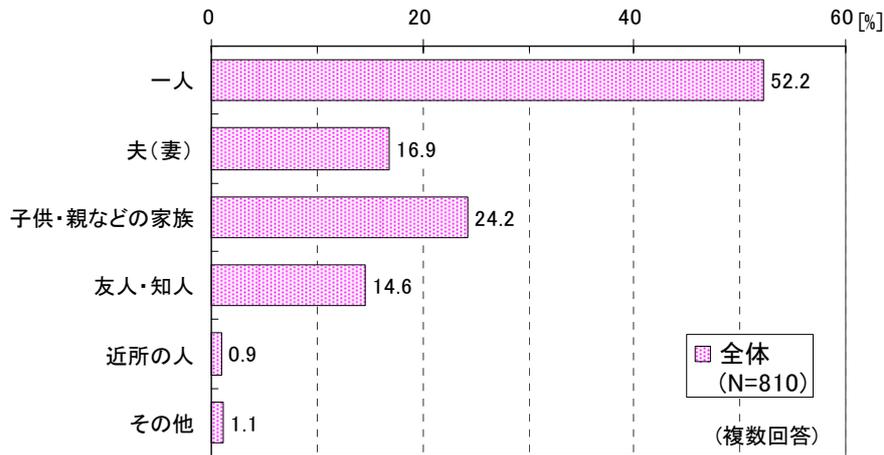


【同伴者】

<問4で「1. ほとんど毎日」～「8. 年に1回程度」とお答えの方におたずねします。>

問4-1 『奄美市中心商店街』へ買物に出かける場合、どなたと一緒に出かけることが多いですか。
(〇はいくつでも)

全体の52.2%が「一人」で買物している。次いで「子供・親」(24.2%)、「夫(妻)」(16.9%)と続く。



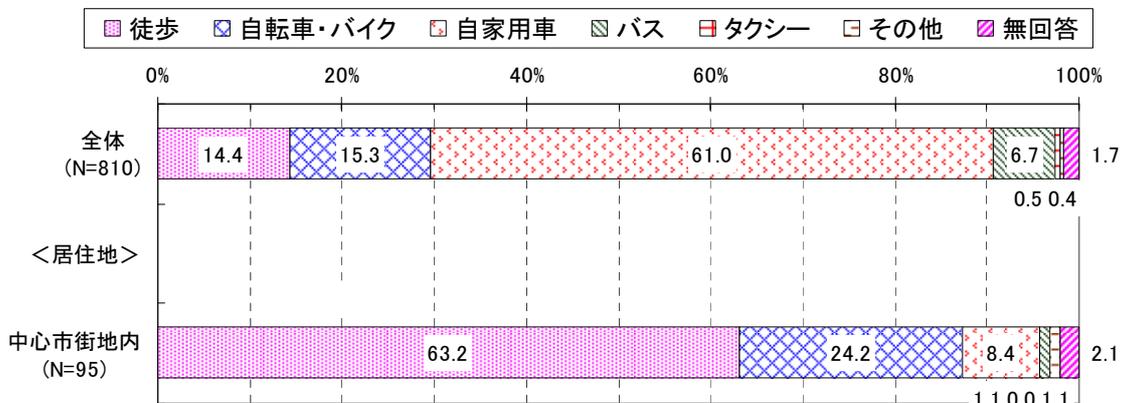
【利用交通手段】

<問4で「1. ほとんど毎日」～「8. 年に1回程度」とお答えの方におたずねします。>

問4-2 『奄美市中心商店街』へ買物に出かける場合、どのような交通手段を利用しますか。(〇は主なものに1つだけ)

「自家用車」が61.0%と圧倒的多数。「自転車・バイク」「徒歩」は15%前後。

[中心市街地内居住者] では「徒歩」が63.2%と圧倒的多数。次いで「自転車」が24.2%。



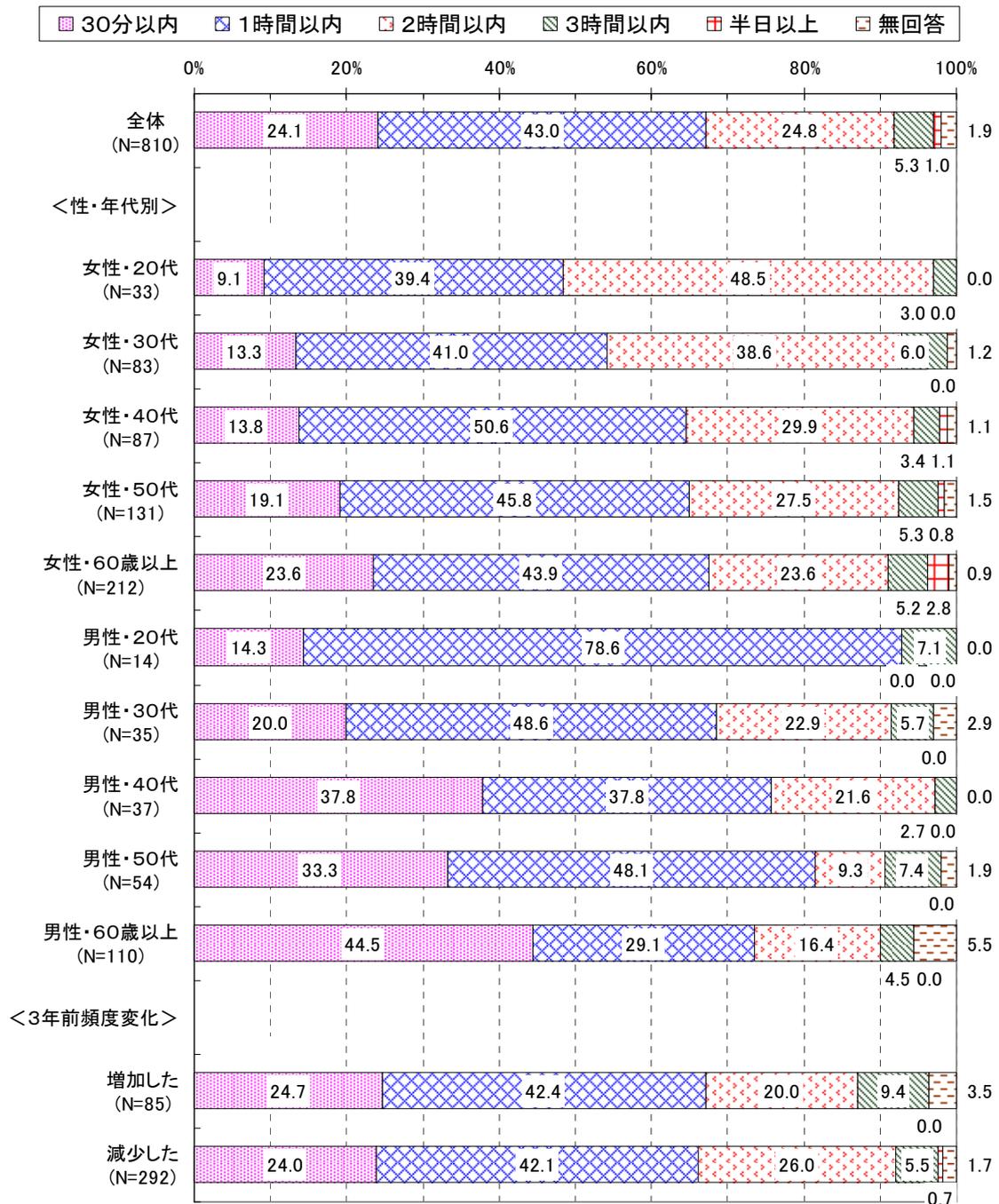
【滞在時間】

＜問4で「1. ほとんど毎日」～「8. 年に1回程度」とお答えの方におたずねします。＞
 問4-4 『奄美市中心商店街』で買物するとき、平均すると何時間くらい滞在していますか。
 (〇は1つ)

「1時間以内」が43.0%で最多。次いで「2時間以内」(24.8%)と「30分以内」(24.1%)が拮抗。

男女とも年齢が高くなるとともに滞在時間は短くなる傾向にある。男性は女性よりも滞在時間が短く、「30分以内」の短時間で買物を済ませる人が目立つ。

＜3年前との出向頻度変化別＞では、「増加層」と「減少層」に滞在時間の差はみられない。

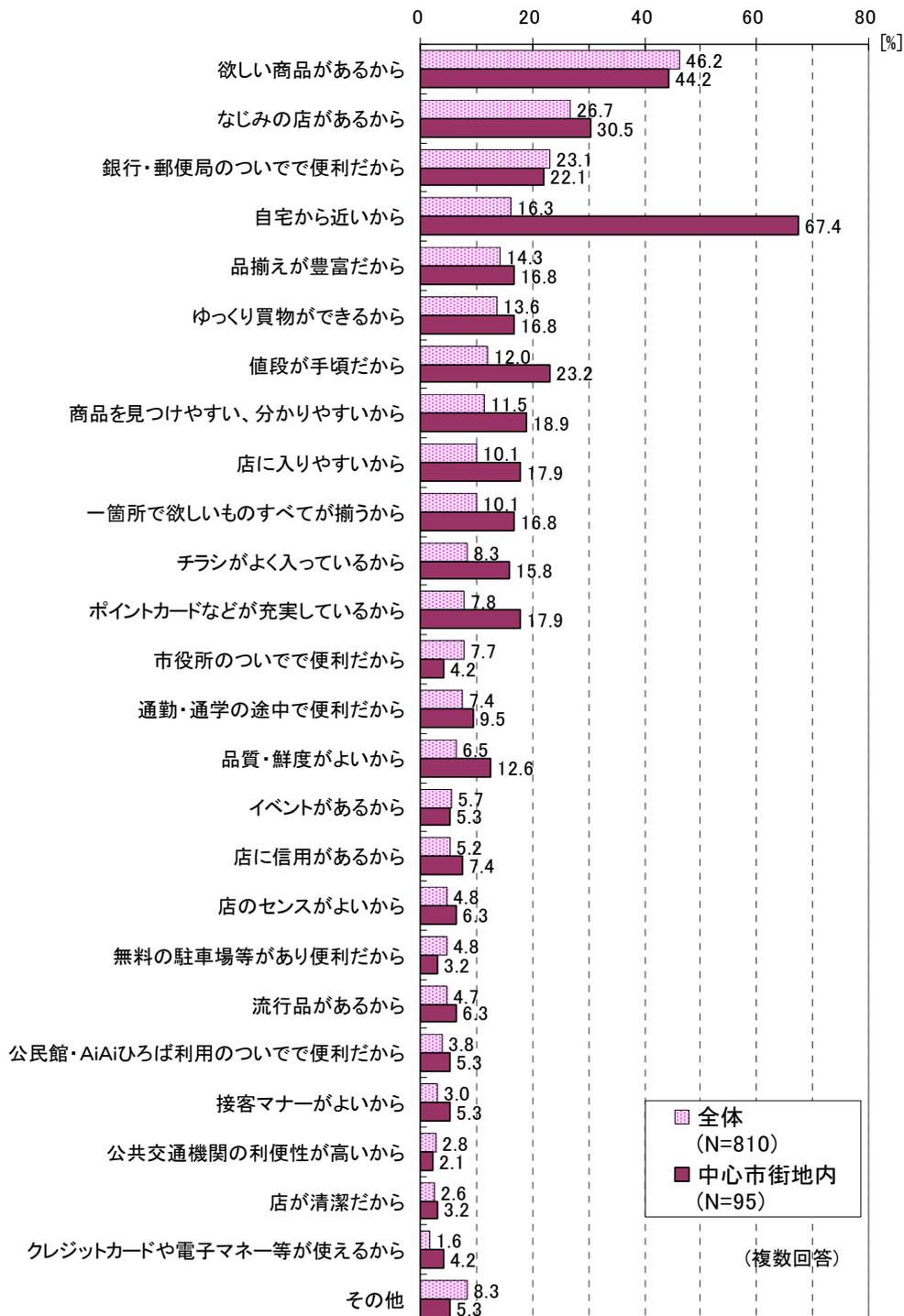


【買い物理由】

<問4で「1. ほとんど毎日」～「8. 年に1回程度」とお答えの方におたずねします。>
 問4-5 あなたが『奄美市中心商店街』で買物をする理由は何ですか。(〇はいくつでも)

商店街で買物する理由は、「欲しい商品があるから」が46.2%で突出。第2位は「なじみの店がある」26.7%。第3位・第4位には、立地場所を理由とした「銀行・郵便局のついでで便利」「自宅から近いから」が挙げられた。

〔中心市街地内居住者〕では「自宅に近い」が突出しているが、ほかに第2位「欲しい商品がある」、第4位「値段が手頃」といった商品の強みで選んでいる。また、買物頻度が高いことを反映してか、第3位に「なじみの店」が挙げられた。



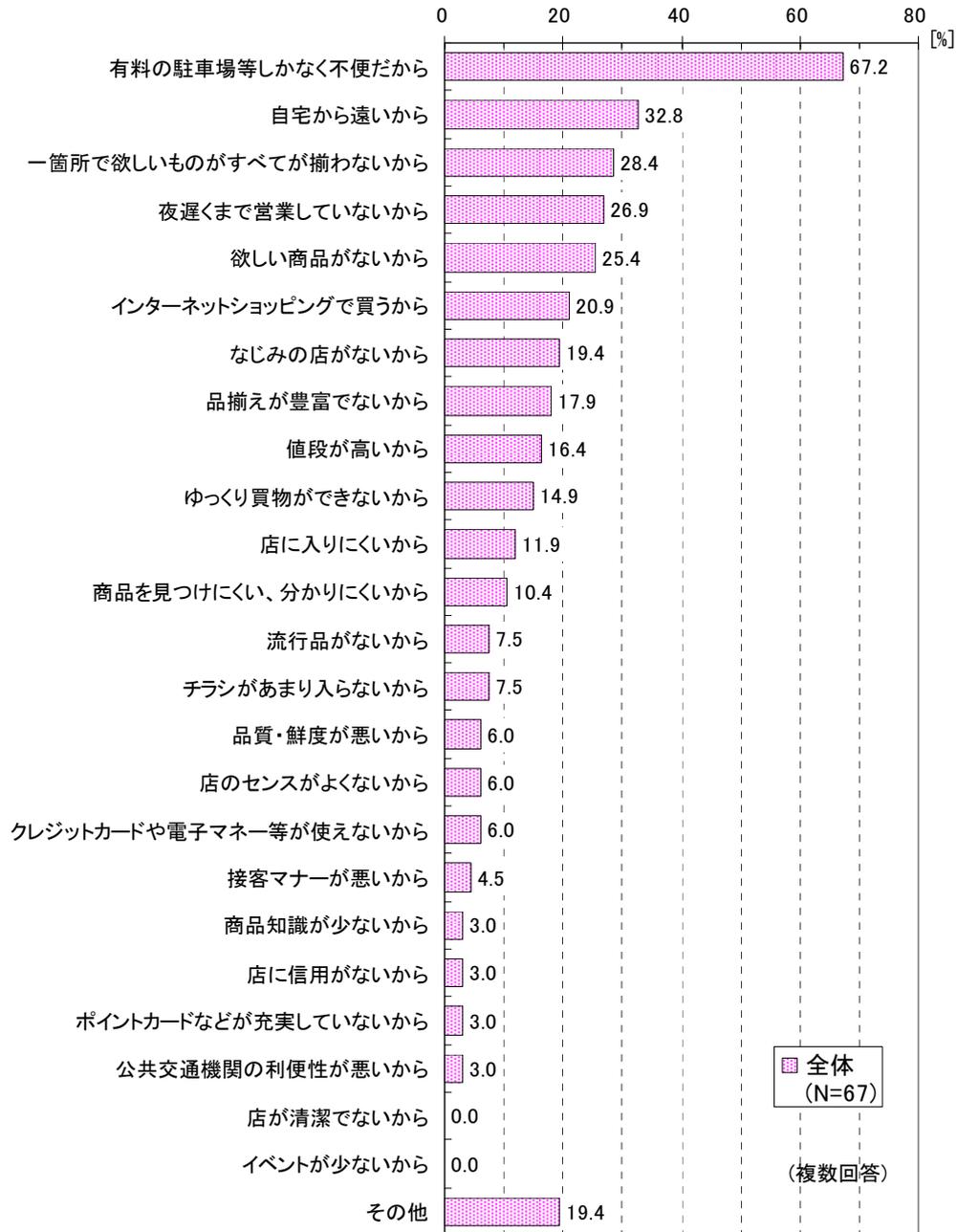
【買物しない理由】

<問4で「9 買物はしない」とお答えの方におたずねします。>

問4-6 あなたが『奄美市中心商店街』で買物をしていない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

「有料の駐車場等しかなく不便だから」という理由に全体の67.2%が集中。

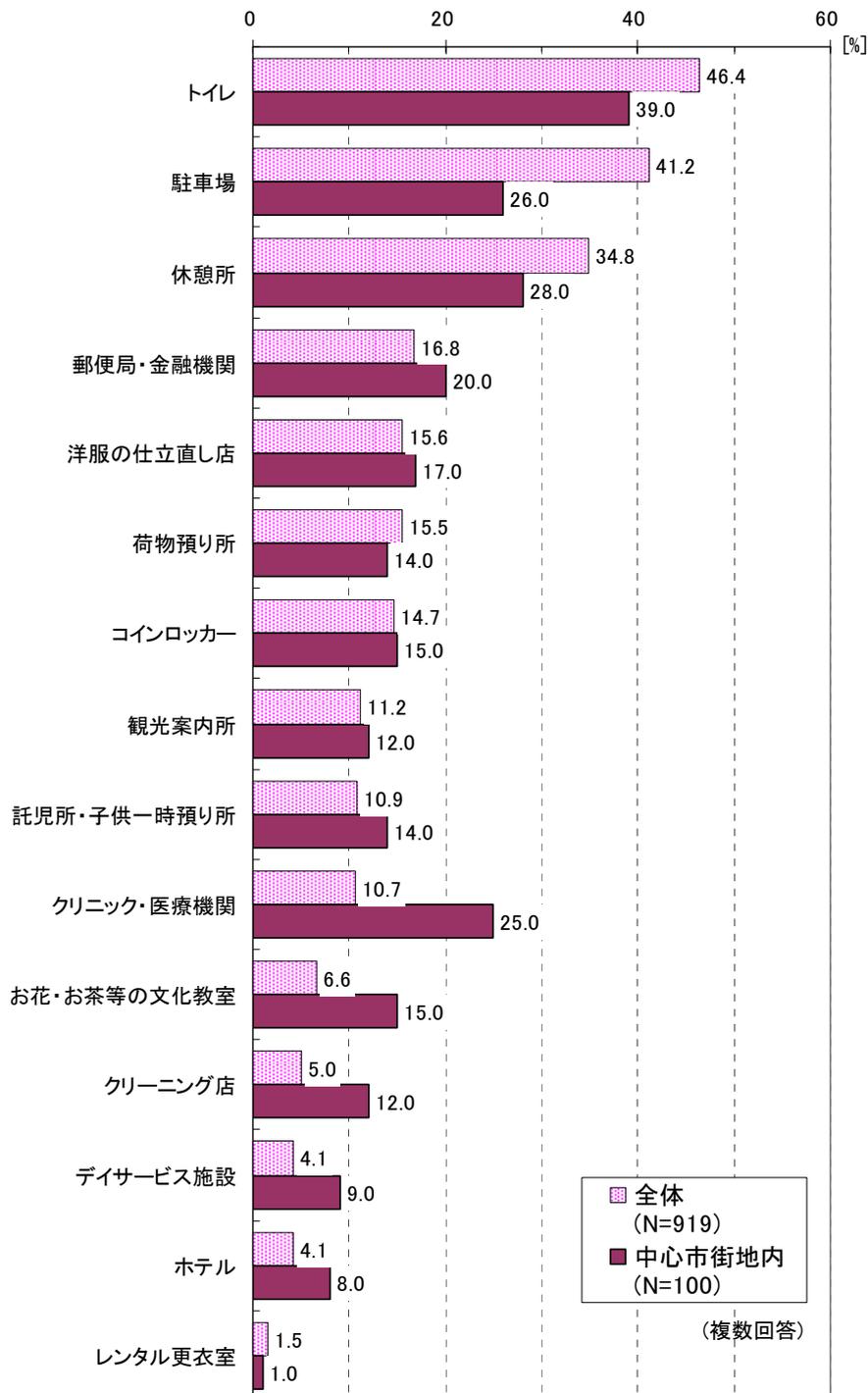
以下、距離的不利性、ワンストップショッピングができないこと、閉店時間の早さなどが上位に挙がった。



【商店街にほしいサービス施設】

「駐車場」(41.2%)を抜いて「トイレ」(46.4%)が第1位。第3位は「休憩所」(34.8%)。この3つが突出している。

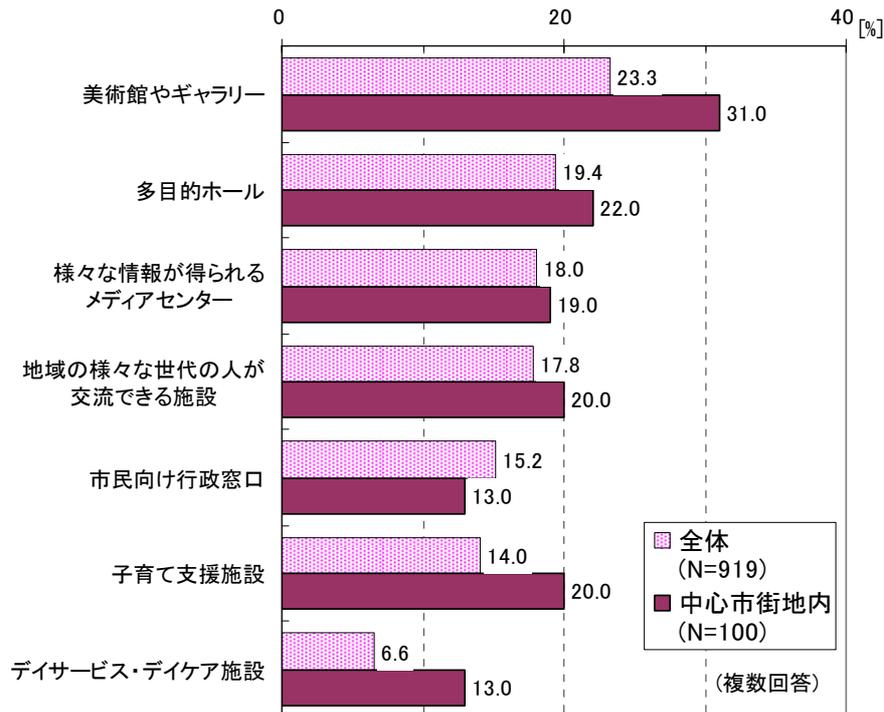
〔中心市街地居住者〕でも「トイレ」(39.0%)が第1位。特徴として、第4位に「クリニック・医療機関」が入っており、4人に1人がこれを希望している。



【商店街にほしい公共施設】

「美術館やギャラリー」が23.3%で第1位。
他の公共施設はいずれも20%未満にとどまる。

〔中心市街地内居住者〕では「美術館やギャラリー」(31.0%)を望む声がより強い。
ほかに特徴として、「子育て支援施設」や「デイサービス・デイケア施設」のニーズが全体結果より6ポイント以上高くなっている。



5) 総括

① 来街頻度は低下するものの9割が中心市街地を利用

中心市街地への来街頻度は低下している傾向にあるが、4割近くの市民が週1回以上利用するとともに、9割以上が年に一度は利用している。また、買い物頻度についても同様となっており、商業機能を強化することでその頻度が増加するものと思われる。

② 来街動機の創出が必要

中心市街地への来街頻度の減少要因として、駐車場の不便さはあるが、「用事がない」「魅力的な店が無い」といった意見も多いことから、訪れる動機となる機会の創出が必要と思われる。

③ 滞在時間増加の取り組み

半数以上が1時間以内の滞在時間となっていることから、時間消費型の中心市街地の構築の取り組みが必要と思われる。

(3) 中心市街地活性化に取り組む市町村に対する立ち上がり支援・助言事業

【鹿児島県 奄美市】(経済産業省 中心市街地活性化室 平成20年2月)

①事業の位置づけ

奄美市は、平成12年5月(合併前の旧名瀬市)に旧基本計画が策定され、商業活性化関係のソフト事業を中心に取組みが進められてきたが、中心市街地の都市機能全体を一体的に活性化する取組までには至っていなかった。これまで取組が総合的に進んでこなかった理由としては、庁内を始め、商業者・まちづくり関係者など、全体的な危機感がまだまだ低いこと、中心市街地活性化の意義や必要性について理解がやや未熟であり、奄美市における中心市街地の位置づけや役割がハッキリしていないこと等があげられる。

一方で、奄美市の場合、商店街関係者は、「まちづくり」参加への意識が高く、比較的年齢も若いため、中心市街地活性化を推進する中心メンバーとなり得る。今後、市および商工会議所の動きと、うまく連携しながら新しい基本計画の策定に積極的に参画していく素地は十分にあるといえる。

こうした現況を踏まえて本事業は、中心商店街関係者を中心としながら、「活性化の姿をイメージできるような具体的事業内容を前提にいくつかのテーマを設定し、テーマごとの議論の中から基本的な方向性を導いていく」ことを目的として実施した。

②事業の目的

まずは「立ち上がり支援・助言事業」のメニューにある、自己診断調査や統計データ分析を通じて、客観的に中心市街地の現状分析を行うとともに、中心市街地来街者アンケートや郊外施設利用者アンケート等を通じて市民ニーズの把握と分析を行う。

それらの客観的評価分析と市民ニーズの把握を通じて、奄美市の中心市街地の「強みと弱み」を明らかにし、やや具体的な事業内容を前提にいくつかのテーマを設定し、テーマごとの議論の中から基本的な方向性と、中心市街地活性化の魅力付けに向けた取組の大きなフレームワークづくりを目標とした。

③専門家の支援・助言結果

1) 今後の活性化の取組みに向けた課題

■居住人口の回復

中心市街地の人口を回復することが、商業の長期的、安定的にもっとも活性化に寄与する。また都市サービス等の財政負担の軽減、サービス業の振興などにも貢献する。なお市街地内に現在のところは空き地等が少なく、地価も高いことが障壁となっている。

■福祉の強化

今後さらに高齢者が増加することが想定される。高齢者が暮らしやすい環境整備は、人口定着、或いは域外からの移住やUターン増加に不可欠でもある。都市機能が比較的コンパクトである強みを活かし、高齢者対策を充実させることが望ましい。

■都市観光の推進

奄美は知名度も高く、多くの観光資源もあり、観光集客力は潜在的に極めて高い。その中で中心市街地は観光の目的地でもあり、周辺観光地への出発地でもある。このため、都市観光の総合的な取組を行うことが望ましい。

■都市景観整備と規制

観光客の誘致と郊外住民の集客のためには、中心市街地の魅力を高めることが必要であり、そのために街並み等の景観の向上が必要不可欠である。とくに地域の伝統文化を反映した景観、自然の特色を映し出す景観を創っていくことが必要である。現在の中心市街地はそのような特色が乏しい。一方、全国的な集客を実現している都市では、そのような特色が明瞭なところが多い。このため、景観ガイドラインの作成、できれば景観法による規制導入、民間による景観への取組支援の制度、表彰制度など各種の方策を導入することが望ましい。

■交通対策

高齢化に対応し、今後はバス交通の強化を図ることが必要と思われる。この意味でバスターミナルの整備は積極的に実施する必要があるが、このほかバスの運行情報の充実を行うことバス停を少し高くするなどによりバスの乗降のバリアフリー化を行う、商店街でバス券を発行するなど様々な工夫をすることが望まれる。また中心市街地では場合によっては自動車流入抑制、トランジットモール化などバスの利用価値を高める施策も検討されて良い。

2) 特に伸ばすべきポイントと内容

■末広・港土地区画整理事業に関して

ア. 個性的な街並み形成

建築物は、全面的に建て替えになると想定される。このため、その建て替えが個性的な街並み形成になることが極めて重要である。また商業機能の適正な確保と合わせて、居住者増加の起爆剤にもなる可能性がある。このため、基盤整備だけでなく、再建計画の住民合意形成を図りつつ、積極的に誘導していくことが必要である。また地区計画等による計画の担保も行うことが望ましい。また、その後で、イベントや清掃、警備などのまちの管理システムを構築していくことが望ましい。

イ. 測候所跡地開発

生涯学習センター等が想定されている。できれば、複合的な機能をもった施設として、拠点となるようなことが望ましい。具体的な機能としては、

- 広域と地区をつなぐ交通結節機能（バス、タクシーターミナル、駐車場、駐輪場）
- 情報拠点機能（交通情報、中心市街地情報、観光情報のセンター機能）
- 交流機能（市民の集会機能や小規模ホール、高齢者のたまり場、子ども預かり施設、飲食施設）
- 都市サービス機能（生涯学習センター、特色ある図書館・情報館、福祉施設等）

などが想定される。なお、運営管理に、なるべくボランティアが参加する体制を構築し、管理費用の効率化と市民の参加意識向上を図ることも重要である。

ウ. 道路や広場などの公共空間

広幅員の道路は、地域分断要素となり、かえって地区のにぎわいを滅失させてしまう場合が多い。このため、歩道幅員をなるべく確保すること、横断箇所をなるべく多くすることなど、通過交通優先をやめることが望ましい。また、広場空間は、にぎわい創出を目的として活用すべきで、イベント、屋台、オープンカフェなどが実施できるような設計とし、またその管理体制を地域の商業者などの意見等が反映される仕組みにしておくことが望ましい。なお夏場の日差しが強いこともあり、植樹による日陰を十分確保することも必要である。

エ. 街並みの景観 ～奄美を感じられる環境の実現～

公共空間・建築物は、奄美の特色を十分反映したデザインとすることが重要で、それにより観光集客力は著しく高まる。またその結果商業活性化効果も高くなる。このため、全ての建築物、道路、公園広場について、施設デザインや緑化・ランドスケープ、照明、色彩など出来る限り工夫していくことが望ましい。このため、その専門家が加わる体制を導入することが必要である。特に民間の建築については、地権者の合意形成を図りつつ進める必要があることから、まちづくり専門家を派遣することが有効である。

■永田橋・末広市場等整備に関して

区画整理事業地区のもう一つの核であり、観光集客や市民交流の場として期待されている。ただ市場は、現状では老朽化も進み、テナントも少なくなっているため、その再生にはハード、ソフトともに相当の投資が必要と思われる。

また、建て替えが困難であるとする、ファサードや内装のデザインを魅力的に改装することで対応することになると思われ、そのデザイン力が課題になる。

交通機能: 測候所跡地とは異なり、交通拠点機能を持たせることが困難である。河川の上に駐車場という考え方もあるが、かえって景観を損ない、この場所の魅力を低下させてしまう。むしろ、自転車、歩行者を重視し、施設の魅力で勝負する方が適切であると思われる。場合によっては、測候所跡地との間をベロタクシー(自転車のタクシー)でつなぐサービスの提供などの工夫も考えられる。

飲食機能: 市場を魅力的にする意味で、飲食機能が充実していることが望ましい。地元食材を買える、すぐに味わえるということが集客力を高める効果がある。

レトロな環境: かつてにぎわっていた市場は、特に高齢者などの市民の思い出の場でもある。その観点から、モダンなデザインにしてしまうより、レトロな雰囲気や、昔の看板などがあったりするほうがより親しみをもたれるものと思われる。また観光客にとっても魅力的になると考えられる。

3) 今後の活性化に向けた取組の方向性

■連携強化

中心市街地活性化に意欲のある若い経営者や市民もいることが一つの強みである。しかしこれまで、色々な立場の人が連携して、活性化に取り組む体制は十分でなかったことから、そのような場の設定が必要である。活性化協議会はその一つであるが、実際の企画や実行の場を、その下に設け、色々な人が参加できるような体制を整備していくことが望まれる。

■市民等の活動支援体制整備

市民・地元企業が積極的に活性化に取り組む環境を整えることが重要である。このため、そのような活動団体に対して活動費の助成、専門家の派遣、成果の発表や情報発信の支援を行う制度を用意しておくことが望ましい。場合によっては、それがコミュニティビジネスの振興にもつながって、雇用拡大の効果もある。

■市民広報

アンケート調査では、中心市街地活性化が必要と回答した人は、来街者の75%、郊外利用者の79%もいた。このような市民の賛同が無ければ、長期的に中心市街地への投資を続けることは困難である。しかし、中心市街地活性化が市民にとってどのようなメリットがあるのか、どのような投資を行い、それがどのような成果を生んだかを常に理解してもらおう努力がなければ、このような支持も低下し、活性化事業そのものの盛り上がりも低下してしまう。

また、努めて中心市街地で買い物をしようという意欲も無くなってしまう可能性もある。このため、常時中心市街地活性化の取組等に対する広報、啓発普及活動を行うことが望ましい。また、活性化を中心市街地の関係者だけで行うのではなく、関心のある郊外居住者などにも参加の機会を積極的に提供していくことが必要である。

[4] 中心市街地の活性化に対するこれまでの取り組み及び検証

(1) 旧計画における基本方針への対応状況

本市では、平成11年度に旧中心市街地活性化基本計画を策定（当時は名瀬市）し、中心市街地活性化の基本方針とテーマ及びコンセプトを以下のとおり定め、それらに則して位置づけた各種事業については、現時点で完了した事業や展開している事業も数々ある。しかしながら、計画策定後15年以上を経過している現時点において、中心市街地における居住人口の減少や、商業機能の衰退傾向が続くなど、課題も多く残された状況である。

【テーマ】

「ゆらうまち」～人が動く 街が変わる～

【コンセプト】

（市街地の整備改善）島建てを受け継ぐ中心市街地活性化の舞台づくり

（商業等の活性化）あまみの文化と産業が集積するにぎわいの都心づくり

【旧計画における基本方針と主な取り組み、具体事業、実施状況】

基本方針	主な取り組み	具体事業	実施状況
①魅力ある面的な商業空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な消費者ニーズに対応した商業機能の充実 ・人が集い、ふれあう商業空間の形成 ・活力、にぎわいがあり回遊性の高い商店街の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通商品券発行事業 ● 定期市開催事業 ● 空き店舗活用事業 ● アーケード整備事業 	ハード事業としてアーケード改修工事を実施するとともに、ソフト事業として、奄美市プレミアム商品券の発行、出店支援事業に取り組むなど消費者・来街者に対する各種サービスが展開されている。
②都市機能の強化による総合的な暮らしの拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・居住機能の強化による、地域コミュニティの創出 ・にぎわいを創出する各種都市機能の構築 ・あらゆる人々が交流できる場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮）まちなか交流拠点施設整備事業 ●（仮）生涯学習センター整備事業 	都市機能の強化を図るため、観光交流施設であるAiAiひろばを整備するとともに、居住機能の強化を図るための街なか居住推進事業等、民間投資の促進策に取り組んでいる。
③安全で快適な歩行者空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者の利用にも十分配慮した、バリアフリーな歩行者空間の形成 ・うるおいのある快適な歩行者空間の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者専用空間整備事業 ● 歩車共存道路整備事業 ● 末広・港土地区画整理事業 	都市再生整備計画事業を活用し、歩道のバリアフリー化が進められており、現在実施中の末広・港土地区画整理事業においては、末広・港線の整備により、広幅員の歩行空間を兼ね備えた道路整備が計画されている。

基本方針	主な取り組み	具体事業	実施状況
④利便性の高い交通アクセス機能の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・モータリゼーションに対応した中心市街地の機能向上 ・公共交通機関の利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●和光バイパス整備事業 ●おがみ山バイパス整備事業 ●末広・港土地区画整理事業 	周辺部からのアクセス性はバイパス整備により向上したものの、中心市街地内の交通混雑や駐車場利用の不便さ、公共交通機関(主にバス)の不便さといった、中心市街地内のアクセス機能向上に向けた取り組みが遅れている。
⑤都市防災面での安全な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・火災などの災害に強いまちづくり ・緊急時における避難スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●末広・港土地区画整理事業 ●(仮)まちなか交流拠点施設整備事業 	末広・港土地区画整理事業により、延焼防止につながる広幅員の道路整備や、一部エリアにおいては、建物の不燃化等が進むことが見込まれるが、それ以外のエリアにおいては、何ら取り組みは講じられていない。
⑥特色ある中心市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化に根ざした中心市街地の形成 ・自然特性を生かした景観への配慮 ・環境にやさしいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●カンモーレ市場・金曜市の開催 ●景観協定等の検討 	永田橋市場において定期的実施していた Come モーレ市場を軽トラ市として発展させ地産地消と集客力の強化に取り組んでいる。景観協定については、勉強会を実施するものの、実現には至っていない。

(2) 旧基本計画に記載された事業の実施状況

旧基本計画では、市街地整備改善のための事業(14事業)や商業活性化のための事業(36事業)を中心に、計50の事業を設定している。

これらの事業について、現状評価から事業の進捗状況を整理すると、「計画に即して展開した、又はしている」と「計画内容を変更して展開した、又はしている」をあわせた『展開した、又はしている』事業は合計30事業(60.0%)である。

一方、「取り組めていない」事業のうち、調査や計画策定、市民等との協議など、一定の取り組みを進め、今後実施を検討している事業(『今後実施予定事業』)は合計7事業(14.0%)、また、種々の事由により、今後も実施が困難な『取り組めていない事業』は合計13事業(26.0%)となっている。主に旧基本計画において実施時期や実施主体が未定とされていた事業については取り組みが行われておらず、また、市の予算の関係で取り組めていない事業もみられる。

表一 事業実施状況

	計画事業数	展開した、又はしている事業数(割合)	今後実施予定事業数(割合)	取り組めていない事業数(割合)
市街地の整備改善事業	14	7 (50.0%)	3 (21.4%)	4 (28.6%)
商業の活性化事業	36	23 (63.9%)	4 (11.1%)	9 (25.0%)
合計	50	30 (60.0%)	7 (14.0%)	13 (26.0%)

①市街地の整備改善に向けた取り組み

市街地の整備改善に向けた取り組みとして、名瀬中心市街地地区都市再生整備計画事業（平成 19～23 年度、旧まちづくり交付金事業）により、末広・港土地区画整理事業をはじめ各種事業に着手しており、2 期計画（平成 24～28 年度）においても、末広・港土地区画整理事業の事業進捗に併せた道路の景観整備等に取り組んでいる。

表一市街地の整備改善に向けた取り組み

No.	事業名称	事業内容	状況	
1	(仮)シンボルロード地区総合整備事業	シンボルロードの整備と併せて、中心市街地の土地利用の再編と商業の高度化・活性化を一体的に行う。	○	実施中 (末広・港土地区画整理事業)
2	(仮)末広 13・14 街区市街地再開発事業	都市基盤の整備と併せて商業核となる建築物整備を一体的に行い、土地の最大有効利用と商業の高度化、駐車場整備を推進する。商業面においては、店舗の共同化などにより、活性化の起点となる集客力のある商業核の形成を行う。	×	実施に向け調査を実施したが、合意に至らず計画を断念
3	国道 58 号バイパス整備事業(東西横断線・和光ルート)	東西横断線・和光ルートは、上方地区及び奄美空港方面と中心市街地とを、またおがみ山ルートは古見方地区と中心市街地とを結ぶ広域ネットワーク軸であり、中心市街地へ直接アクセスする軸線としての整備を図る。	○	完了
	国道 58 号バイパス整備事業(南北縦断線・おがみ山ルート)		△	計画中
4	(仮)東西横断線整備事業(東西横断線・三儀山ルート)	東西横断線・三儀山ルートは、小宿地区と中心市街地とを結ぶ広域ネットワーク軸であり、中心市街地へ直接アクセスする軸線としての整備を図る。整備にあたっては、沿道土地利用の再編を併せて行うことにより、市街地の活性化を誘導していく。	×	
5	(仮)シンボルロード整備事業	「島建てのまち」として受け継がれたシンボル性と、中心市街地の様々な都市機能にアクセスする機能性を兼ね備えた新しい軸線であり、中心市街地の再編・活性化と一体的な整備を図る。	○	実施中 (末広・港土地区画整理事業)
6	(仮)中心市街地にぎわい道づくり事業(都市計画道路及びコミュニティ道路整備)	商店街が形成されている奄美本通りをはじめ、中心市街地内の道路を賑やかで快適な商業基盤として整備する。	○	実施中 (都市再生整備計画事業)
7	(仮)永田川親水空間整備事業	中心市街地における自然的要素である永田川とその沿川において、都市に潤いを与える空間としての整備を行う。併せて、河川沿いに親水ネットワークの形成を図る。	×	

No.	事業名称	事業内容	状況	
8	(仮)生涯学習センター整備事業	中心市街地に生涯学習センターを一体的に整備し、市民の文化活動・余暇活動の拠点とする。	△	本計画期間内で整備予定
9	AiAi ひろば整備事業 (仮)街なか交流拠点整備事業)	シンボルロードと一体的に、市民や来訪者が気軽に利用できる、交流のための空間(広場)整備を行う。 また、非常時には防災広場としての機能をあわせて整備していく。	○	実施済
10	(仮)市庁舎・公共公益施設建設(建替え)事業	“郡都”としての行政サービス機能に加え、情報や交流機能など複合的な公共公益施設を整備する。	○	実施中
11	(仮)エントランスコア整備事業	中心商業地の玄関口として、商業地に人を呼び込むしかけ作りを行っていく。	×	
12	(仮)総合バスターミナル整備事業	中心市街地内の公共交通の利便性やサービス向上を図るため、バスターミナルの集約整備を行う。整備にあたっては、中心市街地内に配置する公共公益施設等との一体的整備を図る。	△	本計画期間内に事業計画を策定
13	(仮)名瀬市中心市街地活性化総合整備事業	商業系土地利用を位置づけたゾーンにおいては、街路や駐車場などの商業の活性化に資する都市基盤整備を行うほか、にぎわいの原動力となる都市内居住者の増加を促す住宅施策を行っていく。また、建物の不燃化や耐震化、バリアフリー化などにより、安全で安心な街なかづくりを進めていく。また、都心居住を位置づけたゾーンにおいては、積極的な住宅施策の導入により、都市内人口の増加を誘導していく。	○	実施中(末広・港土地区画整理事業、まちなか居住推進事業)

※実施状況について、「展開した、又はしている事業」は○、「計画中又は今後実施予定の事業」は△、「取り組めていない事業」は×で表示している。

②商業の活性化に向けた取り組み

中心市街地活性化基本計画において位置づけた商業の活性化に向けた36の取り組みのうち、ハード事業では、名瀬中央通りアーケード改修(H18.3完成)や空き店舗の活用等に取り組み、また、現在、実施中の末広・港土地区画整理事業により、施行地区内の店舗の改築や買物空間としての広幅員歩道の整備が進められる予定である。また、ソフト事業については、集客イベントとしての定期市(軽トラ市)の継続開催や、各種団体におけるイベントの実施、奄美市プレミアム商品券の発行、商業団体の組織強化や人材育成に取り組むとともに奄美市通り会連合会による100円駐車券発行等といった消費者・来街者に対する各種サービスが展開されている。

表一商業の活性化に向けた取り組み

No.	事業名称	事業内容	状況	
1	再開発の実施に伴うテナントミックス	13, 14 の街区で進められている市街地再開発事業において商業施設のテナントミックスを行う。	×	協議するも未実施
2	パティオ型店舗の整備	シンボルロードの整備にあわせて、末広通り地区でパティオ型店舗の整備を行う。	×	未実施
3	商店街の改造	シンボルロードの整備にあわせた末広通り沿道の商店を建て替えるなど、商店街近代化事業を実施する。	○	実施中
4	商店街の名称変更	中心市街地にある商店街通りに親しみと個性のある愛称をつけ、アピールする。	○	(ティダモール)
5	まちなみの個性化と統一	名称とあわせて、各通りにふさわしいまちなみを統一するため、まちなみ協定等を締結する。	×	協議するも未実施
6	空き店舗の活用	借り上げまたは幹施等により、空き店舗をチャレンジショップ、物産販売所、イベントスペース、福祉ショップ等として利用する。	○	実施中(出店支援事業)
7	商業団体組織の強化	任意組織の多い中心市街地内の商店街において、活発な事業活動を目標として、組織の強化及び法人化を進める。	○	実施済(まちづくり会社の設立)
8	人材の育成	商店街リーダー、商店後継者、従業員等の教育研修を進め、まちの活性化に不可欠な人材の育成を行う。	○	実施中(魅力アップ事業)
9	個店の内外装設備の改修	まちなみ協定に合わせて、個店のファサードの整備を行うとともに、店内設備の更新を進め個店の魅力向上を図る。	○	実施中(リフォーム補助制度)
10	ソフト面による個店の魅力向上	設備と合わせて、商品構成による個性化、接客サービスによるもてなし性を高め、魅力向上を図る。	○	実施中(ただし、各個店の自助努力による。)
11	小売市場の整備、機能強化	再開発と合わせて整備が進められている永田橋市場やその他の市場を整備し、機能強化を図る。	○	実施中(出店支援事業)
12	イベント広場におけるイベント等の実施	防災広場を兼ねるイベント広場を利用し、多方面にわたるイベントを頻繁にかつ継続的に行う。また、空き地を利用した屋台等の設置も考えられる。	○	実施中(毎月第4日曜日に軽トラ市を開催)
13	「市」の定期的開催	イベント広場や商店街通りを利用して、魅力ある生鮮食品やリサイクルの「市」を定期的に開催する。	○	実施中(軽トラ市)
14	共通商品券の継続発行、充実	11 年度に発行した共通商品券について、内容をさらに充実させ継続して発行する。	○	発行済(奄美市プレミアム商品券)

No.	事業名称	事業内容	状況	
15	ポイントカード等の実施	固定客を確保し顧客とのコミュニケーションを深めるため、ポイントカード、スタンプカード等の導入を検討し、実施する。	×	協議するも未実施
16	歩行者専用空間の確保と整備	中央通りやシンボルロードにおいて、歩行者が安全に歩ける専用の空間として、快適な都心性のある空間として整備する。	○	実施中 (末広・港土地区画整理事業で広幅員歩道の確保)
17	歩車共存道路の整備	銀座通り、奄美本通りにおいては、歩行者と自動車が共存する空間としてグレードアップを図り整備する。	○	実施中 (都市再生整備計画事業)
18	ガイドマップの作成	まち情報、みせ情報を満載したタウンガイドマップを作成し、地域住民や観光客に配布する。	○	実施中 (まち色マガジン発行)
19	まちなかサインの整備	中心市街地の中を迷うことなく人が安心して歩けるよう、デザインに工夫したまちなかサインを設置する。	△	計画中 (都市再生整備計画事業)
20	商品発送の共同化・宅配サービスの実施	車以外の来街者の要望に応えるため、買物した商品の配送を低料金で行う。また高齢者に対するご用聞きサービスについて検討する。	×	
21	バリアフリー対策	段差がない等お年寄りや障害者が安心して来街、来店できるように、バリアフリーに対応した街及び店の設備の整備、設置を進める。	○	実施中 (都市再生整備計画事業)
22	エントランスコアの整備	港方面から中央通り等への進入を円滑にするため、入り口付近にオープンスペースを設ける。	×	
23	商店街共同駐車場・駐輪場の整備	公共駐車場と合わせて、土地を取得または借用して、商店街共同駐車場の整備を各所で進める。 また、駐輪場の設置も進める。	×	
24	駐車場の共同運営・駐車券の発行	今後整備される公共駐車場の管理を受託するとともに、既存、新設、公共、民間を問わず中心市街地内の駐車場を共同運営し、共通駐車券の発行等を検討する。	○	実施中(奄美市通り会連合会による100円駐車券発行)
25	駐車場案内システムの検討・導入	駐車場の利用促進のための駐車場案内システムの検討を行う。	×	
26	アーケードの整備	老朽化が進む中央通りのアーケードを、防災に配慮して建替えを進める。(ソーラー方式の検討)	○	完了(H18.3 名瀬中央通りアーケード改修)

No.	事業名称	事業内容	状況	
27	防災のための組織作り	アーケードの建設に合わせて防災のための組織作りを行う。他の地区も同様である。	×	
28	紬・焼酎等のショップ・工房の誘致	製販一体型の施設として、紬、焼酎等のショップ、工房の誘致を行い、奄美らしさを演出する。 空き店舗の有効活用支援事業の一環として行うことも考える。	○	空店舗対策事業で実施
29	農産物、海産物の販売スペースの整備	製販一体施設と同様に、地域農産物、海産物の販売スペースを確保する。	○	軽トラ市で対応
30	誘致キャンペーンの展開	旅行エージェント等との連携を図り、奄美のキャンペーンを張り、奄美への観光客の誘致を図る。	○	大型客船来島時のイベント開催
31	まちのストーリーをPR	まち(通り)のストーリーをPRする。各商店街の個性化のシーズ(種)を探り、まち及びまちなみのストーリーを示してアピールする。	△	まち歩きマップで実施予定
32	特産品の開発と販売	生産者と販売者の異業種を交流させることにより新たに奄美の特産品について開発し販売することを目指す。	△	計画中
33	産業会館の建設	商工会議所を中核とした、地域産業の交流と情報発信の拠点として機能する産業会館を建設する。	△	計画検討中
34	TMO構想の策定と認定	平成12年度において、本基本計画に沿って商業タウンマネジメント計画(TMO構想)の策定を行い、名瀬市の認定をうける。	○	TMO構想→策定済
35	TMO計画の策定と事業化	平成13年度以降、市の認定を受けたTMO構想に沿って、さらに主要事業の実施をめざし、大臣認定のためのTMO計画を策定する。	○	TMO計画→策定済、認定済(H13.6.11) 事業化→名瀬中央通りアーケード改修済
36	タウンマネージャーの招聘	TMOが商業活性化を進めるに際し、各種の専門分野について、タウンマネージャーを招聘し支援を受ける。	○	H19実施済 (中心商店街商業活性化アドバイザー派遣事業により実施)

(3) 旧基本計画の反省点（立ち上がり支援事業より）

旧中心市街地活性化基本計画では、様々な課題に対応し、取り組み範囲もそれらに対応して構成されていた。現段階で、取り組まれている事業や着手している事業も数々あるが、中心市街地の活性化は今ひとつ盛り上がっていない。その理由として、以下のような事が考えられる。

- 奄美市は、中心市街地に人も公共施設も会社も集積している。島としての地形上の特性もあるが、都市構造的に薄く広がった拡散型都市構造にはなっていないことは、結果的に危機意識の欠如につながり、抜本的な対策を打たないまま、現在に至ったことにより、中心市街地の人口減少や高齢化の進行による中心市街地の危機的状況につながったものと考えられる。
- これまでは、庁内での取り組み体制が不十分で、総合的な連携体制が図れておらず、各部署の役割分担も明確ではなかった。また、民間（商店街、商工会議所、各種団体等）においても横断的な連携体制も不十分であり、さらには、行政と民間との連携も不十分であり、様々な取り組みは行われているものの、個別バラバラな活動が展開され、結果的に、工夫をすれば得られるような相乗効果が得られていない状況にあった。
- 行政、民間による取り組みが、活性化に向けてのシナリオに基づいた戦略的な取り組みではなく、位置づけが不明確であったことから、実施する施策に一貫性がなく、継続的な効果を得られなかったと考える。
- 観光客、消費者、居住者の視点に立った取り組みが必ずしも行われていたとは考えにくく、実施された取り組みは、単発的で自己満足的な取り組みの展開にすぎない。
- 計画の主たる事業が行政の関係部局の事業を主体に構成されており、中心市街地の都市機能の整備には寄与しているが、民間の関係者の実施する事業が少なく、行政と一緒に自分たちの街を自分たちの手で、活性化する一体感が希薄であって、行政サイドの計画面が強く、地域や商店街を巻き込んだ取り組みが不十分であった。
- 民間部分の実施する事業の目的が抽象的で、達成のレベルが曖昧で明確ではなかった。
- 基本計画を策定することに主眼が置かれて、今回の改正にあるように目標達成状況の把握できる数値目標等の設定がなされておらず、フォローアップがされていないこともあった。

これらの現況、反省点等を踏まえて、今計画には奄美大島商工会議所をはじめ、地権者や地域住民、商店街、各種団体が参加し議論を重ねた上で、民間活力を中心に実施される計画を取り入れて実施する必要がある。

〔5〕 中心市街地活性化に向けた課題の整理

各種統計データや市民アンケート、これまでの取り組み状況の検証から、本市における中心市街地の課題について下記のとおり整理する。

（1） 中心市街地における商業機能の低下

中心市街地の商店街は、閉鎖的な地理的条件により、ほぼ奄美大島全域を商圈としてカバーしており、奄美の「顔」としての役割を担っている。

基本理念である「ゆらうまち」を実現するためには、各種都市機能が集積して立地している必要があり、本市の中心市街地においては比較的充実しているものの、商業機能が低下している状況となっている。

要因としては、戦後の成長期に自然発生的に形成された昔ながらの商業機能・商業集積が、多様化、高度化する市民ニーズに対応できず、郊外に出店した大規模店舗やインターネットによる通信販売等にその顧客を奪われている状況にある。中心市街地の活性化を図るためには、商業機能の強化が不可欠であり、賑わいの場となるためには、商業・飲食業・サービス業といった多様な機能の集積を図る必要がある。

（2） 増加する観光客への対応が不足

奄美大島には、希少な野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境や、島唄・八月踊りをはじめとした独特の島文化、結いの精神など、多種多様で貴重な財産を有している。しかしながら、これらの資源は、島内各所に点在し、中心市街地とは有機的に結びついていない。また、近年、豪華客船等の寄港や世界自然遺産登録が見込まれており、今後観光客の増加が期待されているところであるが、観光客を中心市街地へ呼び込む機能が、不足しているところである。

そこで、中心市街地が有する、恵まれた「地域資源」を積極的に活用し、「奄美」らしい魅力を高めることこそが、中心市街地の活性化における極めて有力な戦略と考え、中心市街地においても、奄美らしい景観形成、雰囲気・生活感の演出等を行うとともに、歴史的・文化的資源の活用や回遊できる仕掛けづくりに取り組み、中心市街地へ来訪者が多く訪れるきっかけを作る必要がある。

（3） 利用しやすい賑わいのある中心市街地の形成

本市の中心市街地は、奄美群島の産業・経済・教育・文化の中心地として各種都市機能が集積し、各種イベント等も開催されるなどコンパクトで利便性の高い地域としての賑わい拠点となっている。

しかしながら、郊外への宅地造成等により居住人口の郊外流出や奄美市全体の人口が減少する中、以前の活気を失いつつある状況となっている。

今後は、中心市街地により多くの人に住んでもらうとともに、来訪してもらうため、既存の集積度の高い都市機能を維持しつつ、高齢者・子育て世代をはじめ全ての人が安心・信頼して生活・利用できる施設の整備等総合的に取り組んでいく必要がある。

【6】 中心市街地活性化に関する基本的な方針

中心市街地における課題を踏まえ、将来にわたって奄美市の「顔」しての機能を維持・促進するとともに、賑わいと活気の溢れた「多くの市民・観光客が来訪し、触れ合い・交流出来る」中心市街地の形成に取り組んでいくこととする。

そのため、これまでのコンパクトに集積された各種都市機能を維持しつつ、更なる利便性の向上に取り組むとともに、低下する商業機能の回復に向けたソフト施策の展開を、行政・商業者・地域住民等が一体となって取り組んでいくこととする。

また、増加する観光客を積極的に中心市街地に誘客するとともに、市民との交流創出に取り組むこととする。

このような方針のもと、本市では「いもーれ、Come もーれ、ゆていもーれ コンパクトシティ「ゆらうまち」の実現」を中心市街地活性化のテーマに掲げ、各種施策を総合的に推進していくこととする。

注1) いもーれ：島口（奄美の方言）で「いらっしやい」

注2) かんもーれ：島口で「ここにおいで」

注3) ゆていもーれ：島口で「寄ってらっしやい」

注4) ゆらうまち：島口で「ゆらう」が触れ合うを意味しており、「触れ合える街」を意味する造語

（1） 中心市街地活性化のテーマ

♪いもーれ・Come もーれ・ゆていもーれ♪ コンパクトシティ「ゆらうまち」の実現

「ゆらうまち」では、徒歩圏内に様々な都市機能が集積し、便利で快適な住環境の下、高齢者から家族連れ・単身者まで、多様な世代が生活し、新しい地域コミュニティが育まれている。また、中心商店街には、質が高く、満足感を得られるモノ・サービスに溢れ、「奄美らしさ」を体感できる景観形成も加わり、観光客やいつもよりお洒落をした多くの市民が買い物を楽しんでいる。時には、市民と観光客が一緒になって八月踊り、六調等の奄美の文化を楽しんだ後、宴の時が始まり、忘れられない出会いとともに夜が更けていく…。そんな中心市街地でのストーリーが描けるよう、様々な都市機能が集積する優位性に加え、今日の多様な市民ニーズを踏まえた都市福利施設等の更なる集積や改修等、多面的に都市機能を強化することにより、「人が訪れ（いもーれ）」、「人が集まり（Come もーれ）」、「人が交流する（ゆていもーれ）」空間の実現を目指す。

また、にぎわいのある中心市街地が形成されると、都市としての価値が上がり、この価値は、単に中心市街地のみならず市全体へと繋がると考える。そこで、本市の中心市街地の活性化に向けて、全市民が一体となり、取り組みを展開し、誰もが好きになる、誰もが誇りに思える、中心市街地の形成を目指す。

(2) 中心市街地活性化の基本方針

中心市街地の現状分析、市民意向及び旧計画における反省点等を踏まえ、課題解決に向け、活性化のテーマに基づく基本方針を以下のとおり設定する。

◇方針1. 賑わいに満ちた活力のある中心市街地の形成

中心市街地活性化のテーマである「ゆらうまち」を実現するためには、多くの市民・観光客が来街・交流し、ふれあえる空間の創出が必要である。また、集まった多くの市民や観光客がまちを回遊することにより、にぎわいの創出が期待できる。

そのため、にぎわい創出の拠点となる交流施設の整備に取り組むもとともに、魅力ある店舗の立地促進、集客力のある商業施設の誘致を図り、周辺への民間投資の促進を図ることとする。

また、商業機能の向上を図るためには、各店舗の魅力アップが欠かせないことから、販売力の強化に対する支援や資金繰りに対する支援、人材育成等についても積極的に取り組むとともに、空き店舗を活用した中心市街地での創業支援についても取り組んでいくこととする。

◇方針2. 訪れたいくなる中心市街地づくり

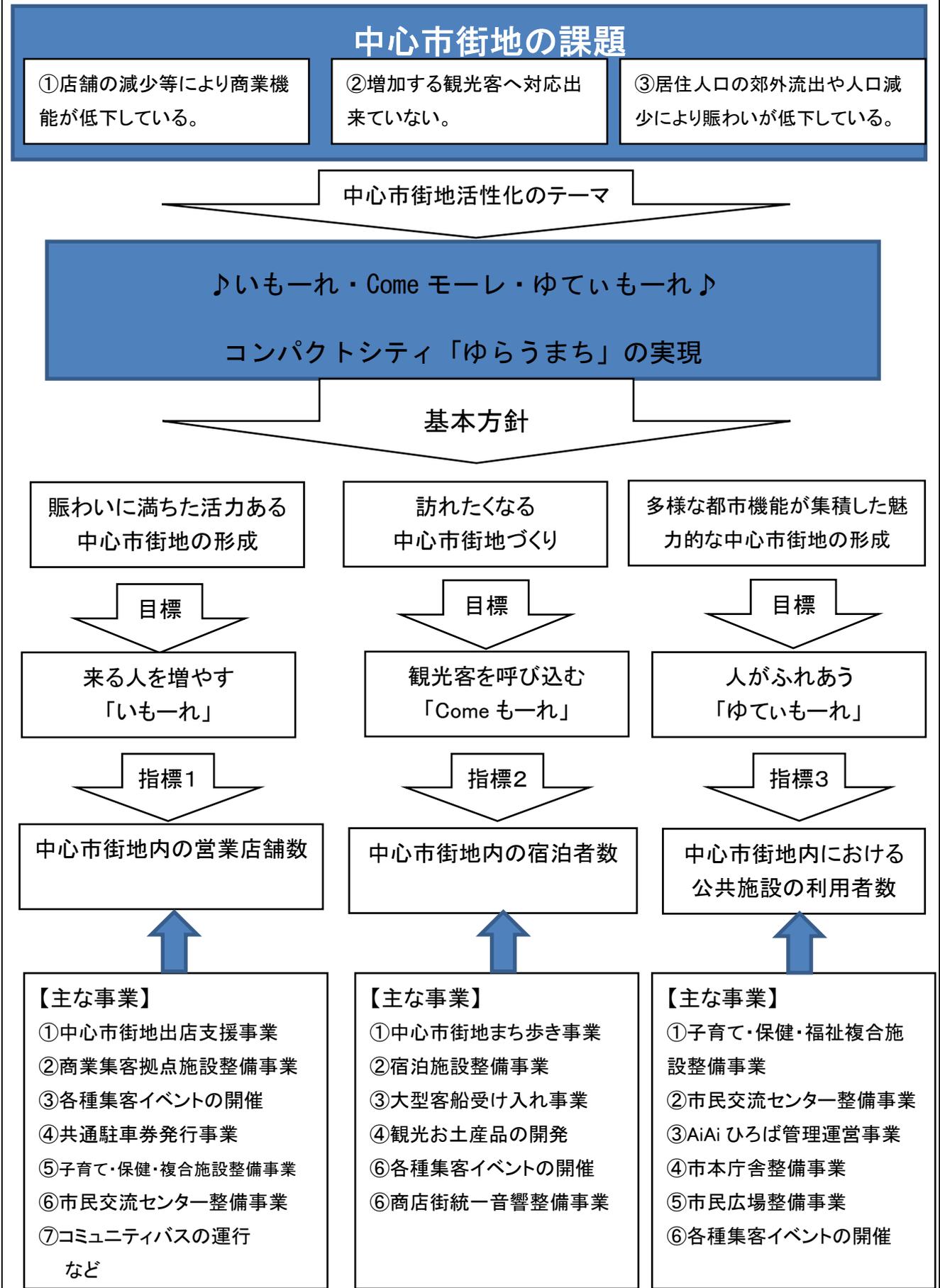
本市全体の定住人口が減少する中、賑わいのある中心市街地を形成するためには今後更に増加が見込まれる観光客を中心市街地に呼び込む施策の展開が必要となっている。そのため、島唄・八月踊り等の地域文化を活用したイベントを開催するとともに、名瀬まちの歴史を巡る街歩き事業の実施や、紬・黒糖焼酎といった特産品を活用した体験メニューの実施により、観光客が訪れたいくなる中心市街地の形成に取り組むこととする。

また、奄美らしさを体感できる景観形成に取り組むとともに、気軽に地元住民と交流できる機会を提供し、自然体験では味わうことのできない奄美の魅力発信に努めることとする。

◇方針3. 多様な都市機能が集積した魅力的な中心市街地の形成

本市の中心市街地は、商店街や公共施設等の各種都市機能が集積している状況にあるが、耐用年数を経過した施設が多く、更新時期を迎える、または更新時期を越えた施設もある。特に、公共・公益施設については、コンパクトなまちづくりに必要な施設であることから、公共施設等の更新、新設にあたっては、中心市街地への積極的な立地を推進し、更なる利便性の高いコンパクトシティを目指すものとする。

なお、公共事業の実施に際しては、高齢者や障害者、ベビーカーの親子連れ等、すべての利用者に配慮したユニバーサルデザインを導入し、歩道のバリアフリー化や公園等の施設整備への配慮等、すべての人にやさしいまちづくりを展開する。



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

奄美大島は奄美群島最大の島で、加計呂麻島、請島、与路島を合わせた面積は 812.55 km² 全群島面積の 66.0%、人口は 62,593 人で群島総人口の約 55.5%を占める奄美群島の中心的な島である。現在、奄美大島は、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の 1 市 2 町 2 村からなっており、平成 18 年 3 月に名瀬市、笠利町、住用村の 1 市 1 町 1 村が合併し誕生した奄美市には、奄美大島全人口 62,593 人（平成 26 年 10 月 1 日現在、鹿児島県統計課）のうち、70.0%、世帯数でも 79.6%を奄美市が占めており、奄美大島の中心となる地域に位置することは明白である。

旧名瀬市は、三方を山に囲まれた地理的な状況から、狭小な平地に各種都市機能が集積して発展してきたところである。本市の市街地は、依然として市役所をはじめとする、国・県の各出先機関や公共公益施設、生活関連の主な施設が集積している。また、商店街や飲食店街も立地するなどコンパクトな市街地が形成されているところであり、都市機能の集約の面でも、経済的な面でも中心的な位置を占めている。

こうした事由から、本市における中心市街地は、旧名瀬市街地を中心とした各種都市機能が集積した地区を区域として設定する。

(位置図)



[2] 区域

(1) 区域設定の考え方

本市の中心市街地は、各種都市機能が集積している状況であり、その中でも整備効果が発現しやすく、回遊性の向上が期待できる徒歩圏内の範囲を基本として、次の3つの観点から区域を設定する。

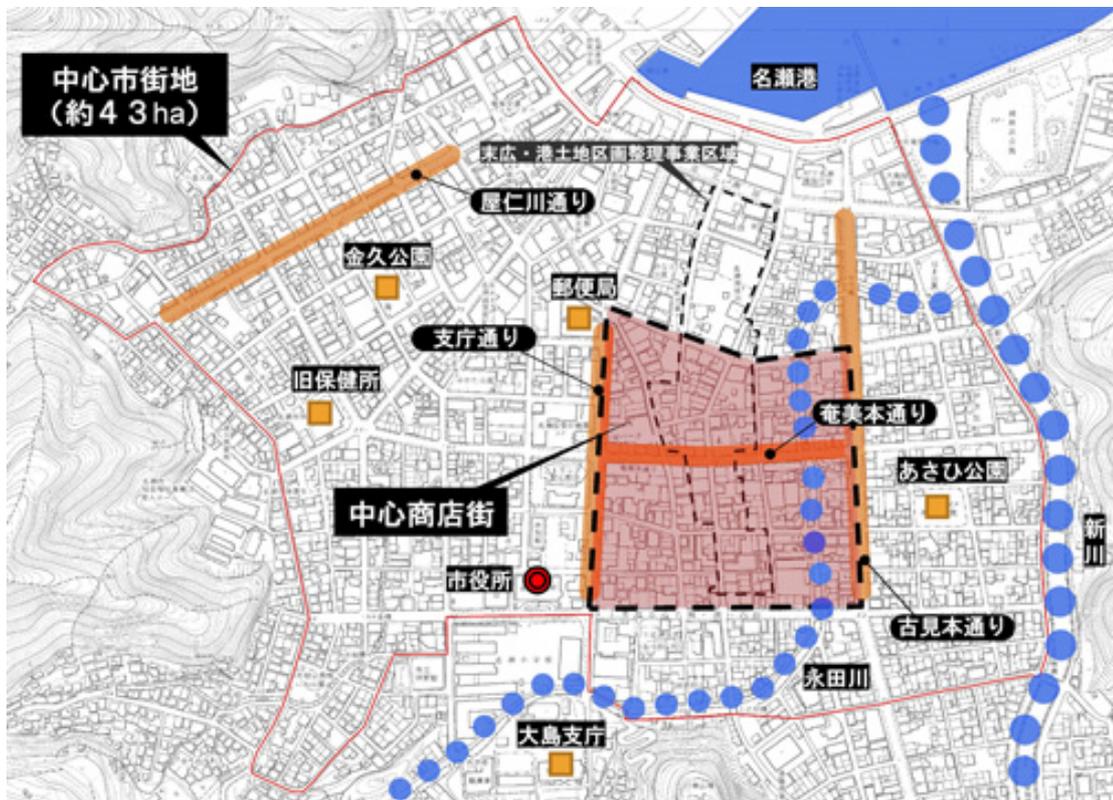
- ①都市計画の用途地域で商業地域、近隣商業地域を指定している区域を念頭に、商業サービス機能が相当程度集積している中央通りアーケードを含めた5つの商店街からなる末広町及び伊津部町の全部の区域。
- ②飲食店や宿泊施設等が集積立地する屋仁川エリアを中心に金久、入舟、柳、井根の一部の区域。
- ③市民がよく利用する公共施設の市役所をはじめ、金融機関（銀行、郵便局等）、医療機関等の公益施設が立地する幸町、港町の全部の区域及び永田町の一部の区域。

(2) 区域の境界

- ・北側の境界：臨港道路新川～新港橋先～県道名瀬瀬戸内線～市道金久1号、14号
- ・東側の境界：臨港道路新川～伊津部町と石橋町の町界
- ・西側の境界：市道金久14号～屋仁川～柳町集会場前～市道柳8号、14号、市道井根19号
- ・南側の境界：市道井根15号～井根14号～中央26号～井根12号～中央58号～中央57号～古里8号、3号、伊津部12号

(3) 区域の面積 区域の面積は約43haとする。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																								
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>(1) 商業の集積</p> <p>平成26年商業統計調査による奄美市の小売店舗数は、504店舗、従業者数は2,534人、年間販売額は約373.3億円、売場面積は40,292㎡となっている。一方、中心市街地における小売店舗数は125店舗、従業者数は317人、年間販売額は約39.6億円、売場面積は7,549㎡となっている。</p> <p>奄美市の総面積(30,825ha)に対し、中心市街地(43ha)の面積割合は0.14%であるが、商業関係のシェアが高く、相当数の小売商業者が集積した地域であるといえる。</p> <p>■奄美市の総面積(30,825ha)の0.14%の地域に2割以上の店舗が集積</p> <div style="text-align: center;">  </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>奄美市全体</th> <th>中心市街地</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売店舗数</td> <td>504店舗</td> <td>125店舗</td> <td>24.8%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>2,354人</td> <td>317人</td> <td>12.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：平成26年商業統計</p> <p>(2) 都市機能の集積</p> <p>当該市街地には、市役所、国及び県の出先事務所等の公共施設や金融機関(銀行、郵便局等)、医療機関等の公益施設、教育施設、社会福祉施設等が数多く集積しており、本市の中心としての役割を果たしている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎</td> <td>奄美市役所本庁舎、第2別館、港町仮庁舎、水道庁舎</td> </tr> <tr> <td>出先機関</td> <td>鹿児島税関名瀬監視署、奄美海上保安部、名瀬測候所、屋仁川派出所</td> </tr> <tr> <td>金融機関</td> <td>名瀬中央郵便局、奄美大島信用金庫本店、奄美大島信用組合本店、鹿児島銀行大島支店、南日本銀行大島支店、九州労働金庫大島支店、奄美群島振興開発基金</td> </tr> <tr> <td>福祉・教育関連施設</td> <td>港町児童センター、ひよこ広場、名瀬信愛幼稚園、名瀬公民館、鹿児島大学国際島嶼研究センター奄美分室</td> </tr> <tr> <td>交流施設</td> <td>奄美市 AiAi ひろば</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：奄美市調査</p> <p>(3) バス路線の集積</p> <p>当該市街地には、本市唯一の公共交通であるバス会社の本社と港町待合所があり、乗継拠点となるとともに、数多くのバス路線が通っており、郊外部から人々が集まりやすい環境が形成されている。</p>	項目	奄美市全体	中心市街地	割合	小売店舗数	504店舗	125店舗	24.8%	従業者数	2,354人	317人	12.5%	項目	施設名	庁舎	奄美市役所本庁舎、第2別館、港町仮庁舎、水道庁舎	出先機関	鹿児島税関名瀬監視署、奄美海上保安部、名瀬測候所、屋仁川派出所	金融機関	名瀬中央郵便局、奄美大島信用金庫本店、奄美大島信用組合本店、鹿児島銀行大島支店、南日本銀行大島支店、九州労働金庫大島支店、奄美群島振興開発基金	福祉・教育関連施設	港町児童センター、ひよこ広場、名瀬信愛幼稚園、名瀬公民館、鹿児島大学国際島嶼研究センター奄美分室	交流施設	奄美市 AiAi ひろば
項目	奄美市全体	中心市街地	割合																						
小売店舗数	504店舗	125店舗	24.8%																						
従業者数	2,354人	317人	12.5%																						
項目	施設名																								
庁舎	奄美市役所本庁舎、第2別館、港町仮庁舎、水道庁舎																								
出先機関	鹿児島税関名瀬監視署、奄美海上保安部、名瀬測候所、屋仁川派出所																								
金融機関	名瀬中央郵便局、奄美大島信用金庫本店、奄美大島信用組合本店、鹿児島銀行大島支店、南日本銀行大島支店、九州労働金庫大島支店、奄美群島振興開発基金																								
福祉・教育関連施設	港町児童センター、ひよこ広場、名瀬信愛幼稚園、名瀬公民館、鹿児島大学国際島嶼研究センター奄美分室																								
交流施設	奄美市 AiAi ひろば																								

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

(1) 中心市街地における人口の減少

平成21年～平成28年にかけての当該市街地の人口の推移を見ると、市全体の動向に対し、当該市街地では減少率が高い状況にある。こうした傾向が続くことにより、機能的な都市活動の確保及び経済活力の維持に支障を生じる恐れがある。

表一人口の推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減率
奄美市全体	47,372	46,828	46,524	45,882	45,444	44,893	44,609	44,052	△ 7.0
旧名瀬市	39,149	38,811	38,567	38,094	37,829	37,456	37,294	36,932	△ 5.7
旧笠利町	6,557	6,505	6,412	6,279	6,144	6,024	5,920	5,789	△ 11.7
旧住用村	1,668	1,610	1,545	1,509	1,471	1,413	1,385	1,331	△ 20.1
中心市街地	4,952	4,827	4,777	4,705	4,602	4,500	4,408	4,309	△ 13.0

出典：奄美市住民基本台帳

(2) 中心市街地における店舗数の減少

中心市街地周辺の主要な4つの通り及びその周辺における小売業・サービス業・飲食業等の店舗推移を見ると、平成20年から27年にかけて100店舗以上の事業所が減少している。一方、営業店舗数は減少しているものの空き店舗率は増加していないことから、中心市街地で施行中の末広・港土地区画整理事業による店舗の建て替えが進んでいないことが伺える。

この傾向が続くことは、中心市街地における商業機能の確保及び経済活力の維持に支障を生じる恐れがある。

表一営業店舗・空き店舗の推移

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
中央通り	店舗数	74	73	73	70	66	71	75	75
	空き店舗数	15	12	4	7	3	9	8	10
	空き店舗率	20.3%	16.4%	5.5%	10.0%	4.5%	12.7%	10.7%	13.3%
奄美本通り	店舗数	65	64	62	63	60	49	45	44
	空き店舗数	10	9	13	10	10	5	5	8
	空き店舗率	15.4%	14.1%	21.0%	15.9%	16.7%	10.2%	11.1%	18.2%
末広本通り	店舗数	54	54	51	34	28	29	18	18
	空き店舗数	8	11	11	7	6	11	2	1
	空き店舗率	14.8%	20.4%	21.6%	20.6%	21.4%	37.9%	11.1%	5.6%
銀座通り	店舗数	62	59	53	47	45	45	45	41
	空き店舗数	10	9	9	2	2	9	8	5
	空き店舗率	16.1%	15.3%	17.0%	4.3%	4.4%	20.0%	17.8%	12.2%
4通り小計	店舗数	255	250	239	214	199	194	183	178
	空き店舗数	43	41	37	28	21	34	23	24
	空き店舗率	16.9%	16.4%	15.5%	12.2%	10.6%	17.5%	12.6%	13.5%
その他の通り	店舗数	123	117	104	97	93	101	99	94
	空き店舗数	12	12	12	13	8	9	14	11
	空き店舗率	9.8%	10.3%	11.5%	13.4%	8.6%	8.9%	14.1%	11.7%
合計	店舗数	378	367	343	311	292	295	282	272
	空き店舗数	55	53	49	39	29	43	37	35
	空き店舗率	14.6%	14.4%	14.3%	12.5%	9.9%	15.8%	13.1%	12.9%

出典：奄美市調査

(3) 中心市街地における売上高・店舗面積の減少

中心市街地における小売業の年間商品販売額，売場面積のいずれについても減少傾向にあり，その減少率は奄美市全体の減少率よりも高い状況にある。この傾向が続くことにより，商業機能の維持に支障を生じる恐れがある。

表一年間商品販売額の推移

	H19年	H26年	減少率
奄美市全体	429.6億円	373.3億円	△13.1%
中心市街地	82.2億円	39.6億円	△51.8%

出典：商業統計・立地環境特性編

表一売場面積の推移

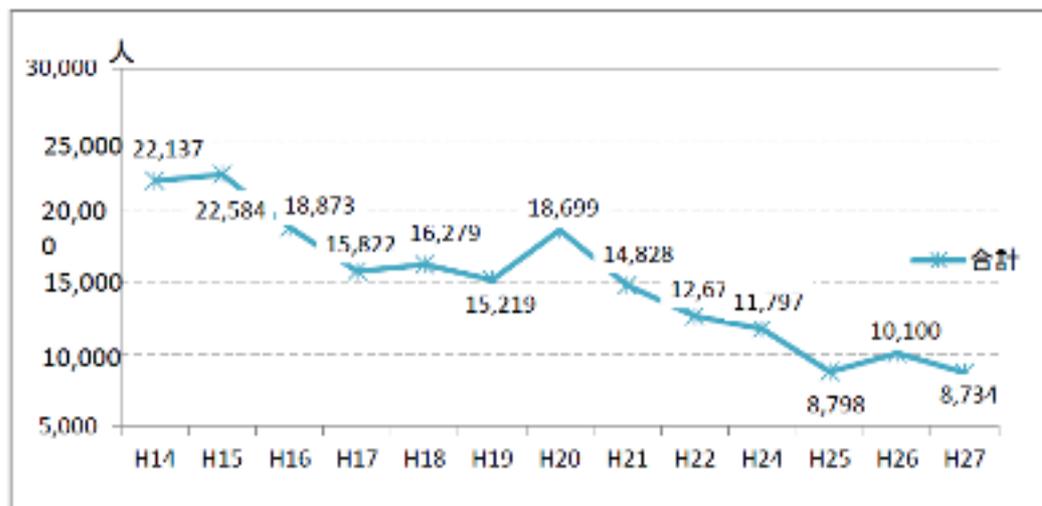
	H19年	H26年	減少率
奄美市全体	51,829㎡	40,292㎡	△22.3%
中心市街地	13,770㎡	7,549㎡	△45.2%

出典：商業統計・立地環境特性編

(4) 商店街における歩行者通行量の減少

商店街における歩行者通行量は，平成14年の調査開始以来，増減を繰り返しながら，全体的には減少傾向にあり，通り別にみると，すべての通りが減少傾向にあり，アーケードが設置されている中央通り以外の減少率（平成16年比）が高い状況にある。この傾向が続くことにより，機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じる恐れがある。

図一歩行者通行量の推移（単位：人）



出典：奄美市歩行者通行量調査

<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は、奄美市総合計画及び名瀬市都市計画マスタープランと整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、市全域及び周辺地域の発展に有効かつ適切である。また、奄美市総合戦略にも位置付けており、これまでの中心市街地におけるまちづくりを継続的に押し進めていくものである。</p> <p>(1) 総合計画との整合</p> <p>総合計画において、中心市街地活性化を重点プロジェクトに位置づけており、目標、取り組み内容を以下のように示している。</p> <p>【目標】</p> <p>中心市街地では、中心市街地活性化基本計画の理念のもと、「ゆとりとふれあいがあり、利便性の高い安全で安心な暮らしの創出」、「賑わいと回遊性・質の高い商業空間の形成」、「奄美らしさの創出・誇りと愛着のあるまちづくり」を促進し、賑わいに満ちた中心市街地の形成を目指します。</p> <p>【取り組み内容】</p> <p><u>(ア) 住みたくなる街づくり “居(い)も～れ”</u></p> <p>…中心市街地では、多様な都市機能が集積した利便性の高い立地条件を活かし、快適で質の高い居住空間の整備を推進し、居住人口の増加に努めます。</p> <p><u>(イ) 訪れたくなる商店街づくり “Come モーレ”</u></p> <p>…中心商店街の2核1モール構想の実現に向け、商業施設の再編や大型店舗の誘致及びまちなか交流拠点施設の整備を推進し、賑わいのある商業空間の形成に努めます。</p> <p>また、商工会議所や商店街等が連携し、商業機能の再生に向けた組織体制の強化や取組の充実を図り、個性あるきめ細かなサービスの提供を行うなど、魅力ある商店街づくりを促進します。</p> <p><u>(ウ) ふれあいたくなる仕掛けづくり “遊(ゆ)ていも～れ”</u></p> <p>…多くの市民や観光客が来街・交流し、ふれあえる空間を創出するため、奄美らしい個性的な景観や拠点となる交流施設の整備とともに、島唄・八月踊り等の伝統文化を実感できる奄美らしさを演出し、訪れたくなる街づくりを促進します。</p> <p>また、地域住民やNPO及び地元企業等との連携・協力を強化し、市民全体で中心市街地活性化に取り組む態勢づくりに心がけ、自分たちの街に誇りと愛着を持てるまちづくりを促進します。</p> <p>(2) 都市計画マスタープランとの整合</p> <p>平成10年3月に策定された都市マスタープランでは、『～奄美群島の“郡都”を担い、都市と自然とが調和した個性的なまちづくり～海を基軸に</p>
--	---

した島建てのまちづくり』を理念に掲げ、以下5点のまちづくりの目標を掲げている。

【まちづくりの目標】

- ①人が集まり交流しあう賑やかなまちをつくる
- ②機能的で一体性のある魅力的なまちをつくる
- ③多角的な産業展開による足腰の強いまちをつくる
- ④全ての人にやさしいまちをつくる
- ⑤名瀬らしさを受け継ぐ自然と共生するまちをつくる

これら目標の達成に向けて、中心市街地における役割として、広域的な交通軸の結節点であり、奄美群島の“郡都”機能の中核を担う、名瀬らしい中心市街地の形成に向け、以下の事項を掲げている。

【中心市街地に関する事項】

- 名瀬らしい都市機能配置と既存施設の再編による相互連携
- 商業基盤の整備、景観整備や自然環境の整備による中心市街地の魅力の創出

(3) 奄美市総合戦略との整合

平成27年度に策定した総合戦略～しあわせの島へ～奄美市『攻め』の総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）において

基本目標Ⅲ 皆が知恵を出し実行する島（奄美で夢をかなえる人増）

施策の基本的方向 地域づくり

の中で中心市街地の活性化を位置付けており、中心市街地においてハード施策とソフト施策を一体的に推進することで、賑わいのある魅力的なまちづくりを推進することとしている。

そのために実施する事業として中心市街地活性化基本計画の策定を位置付けるとともに、本計画で実施する事業も記載しており、整合性を図っている。

(4) 奄美群島の中心地として、中心市街地活性化による周辺への波及効果

奄美市は、奄美群島における“郡都”として位置づけられ、特に、中心市街地が位置する名瀬地区は、古くから奄美群島における経済・社会活動及び教育・文化活動の中心的な役割を担ってきたほか、大島紬の生産・流通などにより独自の経済圏として発展してきた。また、近年では道路・港湾などの交通基盤施設に加えて、各種社会公共施設整備や、産業・経済活動の振興が図られており、圏域内の中核都市としてだけでなく、圏域外からのアクセスの玄関都市としても位置づけられている。

また、名瀬商圏は、旧名瀬市を商圏核として、奄美大島の全町村で構成され、当該市街地には、数多くのバス路線が通っており、奄美市郊外部をはじめ、島内の各町村から人々が集まりやすい環境が形成されている。

さらには、中心市街地には公共・公益施設のほか、商業施設、サービス施設、事業所などが広く分布しており、経済活動や商業活動など、本市をはじめ、奄美大島全体の社会経済の中心地としての役割を担っている。

このため、これまでに整備された都市基盤施設や、歴史的・文化的資源などを活用し、中心市街地の活性化に積極的に取り組むことは、中心市街地のみならず、市全域及び奄美大島全体に波及効果が大きく、その発展にとって有効かつ適切な手段であると考ええる。

(5) 持続可能な社会構築に向けた取り組み

人口減少・少子高齢化の進展や今後の厳しい市の財政状況を見据え、多様な都市機能がコンパクトに集約した、多くの市民が暮らしやすいと思える持続可能な社会構築が重要となっており、商業、医療、交通、居住、教養・文化等が集積する当該市街地の機能増進や経済活力向上に向けた取り組みの推進が必要であると考ええる。

3. 中心市街地の活性化の目標

【1】奄美市中心市街地活性化の目標

本市の中心市街地では、♪いも一れ・Come も一れ・ゆていも一れ♪コンパクトシティ「ゆらうまち」の実現のテーマのもと、「賑わいに満ちた活力ある中心市街地の形成」、「訪れたいくなる中心市街地づくり」、「多様な都市機能が集積した魅力的な中心市街地の形成」を基本的な方針として取り組むこととする。

「ゆらうまち」は、多様な世代の市民や観光客が訪れ、交流・触れ合いを創出する中心市街地を目指していることから、次の3つの目標を設定する。

(1) 来る人を増やす「いも一れ」

賑わいに満ちた活力ある中心市街地は、多くの人が集まるとともに、各種都市機能が集積し、様々な経済活動が行われている必要がある。そのためには、訪れやすく歩きやすい環境整備、集客力の高い施設の整備、商業集積の立地促進、魅力的なイベントの展開など総合的に取り組む必要がある。

そのため、地域公共交通でのアクセス改善に向けた路線の見直しによる利便性の向上に取り組むとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するための歩道の整備等に取り組み、回遊性の向上を図ることとする。

また、多様な世代が訪れるきっかけとなる公共施設の整備や商業機能の回復を図るための生活利便性の高い商業集客施設の立地促進、空き店舗を活用した新たな新規創業者の出店支援など、総合的に取り組んでいくこととする。

【来る人を増やすための主な事業】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ・子育て・保健・福祉複合施設整備事業 | ・市民交流センター整備事業 |
| ・商業集客拠点施設整備事業 | ・中心市街地出店支援事業 |
| ・各種集客イベントの開催 | ・共通駐車券発行事業 |
| ・地域公共交通網形成計画策定事業 | ・コミュニティバスの運行 など |

(2) 観光客を中心市街地へ呼び込む「Come も一れ」

奄美大島への観光客数は、LCC 路線の就航や大型客船の寄港等により、年々増加傾向にあるほか、国立公園指定及び世界自然遺産登録に向けた作業が行われており、今後ますますの増加が見込まれている。しかしながら、豊かな自然環境を有する本市の観光は、自然体験が主流であることから、中心市街地へ呼び込む施策の展開が重要となっている。

そのため、黒糖生産地としての西洋文化とのかかわりやアメリカ占領下からの復帰運動記念碑などの歴史的資源や伝統工芸である本場奄美大島紬や奄美でしか製造が許可されていない黒糖焼酎醸造所を活用した体験型観光の仕掛けづくりに取り組むとともに、八月踊りや島唄といった伝統芸能を活用した地域住民との交流創出を図ることで、自然体験では味わうことのできない奄美の魅力提供に取り組んでいくこととする。

【観光客を呼び込むための主な事業】

- ・ 中心市街地まち歩き事業
- ・ 観光お土産品の開発
- ・ 商店街統一音響整備事業
- ・ 宿泊施設整備事業
- ・ 大型客船受け入れ事業
- ・ 各種集客イベントの開催

(3) 人が触れ合う「ゆていもーれ」

中心市街地は、買い物や業務を行う場所だけでなく、人との出会いや交流の場となることで更に魅力的な地域になるとともに、観光客にとっても地域住民との触れ合いが、リピーターとして再来訪のきっかけにもなってくる。

そのため、高齢者から子供まで多様な世代が訪れ交流できる空間の整備に取り組むとともに、観光交流センターである AiAi ひろばを活用した八月踊りの輪の中に観光客が混じり一緒になって踊ったりできるイベントの企画など、行政・まちづくり会社・市民団体等が一体となって取り組んでいくこととする。

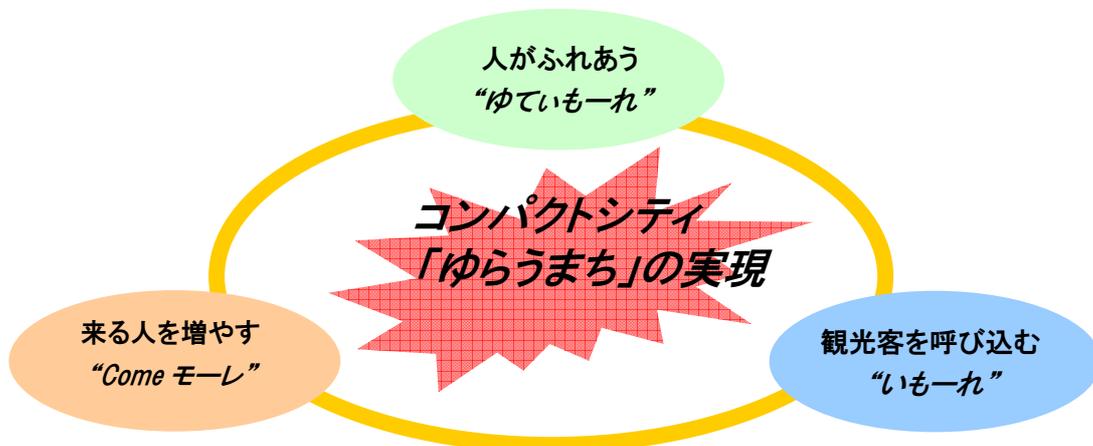
【人との触れ合いを創出するための主な事業】

- ・ 子育て・保健・福祉複合施設整備事業
- ・ 市民交流センター整備事業
- ・ 市本庁舎整備事業
- ・ 市民広場整備事業
- ・ AiAiひろば管理運営事業
- ・ 各種集客イベントの開催

中心市街地活性化のテーマ

♪いもーれ・Come モーレ・ゆていもーれ♪

コンパクトシティ「ゆらうまち」の実現



[2] 計画期間の考え方

奄美市中心市街地活性化基本計画は、平成 29 年 4 月から、計画している事業が概ね完了し、具体的な効果が発現する時期を考慮し、平成 34 年 3 月までの 5 年とする。

[3] 数値目標の設定の考え方

中心市街地活性化の数値目標については、前述の目標との関連性を考慮し、「来る人を増やす」「中心市街地へ観光客を呼び込む」「人が触れ合う」の達成状況を的確に把握するために、以下の数値目標を設定する。

(1) 「来る人を増やす “いも一れ”」の達成状況を表す指標

指標 1：営業店舗数

賑わいに満ちた活力ある中心市街地の形成を図るためには、各種都市機能の中でも商業機能の集積は欠かすことのできない機能である。しかしながら、現在、商店街区域で末広・港土地区画整理事業の施行中であることから、道路用地等の空地が見られ、集積密度が低下している状況にある。

そのため、商業集積密度の高まりを測定することで、訪れた人の増加を図る指標として設定する。歩行者通行量については、調査日の天候やイベント開催等により一時的な数値であるが、営業店舗数とすることで、来客数が増え事業採算が取れているものと判断される。

なお、指標として設定する営業店舗数は、中心市街地における主要 9 通りに面する店舗等として測定する。

主要 9 通り：中央通り、奄美本通り、末広本通り、銀座通り、古見本通り、支庁通り、だるま市場通り、サンサン通り、本町通り

目 標：来る人を増やす“いも一れ”

目標指標：主要 9 通りにおける営業店舗数

基準 値：247店舗（平成 28 年 8 月・奄美市調査）

目標数値：280店舗（H33 年度・13%増）

	営業店舗	空店舗	空き店舗率
中央通り	65	10	13.3%
奄美本通り	36	8	18.2%
銀座通り	36	5	12.2%
末広本通り	17	1	5.6%
支庁通り	27	5	15.6%
だるま市場通り	16	4	20.0%
本町通り	17	3	15.0%
サンサン通り	19	9	32.1%
古見本通り	14	3	17.6%
計	247	48	16.3%

出典：奄美市調査

ア 出店支援事業・店舗リフォーム補助制度による新規出店者数の増加

平成 26 年度から実施している同制度を活用した新規出店者は平成 26 年度 21 件、平成 27 年度 15 件、平成 28 年度は 10 件が見込まれており、3 年平均で 15 店舗の新規出店となっている。

事業開始当初に比べ新規出店者の数も落ち着いた状況にあることから、平成 29 年度以降の新規出店者については、過去 3 年間平均(15.3 店舗)の約半分の 8 店舗を平均新規出店者として見込むこととする。

$$\text{新規出店 8 店舗} \times 5 \text{ 年} = 40 \text{ 店舗}$$

イ 店舗併用住宅建設促進事業による新たなテナントビルの建設による増加

制度を活用して末広・港土地区画整理事業区域内において、平成 33 年度までに新たに 3 事業者が店舗併用住宅の建設を予定している。そのうち 1 事業者が 3 つの店舗を有する事業計画であることから、新たに 5 店舗の店舗新設が予定されている。

$$\text{新設テナント数} \quad 1 \text{ 事業者 } 3 \text{ 店舗} + 2 \text{ 事業者 } 2 \text{ 店舗} = \underline{5 \text{ 店舗新設}}$$

ウ 末広・港土地区画整理事業に伴う店舗の増加

制度の活用はしないが、末広・港土地区画整理事業区域内において、平成 33 年度までに 5 事業者が店舗の建設を行うことが見込まれている。

$$\text{新設店舗数} \quad \underline{5 \text{ 店舗}}$$

* イ・ウについては、新たな店舗の新設で入居率 100%を想定。アの新規出店者数は既存空き店舗への進出として試算しており、新設店舗数との重複はないものとして推計。

エ 商業集客拠点施設立地促進事業により出店を予定している事業者

本市の商業集客拠点施設立地促進事業を活用し、スーパーの出店が見込まれている。

$$\text{新規出店者} \quad \underline{1 \text{ 店舗}}$$

オ 既存店舗の減少

計画期間中、新たに廃業し空き店舗となることも見込まれるが、空き店舗数の経過をみると、平成 23 年度 39 店舗 ⇒ 平成 27 年度 35 店舗となっており、4 店舗減少している。

この期間中、アの制度を活用し 36 店舗が新規出店していることから、閉店した店舗は 32 店舗と推測される。(年平均 6.4 店舗)

今後は、スーパー出店によるシャワー効果や周辺への公共施設の整備等による通行量の増加が期待されるなど、商業環境の改善が見込まれることから、これまでの平均閉店数の 60%を既存店舗の減少見込みとして推計する。

閉店店舗数 年平均△6店舗 × 5年間 × 60% = △18店舗

目標数値は、既存店舗数 + ア + イ + ウ + エ - オ より
247店舗 + 40店舗 + 5店舗 + 5店舗 + 1店舗 - 18店舗 = **280店舗** とする。

【フォローアップの考え方】

フォローアップとして、毎年度主要9通りの営業店舗数調査を実施し、目標数値の達成状況の検証を行い、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

(2) 「観光客を中心市街地へ呼び込む“Come も一れ”」の達成状況を表す指標

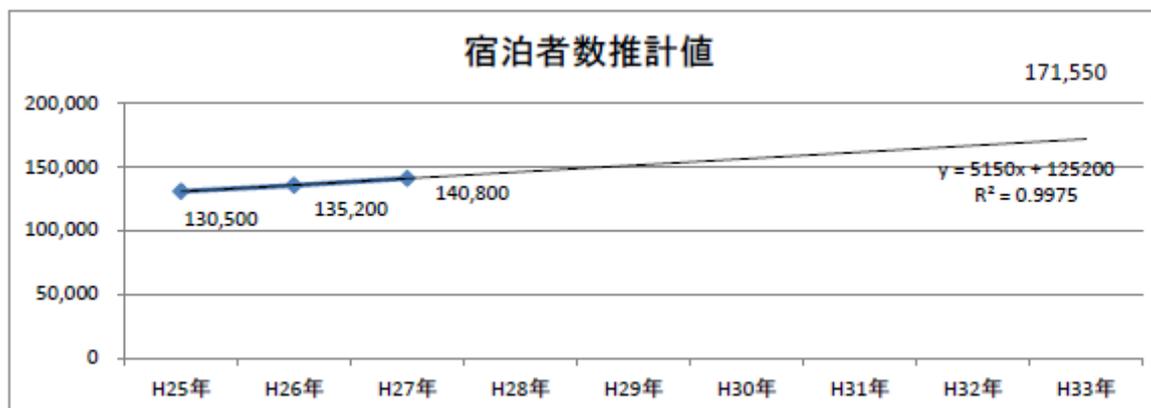
指標2：中心市街地内の宿泊者数

奄美大島本島内の定住人口が減少する中、中心市街地の活性化を図るためには、増加傾向にある観光客を呼び込む施策の展開が必要である。本市の中心市街地には、歴史・文化・産業といった資源を有するものの、観光客が訪れる観光施設を有しないことから、主要な観光地とはなっていない状況にある。

そのため、都市機能の集積がある中心市街地のホテル宿泊者数を把握することで、観光客が訪れた数として推測できることから、指標として設定する。

目 標：観光客を呼び込む“Come も一れ”
目標指標：中心市街地内の宿泊者数
基 準 値：140,800人/年(平成27年・奄美市推計)
目標数値：221,800人/年(H33年度・81,000人/年増)

① トレンドによる宿泊者の増加



奄美市推計

本市の中心市街地における宿泊者数は、観光客の増加に伴い、年々増加傾向にあるものと推計される。今後も観光客の増加が見込まれていることから、このままの状況で推移すると、平成 33 年度の宿泊者数は、年間約 171,500 人となることが見込まれる。

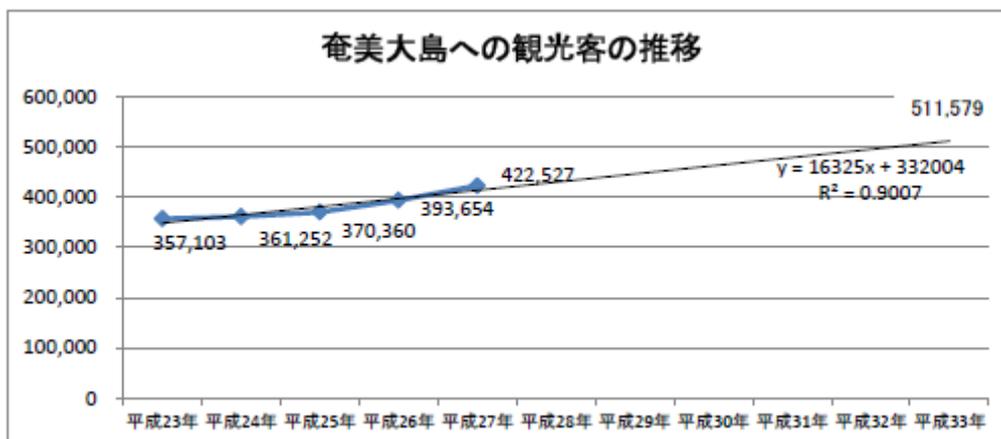
平成 33 年度 既存宿泊施設における宿泊者数 171,500 人/年

② 新たな宿泊施設の建設による宿泊者の増加

民間事業者において、平成 33 年度までに中心市街地内において宿泊施設の建設が計画されている。建設に伴い収容人員が増加することで、新たな宿泊者数の増加が見込まれる。なお、稼働率については、目標値として 65%を想定する。

新規宿泊施設 収容人員 150 人 × 365 日 × 65% ≒ 35,500 人/年

③ 中心市街地まち歩き事業の実施による増加



奄美市推計

奄美大島への観光客数は年々増加しており、このままで推移すると平成 33 年度の観光客数は、約 511,500 人と推計される。平成 27 年度に実施したアンケート調査により、奄美大島観光で行いたい活動としてまち歩きのような集落めぐりと回答した割合が 2.9%であったことから、本割合の観光客が中心市街地への宿泊を選択するものと推測される。

まち歩き事業の利用見込み $511,500 \text{ 人} \times 2.9\% = \underline{14,800 \text{ 人}}$

目標数値は、①+②+③より、

$171,500 \text{ 人} + 35,500 \text{ 人} + 14,800 \text{ 人} = \underline{221,800 \text{ 人/年}}$

【フォローアップの考え方】

フォローアップとして、毎年度宿泊施設の協力を得ながら宿泊者数を推計し、目標数値の達成状況の検証を行い、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

(3) 「人が触れ合う“ゆていもーれ”」の達成状況を表す指標

指標3：交流施設の利用者数

中心市街地は、単に買い物や業務の場所としてだけでなく、人との出会いや交流の場としての機能を有している。本市では、コンパクトシティの推進を図るため、公共施設の中心市街地への集約・複合化に取り組むことで、交流空間の創出を図ることとしている。そのため、中心市街地における観光交流施設であるAiAiひろば、市民交流施設である市民交流センター、世代間交流施設である子育て・保健・福祉複合施設の3施設の利用者数を指標として設定する。

目 標:人が触れ合う“ゆていもーれ”
 目標指標:公共施設の利用者数
 基準値:225,626人/年(平成27年度)
 目標数値:379,800人/年(平成33年度・68.3%増)

指標の対象となる公共施設

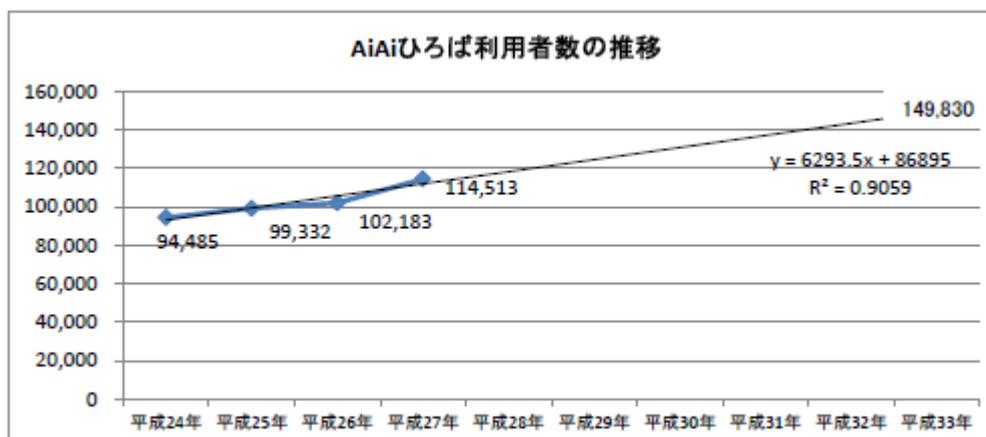
AiAiひろば	観光案内所を併設した観光交流拠点施設
市民交流センター(新設)	旧公民館を市民交流施設として充実強化
子育て・保健・福祉複合施設(新設)	保健センター、港町児童センター、老人福祉会館を統合し、世代間交流施設として複合化

既存施設の利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
AiAiひろば	94,485人	99,332人	102,183人	114,513人
公民館	72,486人	77,032人	82,778人	87,494人
保健センター	5,469人	6,055人	5,684人	6,069人
港町児童センター	16,982人	16,948人	15,783人	17,550人
老人福祉会館	10,104人	9,434人	8,817人	8,882人
合計	199,526人	208,801人	215,245人	234,508人

出典:奄美市調査

① トレンドによるAiAiひろば利用者の予測



既存の観光交流施設である AiAi ひろばについては、観光案内所の利用や各種イベント開催により、平成 24 年度のオープン以来年々利用者が増加している状況である。

引き続き様々な主体による集客イベントの開催及び観光客の増加による観光案内所の利用者増加が見込まれることから、このままの状況で推移すると、平成 33 年度には、約 149,800 人の利用者が見込まれる。

AiAi ひろばの利用者数 149,800人/年

② 市民交流センターの整備による利用者数の予測

旧公民館については、駐車場が未整備な上、ホール席数や会議室の規模なども手狭となっていた。新たに整備を予定している市民交流センターについては、駐車場を整備することで利便性の向上が図られるとともに、ホールの収容人員の増加、新たに調理室や音楽室を整備するなど、多様なニーズに応えた施設の整備を予定していることから、平成 33 年度の利用者数は 113,000 人の利用者が見込まれる。

ア 施設の充実によるホール利用者の増加

これまで駐車場や出演者控室等が未整備の為、中心市街地外の施設(奄美文化センター(座席数 1,400 人))で実施されていた小規模のホール利用イベントが、施設が充実することから新施設で実施されるものと推計される。そのため、奄美文化センターのホールで実施された 350 人未満のホールを利用したイベント・講演会等の利用者数を増加数として見込むこととする。

平成 27 年度 奄美文化センター350 人未満のホール利用者数 3,500 人

イ 調理室・音楽室・リハーサル室の新設による増加

新たな施設では、調理室や音楽室・リハーサル室の整備を予定している。そのため、類似施設(奄美文化センター、金久分館)における当該施設の利用者数を増加する利用者数として見込むこととする。

平成 27 年度 奄美文化センターにおける音楽室・リハーサル室利用者数 19,791 人

平成 27 年度 公民館金久分館における調理室利用者数 2,365 人

新規利用者見込 19,791 人 + 2,365 人 \doteq 22,000 人

【利用予測】

既存施設 87,500 人 + ア + イ \doteq 113,000人/年

③子育て・保健・福祉複合施設の整備による利用者数の予測

子育て・保健・福祉複合施設は、既存の保健センター、老人福祉会館、港町児童センターの機能を複合して整備し、新たに子育て支援機能の充実強化を図り、世代間交流施設として新たに整備するものである。既存施設は駐車場の未整備が多く、立地も地域公共交通によるアクセスが不便であったところであるが、今回新たに整備を行うことで、平成 33 年度の利用者数は 117,000 人が見込まれる。

ア 保健センター利用者の増加

保健センターでは、駐車場が不足していること、調理室等がないことから、中心市街地外の他の施設(奄美文化センター)で実施していた事業があるが、施設整備により新施設で事業を実施することによる増加が見込まれる。

【他施設での実施状況】

複合検診 1,404 人 女性がん検診 983 人 報告会 300 人 健康教室 150 人
研修会 120 人 栄養指導 659 人 合計 3,616 人

既存利用者 6,069 人 + 新規利用見込み 3,616 人 \doteq 9,700 人

イ 港町児童センター利用者の増加

港町児童センターについては、新たに子育て支援機能を充実強化し、屋内遊具や一時預かり機能を有することで、子育て世代を中心に新たな利用者の増加が期待できる。

本市における子供の数は、未就学児 2,779 人、小学生 2,579 人となっており、未就学児については保護者と一緒に利用するとともに、小学生については友達同士で利用することが見込まれる。

アンケート調査結果より、月に 1 回以上中心市街地を利用する割合が 74.5%であることから、当該割合の子育て世代が利用するものとして推測する。

未就学児数	2,779 人
小学生児童数	2,579 人

(住民基本台帳)

【未就学児利用見込み】

未就学児については、保護者と一緒に利用となることから、74.5%の親子が月に 1 回以上利用するものとして推計。

$2,779 \text{ 人} \times 2 \text{ 人} \times 74.5\% \times 12 \text{ 月} \doteq 49,600 \text{ 人}$

【小学生利用見込み】

小学生については、低学年については親子での利用も見込まれるところであるが、友達同士での利用が多いと考えられることから、小学生の 74.5%が月に 1 回以上利用するものとして推計する。

$2,579 \text{ 人} \times 74.5\% \times 12 \text{ 月} \doteq 23,000 \text{ 人}$

上記により、新規に増加する利用者数は、 $49,600 \text{ 人} + 23,000 \text{ 人} \doteq 72,600 \text{ 人}$ と推測される。

港町児童館の利用者数は,

$$\text{既存利用者 } 17,550 \text{ 人} + \text{新規利用者 } 72,600 \text{ 人} \doteq \underline{90,000 \text{ 人}}$$

ウ 老人福祉会館利用者の増加

現在の老人福祉会館は, 公共交通によるアクセスも悪く, 高台にあることから立地的に利便性が低い状況となっている。今回, 中心街地に立地することで, 交通アクセスの向上及び徒歩圏人口が増加(長浜町 2,210 人→中心市街地 4,309 人)することから, 徒歩圏人口の増加相当(1.95 倍)の利用者が見込まれる。

$$\text{既存利用者 } 8,882 \text{ 人} \times 1.95 \text{ 倍} \doteq \underline{17,300 \text{ 人}}$$

【子育て・保健・福祉複合施設利用者予測】

$$\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} = \underline{117,000 \text{ 人/年}}$$

目標数値は, ① + ② + ③により,

$$\underline{149,800 \text{ 人} + 113,000 \text{ 人} + 117,000 \text{ 人} = 379,800 \text{ 人/年}}$$

④フォローアップの考え方

フォローアップとして, 毎年度該当する公共施設の利用者数を把握し, 目標数値の達成状況の検証を行い, 必要に応じて改善措置を講じるものとする。

4 土地区画整理事業, 市街地再開発事業, 道路, 公園, 駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、三方を山に囲まれた地形となっており、可住面積が狭い中で、奄美群島の中心都市として発展してきたことから、建物が密集し、道路幅員も狭い上、自動車交通量も多い市街地となっている。そのため、防災上の観点からも広幅員の道路が必要となるとともに、安全で安心して回遊できる歩行者空間の確保が必要となっている。

また、奄美大島には年間約 42 万人（平成 27 年）の観光客やビジネス客が訪れているが、中心市街地においては、「奄美らしさが感じられない」とった評価を受けており、今後増加が見込まれる観光客を中心市街地へ誘客する市街地の整備が求められている。

(2) 事業の必要性

本市においては、こうした状況を改善するため、末広・港土地区画整理事業や都市再生整備計画事業により、防災性の向上や広幅員の歩行者空間の確保、ユニバーサルデザインに配慮した、歩行空間のバリアフリー化を進めているところである。

また、市街地における防災機能の強化等と併せて、商業施設の再編を図り、にぎわいに満ちた中心市街地の形成を推進するとともに、中心市街地における住環境の向上、安心安全な歩行空間の創出、街なかにおける緑の創出、駐車場の利便性向上に向けた取り組みや市街地の整備改善を通じて、中心市街地における来る人（地域住民）・訪れる人（観光客、ビジネス客等）目線での良好な生活空間の創出を実現する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し、事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また、基本計画の計画満了時には、実施した事業の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 道路修景整備事業</p> <p>内容： 歩行者優先の道路修景整備を行う。</p> <p>位置： ①市道中央 28 号線 ②市道中央 50 号線 ③市道金久 25 号線 ④市道井根 12 号線 ⑤末広港線 ⑥市道中央 46 号線 ⑦市道金久 26 号線</p> <p>実施時期： 平成 30～32 年度</p>	奄美市	<p>中心市街地内の市道7路線において、高齢者・障害者をはじめ、誰もが安全・快適に歩ける道路環境を形成するためのバリアフリー化や、魅力ある商業空間を形成するための奄美らしさを演出する歩道の整備や植栽など、地域の自然や素材を活用した歩行者優先の修景整備を図る事業である。</p> <p>安全で快適な歩行者空間を確保することで、中心市街地における回遊性の向上が図られることから、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(名瀬中心市街地地区(第3期)))</p> <p>実施時期 平成 30 年度～ 平成 32 年度</p>	
<p>事業名： いね公園整備事業</p> <p>内容： 既存の公園内に遊具、休憩施設等の整備を行う。</p> <p>位置： いね公園</p> <p>実施期間： 平成 30～31 年度</p>	奄美市	<p>中心市街地内のいね公園において、遊具、休憩施設、トイレ等を整備し、街なかでの憩いの空間を創出する事業である。</p> <p>街なかにおける憩いの空間を創出することにより、買い物客等の滞在時間の向上が図られることから、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(名瀬中心市街地地区(第3期)))</p> <p>実施時期 平成 30 年度～ 平成 32 年度</p>	

(2) ②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 末広・港土地区画整理事業</p> <p>内容： 区域内 3.2ha で土地区画整理事業を行う。</p> <p>位置： 末広町、港町内 3.2ha</p> <p>実施期間： 平成 18～30 年度</p>	奄美市	<p>本事業は、末広・港線整備による市街地への良好なアクセスや防災機能の強化を図るとともに、商業施設の再編を進めることで、多様な機能が集積するにぎわいに満ちた中心市街地の形成を図るための事業である。</p> <p>本事業を実施することで、中心市街地へのアクセス改善、安全で安心した歩行者空間の確保を図るとともに、商業店舗の集約・更新による魅力的な中心市街地の形成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))</p> <p>実施時期： 平成 29 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当事業なし

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 市本庁舎整備事業 内容： 老朽化した市本庁舎の建て替えを行う。 RC造9階建て 延床面積：12,434㎡ 位置： 幸町地内 実施期間： 平成28～30年度	奄美市	本市の市庁舎は、建設から50年近くが経過し、老朽化が著しい上、耐震基準を満たしておらず、防災上の観点からも建て替えが必要な状況となっている。また、行政機能が分散(第2別館、第3別館、水道庁舎、下水道庁舎)しており、市民の利便性が低いことから、行政機能を集約した新庁舎の整備を行う。 本事業によりワンストップサービスの提供による市民の利便性向上が図られるとともに、庁舎内に「市民のゆらい処(交流空間)」を整備することで、交流促進も図られるなど、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 駐車場整備事業 内容： 本庁舎跡地へ、来庁者用の駐車場整備を行う。 位置： 幸町地内 実施期間： 平成31年度	奄美市	市本庁舎の建替えに合わせて、現庁舎跡地に来庁者用駐車場(60台)の整備を行う。 既存庁舎の駐車場(40台)よりも1.5倍の台数を確保することで、来庁者の利便性向上が図られるとともに、庁舎利用に合わせた周辺での買い物など回遊性の創出が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 市民広場整備事業 内容： 市民の憩いの場とイベント開催が可能な市民広場の整備を行う。 位置： 幸町地内 実施期間： 平成31年度	奄美市	市本庁舎の建て替えに合わせて、現庁舎跡地に市民が集える交流空間となる広場の整備を行う。 末広・港公園や近隣商店街と連携したイベントを開催するなど、集客力及び回遊性の向上が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 市単独道路修景整備事業 内容： 歩行者優先の道路修景整備を行う。 位置： ①市道中央24号線 ②市道中央57号線 ③市道中央10号線 実施時期： 平成33年度	奄美市	中心市街地内の市道3路線において、高齢者・障害者をはじめ、誰もが安全・快適に歩ける道路環境を形成するためのバリアフリー化や、魅力ある商業空間を形成するための奄美らしさを演出する歩道の整備や植栽など、地域の自然や素材を活用した歩行者優先の修景整備を図る事業である。 安全で快適な歩行者空間を確保することで、中心市街地における回遊性の向上が図られることから、中心市街地活性化のために必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 都市公園整備事業 内容： 区画整理事業区域内に都市公園の整備を行う。 位置： 末広・港公園(新設) 実施期間： 平成32～33年度	奄美市	末広・港土地区画整理事業に合わせて集客性の高いイベント開催の実施場所及び中心市街地内の交流空間となる都市公園の整備を行う。 中心市街地内でイベント等を開催できる空間を確保することで、賑わいの創出及び交流の促進が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	

5 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、主要な公共施設はもとより、医療施設、社会福祉施設、教育施設等、多様な都市機能の集積が図られている。しかしながら、主要な公共施設については老朽化が著しく耐震性も不十分な上、駐車場不足や設備が不十分であり、多様化する住民ニーズに十分応えた施設となっていないことから、利便性が高い新たな施設整備が求められている。

また、地域で子育てを行う環境は、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等により大きく変化してきており、今後は、「子は地域（シマ）の宝」の考え方のもと、行政をはじめとして、市民・事業所・関係団体が一体となって、子育てに関する不安や負担を軽減することで少子化の進展に歯止めをかけ、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境の整備を進めていくことが求められている。

(2) 事業の必要性

中心市街地に立地する公共施設については、築40年以上を経過し、耐震性も十分でない施設が多い。市役所本庁舎における行政機能については、拡大する行政サービスに適宜対応し配置したことから分散して立地し、市民の利便性が低い状況となっているところである。また、保健センターについては、設備や駐車場のスペースが不足しており、中心市街地外域外の施設を活用した検診を実施するなど、十分な役割を果たせていない状況で、利用者ニーズに対応した施設整備が求められている。

このような状況にあることから、中心市街地において公共施設を継続して確保するとともに、分散する施設を集約し、利便性を高めることが必要となっている。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し、事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また、基本計画の計画満了時には、実施した事業の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2)①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市民交流センター整備事業</p> <p>内容： 市民交流センター施設の整備を行う。 RC造3F建て 延床面積：3,200㎡ 位置：柳町地内 実施期間： 平成30～32年度</p>	奄美市	<p>本事業は市役所本庁舎建設事業に伴い取り壊された公民館機能を中心市街地内に維持確保するため、現水道庁舎移転後に360席程度のホールや図書室、調理室等を備えた市民交流センターの整備を行う。 中心市街地における都市機能の集積促進を図るとともに交流空間を創出するため、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（名瀬中心市街地地区（第3期）））</p> <p>実施時期 平成30年度～平成32年度</p>	
<p>事業名： 子育て・保健・福祉複合施設整備事業</p> <p>内容： 子育て支援施設・保健センター・高齢者福祉施設の複合施設の整備を行う。 RC造3F建 延床：面積3,139㎡ 位置：港町地内 実施期間： 令和元年度～令和3年度</p>	奄美市	<p>本事業は、老朽化し建て替えが必要な公共施設である保健センター、老人福祉会館を中心市街地に集約するとともに、子育て支援機能を充実した複合施設の整備を行う。 中心市街地において公共施設の集約を図るとともに、世代間の交流施設として賑わいの拠点となる施設で、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>実施時期 令和元年度～令和3年度</p>	

(2)②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当事業なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当事業なし

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市本庁舎整備事業（再掲）</p> <p>内容： 老朽化した市本庁舎の建て替えを行う。 RC造9階建て</p>	奄美市	<p>本市の市庁舎は、建設から50年近くが経過し、老朽化が著しい上、耐震基準を満たしておらず、防災上の観点からも建て替えが必要な状況となっている。また、行政機能が分散（第2別館、第3別館、水道庁舎、下水道庁舎）しており、市民の利便性が低いことから、行政機能を集約した新庁舎の整備を行</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	

<p>延床面積:12,434 m² 位置: 幸町地内 実施期間: 平成 28～30 年度</p>		<p>う。 本事業によりワンストップサービスの提供による市民の利便性向上が図られるとともに、庁舎内に「市民のゆらい処(交流空間)」を整備することで、交流促進も図られるなど、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名: AiAi ひろば管理運営事業 内容: 観光交流センターの管理運営を行う。 位置:末広町地内 実施期間: 平成 24 度～</p>	奄美市	<p>中心市街地における観光交流拠点施設である AiAi ひろば活用し、市民と観光客の交流促進を図る事業として実施する。 AiAi ひろばでは、多様な主体による様々なイベントや郷友会の方々による八月踊りの実施等を通して、観光客と市民の交流が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>	
<p>事業名: 市民広場整備事業(再掲) 内容: 市民の憩いの場とイベント開催が可能な市民広場の整備を行う。 位置: 幸町地内 実施期間: 平成 31 年度</p>	奄美市	<p>市本庁舎の建て替えに合わせて、現庁舎跡地に市民が集える交流空間となる広場の整備を行う。 末広・港公園や近隣商店街と連携したイベントを開催するなど、集客力及び回遊性の向上が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業，中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

(1)現状分析

本市は，離島という地域特性もあることから，高校卒業後は進学等で地元を離れる若者が多く，また，少子化も進行する中で人口・世帯数ともに減少傾向（平成 19 年→平成 28 年：-8.6%，住民基本台帳）となっており，中心市街地においては，更に減少率が高い状況となっている。（同-15.5%，住民基本台帳）。

しかしながら，市民アンケート調査における中心市街地への居留意向については，「ぜひ住んでみたい」が 3.3%，「条件が合えば住んでみたい」が 35.6%となっており，利便性の高い中心市街地への居留意向は高い状況となっていることから，ニーズに合った住居の提供が求められているところである。

また，現在中心市街地で施行中の末広・港土地区画整理事業において建築物の建替えが進行していることから，建て替えに合わせた民間住宅の建設促進が求められている。

(2)事業の必要性

中心市街地における居住人口の減少については，土地区画整理事業による建物解体に伴い，住居戸数が減少してきたところであるが，平成 30 年度の事業完了に向け，新たな建設が実施されているところである。これまで市の独自施策として平成 23 年度から実施しているまちなか居住推進事業により，33 戸の新たな住宅が整備され，今後も制度を活用した住宅の建設が予定されているところである。既存事業を引き続き実施していくことで，区画整理事業に伴う民間住宅の建設促進が期待できることから，民間住宅建設の促進策に取り組んでいく必要がある。

(2)フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し，事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また，基本計画の計画満了時には，実施した事業の検証・評価を行い，引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2)①認定と連携した措置のうち，認定と連携した特例措置に関連する事業

該当事業なし

(2)②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当事業なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当事業なし

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： まちなか共同住宅建設促進事業</p> <p>内容： 中心市街地において民間投資による共同住宅の建設促進を図る。</p> <p>位置： 中心市街地内</p> <p>実施期間： 平成 23～33 年度</p>	<p>奄美市・民間事業者</p>	<p>本事業は、中心市街地において一定の要件を満たした共同住宅を建設する事業者に対し支援を行い、民間住宅の建設促進を図る事業である。</p> <p>生活利便性の高い地域に多様な住居の供給を促進し、まちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	
<p>事業名： 中心商店街及び末広・港地区店舗併用住宅建設促進事業</p> <p>内容： 商店街区域において民間投資による店舗併用住宅の建設促進を図る。</p> <p>位置： 中心商店街及び区画整理事業区域内</p> <p>実施期間： 平成 23～33 年度</p>	<p>奄美市・民間事業者</p>	<p>本事業は、末広・港土地区画整理事業区域及び中心商店街において、一定の要件を満たした店舗併用住宅を建設する事業者に対し支援を行い、民間住宅及び店舗の建設促進を図る事業である。</p> <p>商店街区域における商業集積の立地促進を図るとともに、まちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	
<p>事業名： 住宅リフォーム補助事業</p> <p>内容： 個人による住宅のリフォームを促進する。</p> <p>位置： 奄美市内</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～</p>	<p>奄美市・個人</p>	<p>本事業は、魅力的な住環境の整備を促進するため、リフォームを行う個人に対し支援を行い、居住環境の向上を図る事業である。</p> <p>快適な居住環境の整備促進による、まちなか居住の推進は、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 該当なし</p>	

7. 中小小売商業高度化事業，特定商業施設等整備事業，民間中心市街地商業活性化事業，中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]経済活力の向上の必要性

(1)現状分析

本市の中心市街地は，消費者ニーズの多様化・郊外及び隣接町への大型店の立地及びインターネットの普及による通信販売等の利用増により，特に小売業を中心として商業販売額の低下が続いている状況となっている。

このような状況において，通行量の減少や空き店舗が増加するとともに，食料品スーパーが撤退したことにより集客力が低下したことから，これまで，空き店舗対策事業の実施やスーパーの誘致による商業集積の立地促進に取り組んでいるところである。

また，奄美大島最大の祭りである「奄美まつり」や商店街組織等による様々なイベントの開催，大型クルーズ船来航時の歓迎イベントを開催するなど集客力の向上に取り組んでいるところであるが，今後は，イベント時の来街者の消費行動の拡大にどう繋げていくかが課題となっている。

更には，商圈人口が減少する中，増加傾向にある観光客を中心市街地へ呼び込む施策の展開が求められている。

(2)事業の必要性

本市の中心市街地は各種都市機能が集積し，コンパクトシティとしてこれまで奄美大島の中心地としての機能を果たしてきたところである。その中でも，商業機能については賑わい創出に重要な役割を担っていることから，その活性化を図ることは中心市街地活性化の中で重要な取り組みとなっている。

また，市民アンケート調査においても，中心市街地の活性化に向けた効果が高い取り組みとしては，「最寄り品・買回品の店舗集積や各商店における品揃えの充実」が最も多くあげられている。

こうした状況の中，本市の中心市街地では，商店街やまちづくり会社が主催する集客イベントが年間を通して開催されており，中心市街地らしい魅力と強みを有している。こうした集客活動とあわせて，各店舗の更なる魅力向上や効果的な情報発信，空き店舗対策の取り組みなど，官民の連携等による商業の活性化を図っていく必要がある。

更には，現在進められている基盤整備事業における快適な歩行者空間が整備されることに合わせて，観光客を呼び込む仕掛けづくりや奄美らしさを体感できるソフト事業の提案など，ハード・ソフト一体となった事業展開を図っていく必要がある。

(3)フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し，事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また，基本計画の計画満了時には，実施した事業の検証・評価を行い，引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ① 認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： プレミアム商品券発行事業</p> <p>内容： プレミアム付き商品券を発行し、消費の拡大を図る。</p> <p>位置： 奄美市内</p> <p>実施期間： 平成 20～33 年度</p>	<p>プレミアム商品券発行事業実行委員会</p>	<p>インターネット通販等、購買力の島外流出が拡大する中で、域内流通を拡大するため、10%のプレミアムが付いた商品券「ほーらしゃ券」の発行を行う。</p> <p>地元における消費行動を刺激し、地元中小小売店の売上向上が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 平成 29 年度～平成 33 年度</p>	
<p>事業名： 商業集客拠点施設（スーパー）立地促進事業</p> <p>内容： 中心市街地への集客力の向上を図るため、スーパーの誘致を図る。</p> <p>位置： 末広町地内</p> <p>実施期間： 平成 27～33 年度</p>	<p>奄美市・民間事業者</p>	<p>平成 23 年に中心商店街における区画整理事業の実施により、食料品スーパーが撤退したことで、周辺における歩行者通行量が減少するなど、地域経済の停滞がみられるところである。そのため、一定規模以上の売り場面積を有する新規食料品スーパーの出店に対する家賃補助を行い、誘致を行う。</p> <p>食料品スーパーは買い物頻度及び集客力も高いことから、周辺中小小売店へのシャワー効果も期待できる施設であることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 平成 29 年度～平成 33 年度</p>	
<p>事業名： 中心市街地まち歩き事業</p> <p>内容： 観光客の誘客を図るためのまち歩きマップを作成する。</p> <p>位置： 中心市街地内</p> <p>実施期間： 平成 29 年度～</p>	<p>奄美市・(株)まちづくり奄美</p>	<p>これまでの奄美観光は自然散策・自然体験が中心であったが、観光客を中心市街地へ誘客するツールとして、本市の中心市街地が有する歴史・文化・産業等を散策・体験出来るまち歩きマップを作成する。</p> <p>港町として発展した名瀬まちの歴史を巡るとともに、大島紬体験・黒糖焼酎醸造所といった体験メニューを組み合わせるなど、観光客を呼びこむとともに地域住民との交流創出が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 平成 29 年度～</p>	
<p>事業名： 商店街活性化推進事業</p> <p>内容： 定期的なイベントを開催する。</p> <p>位置： 中心市街地内</p> <p>実施期間： 平成 24～33 年度</p>	<p>奄美市・(株)まちづくり奄美</p>	<p>中心市街地における集客力の向上を図るため、定期的なイベントを開催する。地産地消の推進による域内消費の拡大も目的とした地場産野菜等の販売を行う軽トラ市を、毎月第 4 日曜日に開催するとともに、フリーマーケットを毎月第 1 土曜日に開催する。</p> <p>イベントは集客力が高く、また定期的実施することで安定した集客効果が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 平成 29 年度～平成 33 年度</p>	

<p>事業名: 店舗リフォーム支援事業 内容: 店舗リフォームに対する支援。 位置: 中心市街地内 実施期間: 平成 26～33 年度</p>	<p>奄美市・民間事業者</p>	<p>魅力ある中心市街地を形成するためには、各個店の外観・内装等の魅力を高めることが重要であることから、老朽化した店舗の改装を行う事業者及び新規出店者が実施する店舗リフォームに対して支援を行う。 リフォームに合わせた店舗レイアウトの変更や、制度を活用した新規創業者等魅力的な商業空間の形成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期: 平成 29 年度～平成 33 年度</p>
<p>事業名: 中心市街地魅力アップ事業 内容: 商店街組織等が実施する販促活動、人材育成等に対し支援を行う。 位置: 中心市街地内 実施期間: 平成 24～33 年度</p>	<p>奄美市・奄美市通り会連合会</p>	<p>奄美市通り会連合会をはじめとした商店街組織等が実施する集客イベントや人材育成の取り組み、販促活動等に対し支援を行い、商店街組織の強化を図る。 商店街組織の活動が活発化されるとともに、まちづくりに主体的に取り組む人材の育成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期: 平成 29 年度～平成 33 年度</p>
<p>事業名: 中心市街地出店支援事業 内容:空き店舗への新規出店者に対する支援。 位置: 中心市街地内 実施期間: 平成 26～33 年度</p>	<p>奄美市・民間事業者</p>	<p>本事業は、中心市街地における空き店舗への新規出店者に対し家賃補助を行い、創業支援を図る事業である。 新規創業者の出店による空き店舗の減少は、商業集積密度を高め、魅力的な商業空間の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: ①中心市街地活性化ソフト事業 実施時期: 平成 29 年度 ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（名瀬中心市街地地区(第 3 期)）) 実施時期: 平成 30 年度～平成 32 年度</p>
<p>事業名: 共通駐車券発行事業 内容: 中心市街地内の時間貸し駐車場共通の割引駐車券を発行する。 位置: 中心市街地内 実施期間: 平成 2 年度～</p>	<p>奄美市通り会連合会</p>	<p>中心市街地へのアクセスとして自家用車での利用が多いことを踏まえ、時間貸し駐車場利用者の負担軽減を図るため、一定金額以上のお買い物をした利用者へ、時間貸し駐車場共通の割引駐車券を発行する。 自家用車によるアクセスの利便性向上が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（名瀬中心市街地地区(第 3 期)）) 実施時期: 平成 30 年度～平成 32 年度</p>
<p>事業名: 商店街統一音響(防災放送施設)整備事業 内容: 防災放送施設の整</p>	<p>奄美市</p>	<p>中心商店街区域にある街灯施設を有する 4 つの通りにおいて、災害発生時における来街者の安全・安心を確保するとともに、商店街区域を一つのショッピングセンターと見立て、来街者へのリアルタイムでの情報提供を</p>	<p>支援措置の内容: 社会資本整備総合交付金（都市再生整</p>

備を行う。 位置： 商店街内4通り 実施期間： 平成30～32年度		行うため、放送施設の整備を行う。 平常時には、鳥唄等を放送するなど奄美らしさを演出することで、安全で快適な買い物空間の形成につながり、中心市街地活性化に必要な事業である。	備計画事業 (名瀬中心市街地地区(第3期)) 実施時期： 平成30年度～平成32年度	
事業名： タウンモビリティ推進事業 内容： 商店街区域において、タウンモビリティの導入に向けた検討を行う。 位置 中心商店街内 実施期間： 平成30～32年度	奄美市	商店街区域を一つのショッピングセンターと見立てて、ベビーカーや車いす、シニアカーなどのタウンモビリティの導入の必要性や導入方法等についてワークショップを行うとともに社会実験を行う。 来街者の利便性が向上するとともに、区域内での回遊性向上が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(名瀬中心市街地地区(第3期))) 実施時期： 平成30年度～平成32年度	
事業名： 集客イベントの開催 内容： 商店街組織等が新規に実施するイベントに対する支援 位置： 中心市街地内 実施期間： 平成30～32年度	奄美市・奄美市通り会連合会・(株)まちづくり奄美・NPO法人	末広港線の開通や市民交流センターの開設に伴うオープニングイベントの開催など、商店街組織等が中心となり実施する新規イベントに対し支援を行う。 イベントは集客効果が高く、賑わいの創出につながることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(名瀬中心市街地地区(第3期))) 実施時期： 平成30年度～平成32年度	
事業名： 官民連携関連施策検討事業 内容： 官民が連携して取り組む施策について検討を行う。 位置： 中心市街地内 実施期間： 平成30～32年度	奄美市・奄美市通り会連合会・(株)まちづくり奄美・NPO法人	末広・港線の開通に伴い、歩道を道路占用の特例を活用したオープンカフェ等の社会実験を実施するとともに、官民が連携し、歩道の管理運営組織の構築及び活用方策等の検討を行う。 中心市街地の活性化を図るためには、官民連携した事業展開が必要であり、本事業は連携強化が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(名瀬中心市街地地区(第3期))) 実施時期： 平成30年度～平成32年度	

(2)②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： バスセンター・複合施設事業計画策定事業 内容： 交通拠点となるバス	中心市街地活性化協議会	公共交通機関による中心市街地のアクセス向上と拠点性の創出及び観光客等にも解りやすい交通拠点の整備を図るとともに、民間活力との連携による交流機能の向上を図るため、バスセンター・複合施設の整備に向けた事業計画の策定を行う。	支援措置の内容： 中心市街地商業活性化診断・サポート事業	

センター及び複合施設整備計画を策定する。 位置： 港町内 実施期間： 平成 31～32 年度		他の公共施設の整備を含めた中心市街地の将来像を示すことは、周辺における民間投資の誘発に繋がることが期待できることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	実施時期： 平成 31 年度 ～平成 32 年度	
--	--	---	--------------------------------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当事業なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 観光お土産品の開発 内容： 観光客向け商品の開発。 位置： 中心市街地内 実施期間： 平成 29 年度～	奄美大島商工会議所・民間事業者	奄美大島の特産品として、大島紬や黒糖焼酎があるが、観光客が街を散策しながら気軽に飲食できる特産品が無いことから、新たな商品開発を行い、中心市街地の各種店舗において提供を行う。 「食」により中心市街地への集客力を高めるとともに、「まち歩き事業」との組み合わせによる観光客誘致への相乗効果が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 宿泊施設整備事業 内容： 中心市街地内でのホテルの建設。 位置： 中心市街地内 実施期間： 平成 29～30 年度	民間事業者	世界自然遺産登録を目指す中、今後益々観光客の増加が期待できるところであるが、中心市街地において更に観光客を呼び込むため、新たな宿泊施設を建設する。 観光客の増加見込みに対して宿泊収容能力が追い付いていない状況において、中心市街地へ宿泊施設を整備することは、観光客の受け入れ態勢の強化につながることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 商店街情報発信事業 内容： 商店街の個店情報の発信を行う。 位置： 中心市街地内 実施期間： 平成 29 年度～	(株)まちづくり奄美	商店街の各個店の魅力を広く発信するため、店主や魅力的な商品・サービスを紹介する動画を作成し、SNS を用いて発信を行う。 これまであまり活用されていなかった情報発信媒体を活用することにより、商店街の魅力発信が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： あまみ創業塾の開催 内容： 新たに創業を目指す者に対しセミナーを開催し、新規創業者を育成する。 位置：奄美市内 実施期間： 平成 28～30 年度	奄美市創業支援センター	新たに創業を目指す者に対し、財務、経営、販路開拓、人材育成の4分野にわたるセミナーを開催し、創業者の育成を図る。 中心市街地への新規出店者への家賃補助とあわせ、創業者の育成を図ることで、質の高い魅力的な店舗の集積が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	

<p>事業名: 共通商品券発行事業</p> <p>内容: 中心市街地7通り会で共通して使用できる共通商品券を発行する。</p> <p>位置:中心市街地内</p> <p>実施期間: 平成23年度～</p>	奄美市通り会連合会	<p>大型店や通販等への消費流出が進む中、地元消費の拡大を図るとともに、贈答用として活用できる通り会連合会加盟店で利用できる商品券を発行する。</p> <p>地元中小小売店の販促活動の取り組みであり、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>
<p>事業名: 大型客船受け入れ事業</p> <p>内容: 大型客船来航時に送迎バスを運行し、商店街において歓迎イベントを行う。</p> <p>位置: 中心商店街内</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	まちなかナビゲーション推進委員会	<p>近年大型客船によるクルーズ寄港が増加しているところであるが、観光客を中心市街地へ誘客するため、送迎バスを運行し、歓迎イベント等を開催する。</p> <p>ボランティア団体による通訳案内など外国人にも対応することで、外国人観光客でも安心して観光できる受け入れ態勢が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>
<p>事業名: やんご祭り、黒糖焼酎の日イベント</p> <p>内容: 飲食店街における集客イベントを開催する。</p> <p>位置: 屋仁川通り</p> <p>実施期間: 平成22年度～</p>	奄美市社交飲食業組合	<p>鹿児島県内で鹿児島市の天文館に次ぐ繁華街である屋仁川通り(通称:やんご通り)において、全国で奄美大島にしか製造が許されていない黒糖焼酎を広くPRするイベントを年2回開催する。</p> <p>安全で安心して飲食できる地域として多くの市民が集まり、奄美の食文化を楽しみ、中心市街地の回遊性やにぎわいの形成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>
<p>事業名: やんごはしご酒まつり</p> <p>内容: 飲食店街における情報発信イベントを開催する。</p> <p>位置: 屋仁川通り</p> <p>実施期間: 平成21年度～</p>	奄美市社交飲食業組合	<p>鹿児島県内で鹿児島市の天文館に次ぐ繁華街である屋仁川通り(通称:やんご通り)において、制限時間内に5店舗の飲食店を回るイベントを開催し、魅力的な店舗が集積している地域であることを広くPRする。</p> <p>安全で安心して飲食できる地域として多くの市民が集まり、奄美の食文化を楽しみ、中心市街地の回遊性やにぎわいの形成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>
<p>事業名: さたげえナイトふえすていバル</p> <p>内容: 飲食店街における集客イベントの開催。</p> <p>位置: 屋仁川通り</p> <p>実施期間: 平成25年度～</p>	奄美市社交飲食業組合	<p>鹿児島県内で鹿児島市の天文館に次ぐ繁華街である屋仁川通り(通称:やんご通り)を歩行者天国にし、20店舗超の飲食店が参加するバルを開催するとともにステージイベントを開催する。</p> <p>安全で安心して飲食できる地域として多くの市民が集まり、奄美の食文化を楽しみ、中心市街地の回遊性やにぎわいの形成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>
<p>事業名: 奄美まつりの開催</p> <p>内容: 中心市街地の主要通りにおいてパレード・八月踊りを開催する。</p>	奄美まつり協賛会	<p>奄美群島最大のまつりである「奄美まつり」を、8月の第1日曜日を最終日とした4日間、花火大会、八月踊り、島唄大会、舟漕ぎ競争等を開催する。</p> <p>中心市街地の主要な道路を歩行者天国として実施する八月踊りは、35団体・3,500人</p>	<p>支援措置の内容: 該当なし</p>

位置： 中心市街地内 実施期間： 昭和 39 年度～		の市民が参加し、奄美の伝統芸能を披露するとともに、最終日のパレードには、主要な通りの沿道に 1 万人余の観客が訪れるなど、中心市街地活性化に必要な事業である。		
事業名： 商店街夏まつり・秋祭りの開催 内容： 中心商店街にいて集客イベントを開催する。 位置： 中心商店街内 実施期間： 平成 23 年度～	奄美市 通り会 連合会	本事業は、中心商店街の各通り会が連携し、商店街の主要 4 通りを歩行者天国として様々な集客イベントを開催する。 夏まつりは地元高校生による応援団の演舞や、秋祭りにおける高校生のファッションショーなど、商店街と地元住民が一体となって祭りを作り上げている。 毎回多くの人出でにぎわい、まちの魅力を PR する本イベントは、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 六月灯 内容： 高千穂神社による夏祭りの開催を行う。 位置 中心市街地内 実施期間： 昭和 25 年度～	高千穂 神社	全国的に行われている夏祭りを、旧薩摩藩では「六月灯(ろっがつとー)」と称し、毎年 7 月の最終土曜日、日曜日に開催。中心市街地に隣接する神社の参道に様々な灯籠をとすとともに、奉納演芸を行っている。 多くの露店が集まり、奄美の夏の風物詩となっている本イベントは、伝統行事の継続による文化の発信と中心市街地への集客力の向上が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： 中心商店街活性化 資金保証料補助事業 内容： 県制度資金に対する保証料補助を行う。 位置： 中心商店街内 実施期間： 平成 23～33 年度	奄美市	本事業は、県の融資制度である中小企業振興資金等を利用した事業者に対し、奄美群島振興開発基金の保証料について補助を行う。 中心市街地における事業者の資金繰りを円滑にし、事業活動の多角化、新規創業の推進が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	
事業名： (独)奄美群島振興 開発金融資の特例 内容： 中心市街地内の事業者に対する融資の特例。 位置 中心市街地内 実施期間： 平成 23 年度～	(独)奄 美群島 振興開 発基金	政府系金融機関である(独)奄美群島振興開発基金の融資対象とならない業種について、中心市街地における事業者については特例として融資対象とする。 中心市街地における事業者の資金繰りを円滑にし、事業活動の多角化、新規創業の推進が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 該当なし	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

本市における地域公共交通の現状として、49系統のバス路線が民間1社により運行しており、多くの路線が中心市街地を経由する路線となっている状況であるが、バス利用者は年々減少傾向にあり、平成27年度は937千人と100万人を割るほどに落ち込んでいる。

このような状況において、中心市街地における区画整理事業の進捗や多くの市民が利用する公共公益施設の建設、隣接するマリンタウン地区の埋め立てなど、まちづくりが進む中、新たな路線開設のニーズが高まっているところである。

また、現在のバス路線は生活路線としての運行が殆どであり、主要観光施設等へのアクセスが不十分なうえ、乗継地点が離れているなど、特に観光客を中心として解りづらい、利用しづらいとの声が出ており、利便性の向上を図る取り組みが求められている。

(2)事業の必要性

公共交通の利便性向上を図り、利用者の増加に向けた取り組みは、将来にわたって地域公共交通を維持していく上でも喫緊の課題となっている。そのため、地域公共交通網形成計画を策定し、将来のまちづくりと連携した路線の見直し、運行形態の在り方を検討していく必要がある。

また、市民にとっても観光客にとっても解りやすく・利用しやすい交通体系を構築するためには、拠点となるターミナルの整備が不可欠であり、交通拠点を起点とした奄美大島全体のきめ細やかな交通網を整備していく必要がある。

さらには、現在廃止路線代替バスとして運行しているコミュニティバスを引き続き運行するとともに、利便性の向上を図ることで中心市街地への来街頻度を向上させる取り組みを進めていく必要がある。

(3)フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し、事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また、基本計画の計画満了時には、実施した事業の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2)①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当事業なし

(2)②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： バスセンター・複合施設事業計画策定事業(再掲)</p> <p>内容： 交通拠点となるバスセンター及び複合施設整備計画を策定する。</p> <p>位置： 港町地内</p> <p>実施期間： 平成 31～32 年度</p>	中心市街地活性化協議会	<p>公共交通機関による中心市街地のアクセス向上と拠点性の創出及び観光客等にも解りやすい交通拠点の整備を図るとともに、民間活力との連携による交流機能の向上を図るため、バスセンター・複合施設の整備に向けた事業計画の策定を行う。</p> <p>他の公共施設の整備を含めた中心市街地の将来像を示すことは、周辺における民間投資の誘発に繋がることが期待できることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地商業活性化診断・サポート事業</p> <p>実施時期： 平成 31 年度～平成 32 年度</p>	

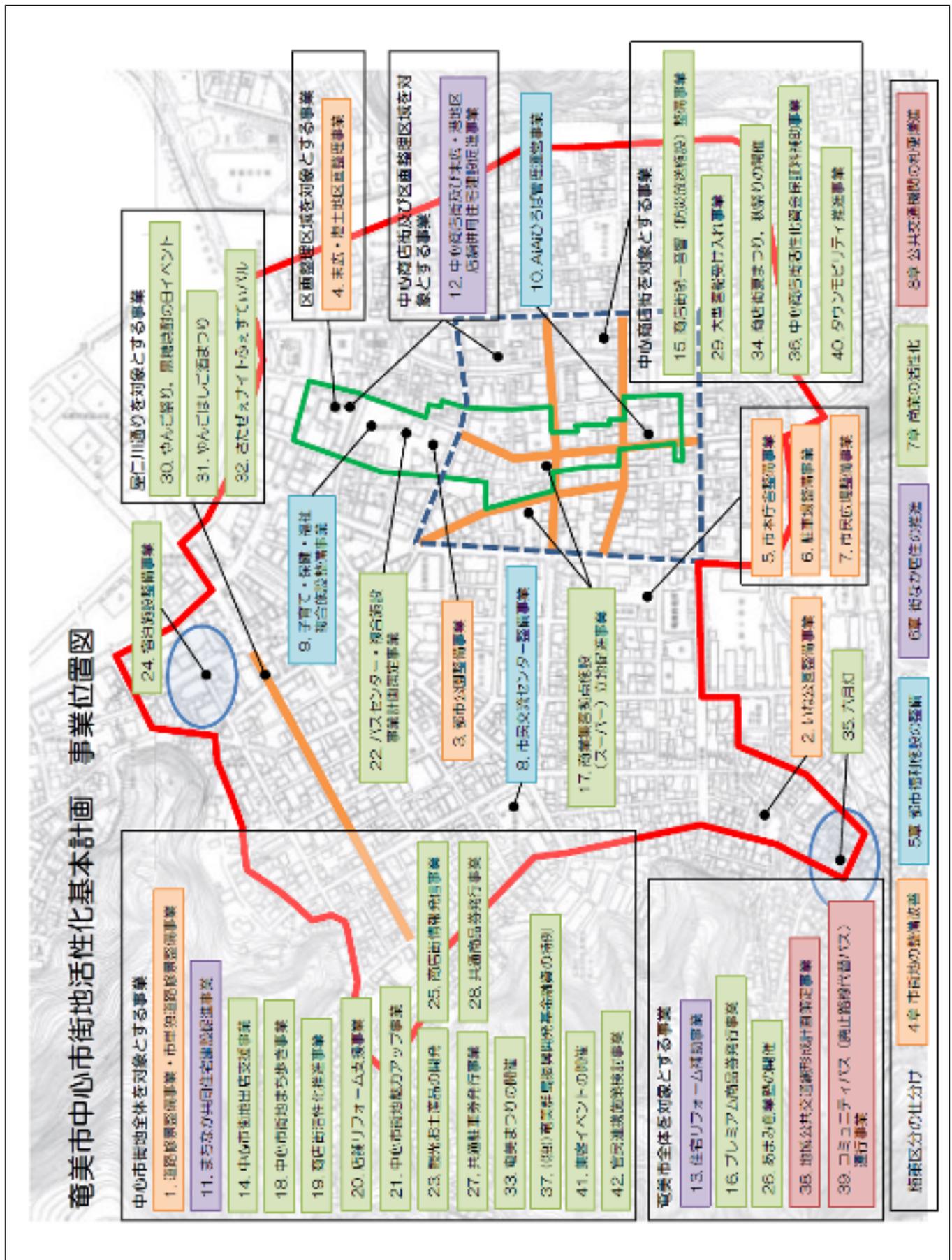
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 地域公共交通網形成計画策定事業</p> <p>内容： 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画を策定する。</p> <p>位置： 奄美市内</p> <p>実施期間： 平成 29 年度</p>	奄美市地域公共交通活性化協議会	<p>中心市街地の街づくりが進む中で、地域公共交通によるアクセス性を改善するとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通の在り方を検討するため、地域公共交通網形成計画を策定する。</p> <p>利便性の高いコンパクトシティの街づくりを進める上で、地域公共交通の充実強化は中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 地域公共交通維持改善事業</p> <p>実施時期： 平成 29 年度</p>	

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： コミュニティバス(廃止路線代替バス)運行事業</p> <p>内容： 地域公共交通による中心市街地へのアクセス確保を図る。</p> <p>位置： 奄美市内</p> <p>実施期間： 平成 18 年度～</p>	民間事業者等	<p>本事業は、地域公共交通による中心市街地へのアクセス空白地域を解消するため、バス会社に運行を委託し、路線の維持確保を図る事業である。</p> <p>地域公共交通による中心市街地へのアクセスを確保することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 鹿児島県地方公共交通特別対策事業費補助金</p> <p>実施時期： 平成 18 年度～</p>	

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

①庁内における体制整備

本市の中心市街地活性化の取り組みについては、平成19年度に「中心市街地活性化対策官」を配置し、旧計画に基づく活性化施策を推進してきている。また、関係各課との連携強化を図るため、平成22年度から中心市街地連絡調整会議を設置し、定期的な情報の共有を図るとともに、平成27年度には庁内関係課長レベルによる「基本計画検討委員会」を設置し、平成23年度に独自で策定した中心市街地活性化基本計画の見直し協議を重ねてきている。

【基本計画検討委員会】

	部署名	役職名	備考
1	商工観光部	商工観光部長	委員長
2		紬観光課長	
		商水情報課長	
4	総務部	企画調整課長	
5		財政課長	
6	保健福祉部	福祉政策課長	
7		健康増進課長	
8		高齢者福祉課長	
9	建設部	土木課長	
10		建築住宅課長	
11		都市整備課長	
12	教育委員会	生涯学習課長	

【開催状況】

第1回検討委員会 平成27年5月27日	○活性化基本計画の見直し作業の実施について ○スケジュール・検討内容、現状と課題について
第2回検討委員会 平成27年8月11日	○中心市街地活性化の基本的な考え方について ○公共施設の整備方針について
第3回検討委員会 平成27年8月24日	○公共施設の配置(案)について
第4回検討委員会 平成27年11月12日	○公共施設整備計画について ○整備スケジュールについて
第5回検討委員会 平成28年1月19日	○基本計画掲載事業について

②奄美市議会における審議の内容

奄美市議会における意見等を広く取り入れるため、本基本計画の考え方、活性化のための事業の内容等について全員協議会で説明を行っている。また、市議会における中心市街地活性化に関する質問について、次表に示すとおりに答弁している。

<p>平成 26 年第 4 回定例会 (平成 26 年 12 月 10 日)</p>	<p>【質問要旨】 第 2 回の定例会において、改正中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣の認定を受ける必要性に対して、まだ認定を受けるに至っていないとの答弁をいただくとともに、市長の詳細検討するとの答弁をもらいましたが、その後当局においてどのような検討がなされ、どのような方針が立てられたのか見解を伺いたい。</p> <p>【市長答弁要旨】 国におきまして、本年 7 月に計画認定要件の緩和を含めた法改正を行っております。本市におきましても、今回の法改正の趣旨にもありますとおり、中心市街地への民間投資を積極的に呼び込むため、基本計画の認定による投資環境の整備が重要と考えているところであります。そのため、来年度には庁内において検討委員会を設置するとともに、平成 28 年度を目途に計画の策定と国の認定に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。</p>
<p>平成 27 年第 3 回定例会 (平成 27 年 9 月 9 日)</p>	<p>【質問要旨】 奄美市総合計画の現状と課題についての質問であります。重点プロジェクトの項目として名瀬地区のふれあい、賑わいに満ちた中心市街地、多様な市民ニーズに対応できる都市機能ということを目指しておりますから、その達成度はどのくらいになっているのか。</p> <p>【建設部長答弁】 重点プロジェクトとなっている名瀬のまちづくりの目標として、ふれあい、賑わいに満ちた中心市街地と多様な市民ニーズに対応できる都市機能がございいます。これらの目標を達成するために、末広・港土地区画整理事業のハード事業や中心市街地共同住宅整備促進事業等のソフト事業を一体的に行っているところでございます。</p>
<p>平成 28 年第 2 回定例会 (平成 28 年 6 月 17 日)</p>	<p>【質問要旨】 昨年 12 月に策定された奄美市総合計画前期基本計画検証結果報告書に中心市街地活性化基本計画について、平成 28 年度認定に向け取り組んでいくと記載されております。この国の認定については、昨年の市長の施政方針でも平成 27 年度には中心市街地活性化基本計画を改定し、国の認定に向け取り組むとともに、賑わいのある中心市街地の形成を推進して参りますとなっております。国の認定に向けた具体的な内容と、タイムスケジュールは出来ているかお伺いします。</p>

	<p>【商工観光部長答弁】</p> <p>中心市街地活性化基本計画の認定に向けましては、本年12月までに内閣府と計画内容について調整を完了し、協議が整った場合は年明けに申請を行い、年度末に認定を受けるというスケジュールになっております。</p> <p>本年度中に認定を受けるためには、平成29年度から平成33年度までの5か年間に実施可能な、市が実施する事業、民間が実施する事業を取りまとめる必要がございます。現在、民間事業の構想を策定するために有効な専門機関の独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施するサポート事業の申請を行っているところです。年度末の計画認定に向け、年内に民間の事業構想を取りまとめるとともに、市が実施する事業も含めた中心市街地活性化基本計画案を策定してまいりたいと考えております。</p>
<p>平成28年第3回定例会 (平成28年9月6日)</p>	<p>【質問要旨】</p> <p>2核1モール構想で、測候所跡地に生涯学習センター構想があったが、検討状況はどうなっているのか。また、生涯学習センターはどこになるのか。</p> <p>【商工観光部長答弁】</p> <p>2核1モール構想につきましては、構想策定以降社会経済状況が変化する中、どのような方向性が望ましいのか、昨年度から庁内の関係部署で検討を重ね、本年7月に開催いたしました中心市街地活性化協議会において、中核施設の在り方について概ね了承が得られたところです。その概要につきましては、測候所北側の市所有地に「子育て・保健・福祉の複合施設」を整備し、測候所跡地につきましては、交通拠点となる「バスセンターや観光案内所を併設した民間複合施設」を検討しているところです。(仮称)生涯学習センター構想において検討しておりました公民館機能につきましては、本庁舎完成後、現水道課が移転した跡地に整備を予定いたしております。</p>

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

本市では、中心市街地の活性化を図るため、経済活力の向上を図る役割を担う奄美大島商工会議所等が中心となり、平成 22 年 9 月 3 日に中心市街地活性化協議会を設立し、中心市街地活性化基本計画の策定に向けた議論を重ねてきたところである。また、平成 23 年 4 月に中心市街地活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づきまちづくり会社を設立し、法定協議会として活動を行っているところである。

奄美市では、平成 22 年度から 23 年度にかけて協議会との議論を踏まえ、中心市街地活性化基本計画を策定したところであるが、法に基づき認定申請は行わず、計画に基づき事業推進を進めてきたところである。

今回、新たな中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、特に活性化に必要な事業について集中的な議論を行うため、2 部会を設置し協議を行っている。

①中心市街地活性化協議会委員

【中心市街地活性化協議会の開催状況】

第 1 回中活協議会 平成 22 年 9 月 3 日	○規約・役員選任・事業計画
第 2 回中活協議会 平成 22 年 10 月 1 日	○基本計画の概要について ○アンケート調査結果について
第 1 回作業部会 平成 22 年 11 月 18 日(住宅・福祉部会, 観光・商業部会, 交通・業務部会)	○中心市街地の課題及び基本方針について
第 2 回作業部会 平成 22 年 12 月 1 日 (住宅・福祉部会, 観光・商業部会, 交通・業務部会)	○個別事業の検討
第 3 回作業部会 平成 22 年 12 月 21 日(住宅・福祉部会, 交通・業務部会)	○個別事業の検討
第 3 回中活協議会 平成 23 年 1 月 18 日	○基本計画(案)について
第 4 回作業部会 平成 23 年 1 月 25 日(交通・業務部会)	○個別事業の検討
第 5 回作業部会 平成 23 年 1 月 27 日(観光・商業部会, 住宅・福祉部会)	○個別事業の検討
第 4 回中活協議会 平成 23 年 2 月 18 日	○基本計画(案)について ○作業部会からの報告
第 5 回中活協議会 平成 23 年 3 月 16 日	○基本計画に対する意見について
第 6 回中活協議会 平成 24 年 1 月 30 日	○基本計画の進捗状況について
第 7 回中活協議会 平成 25 年 3 月 22 日	○基本計画の進捗状況について

第 8 回中活協議会 平成 27 年 2 月 19 日	○新たな基本計画の策定について
第 9 回中活協議会 平成 28 年 3 月 24 日	○基本計画について
第 10 回中活協議会 平成 28 年 7 月 15 日	○基本計画について
第 1 回民間事業部会 平成 28 年 7 月 15 日	○バスセンター構想について
第 2 回民間事業部会 平成 28 年 8 月 25 日	○バスセンター構想について
第 1 回商業部会 平成 28 年 8 月 25 日	○商業活性化施策について
第 3 回民間事業部会 平成 28 年 9 月 29 日	○バスセンター構想について
第 4 回民間事業部会 平成 28 年 10 月 28 日	○バスセンター構想について
第 2 回商業部会 平成 28 年 11 月 22 日	○商業活性化施策について
第 5 回 民間事業部会 平成 28 年 11 月 24 日	○バスセンター構想について
第 11 回 中活協議会 平成 28 年 11 月 25 日	○基本計画(案)について
第 12 回中活協議会 平成 28 年 12 月 22 日	○基本計画(案)に対する意見について
第 13 回中活協議会 平成 29 年 3 月 28 日	○基本計画の認定状況について ○バスセンター構想の報告
第 14 回中活協議会 平成 30 年 1 月 10 日	○基本計画の変更認定申請について ○市民交流センターの基本設計(案)について ○子育て・保健・福祉複合施設の基本構想について
第 15 回中活協議会 令和元年 6 月 14 日	○基本計画の変更認定申請について ○市民交流センターの整備について ○子育て・保健・福祉複合施設の基本設計について ○官民連携施策検討事業の実施について

奄美市中心市街地活性化協議会 委員名簿

番号	区分	中活法	構成員	団体役職名	
1	経済活力の向上	15条1項	奄美大島商工会議所	会頭	
2			奄美大島商工会議所	副会頭	
3			奄美大島商工会議所	副会頭	
4			奄美大島商工会議所	副会頭	
5			奄美大島商工会議所	専務理事	
6	都市機能の増進		株式会社まちづくり奄美	代表取締役	
7	計画の実施に密接な関係を有する者	15条4項	奄美市通り会連合会	会長	
8			名瀬市中央通り商店街振興組合	理事	
9			奄美本通り会	会長	
10			末広本通り会	会長	
11			銀座通り会	会長	
12			サンサン通り会	会長	
13			支庁通り会	会長	
14			奄美市本町通り会	会長	
15			奄美市社交飲食業組合	理事長	
16			地域住民	奄美市社会福祉協議会	会長
17				奄美市名瀬町内会・自治会連合会	会長
18				公益社団法人奄美大島青年会議所	理事長
19				特定非営利法人 ディ!	代表理事
20				特定非営利法人 まち色	理事長
21	市地域女性団体連絡協議会名瀬支部	支部長			
22	奄美市身体障害者協会	会長			
23	公共交通機関の 利便増進		株式会社しまバス	代表取締役	
24			奄美地区タクシー協会	会長	
25	市町村		奄美市商工観光部	部長	
26			奄美市建設部	部長	
27	関係行政機関	15条7項	鹿児島県大島支庁総務企画部	部長	
28	学識者	15条8項	鹿児島県建築士会大島支部	支部長	
29			奄美大島観光物産協会	会長	
30			奄美大島観光協会	会長	
31			奄美群島振興開発基金	理事長	
32			奄美大島信用金庫	理事長	
33			奄美信用組合	理事長	
34			鹿児島銀行大島支店	支店長	
35			南日本銀行大島支店	支店長	
36			本場奄美大島紬協同組合	理事長	
37			名瀬建友会	会長	

奄美市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 奄美大島商工会議所及び株式会社まちづくり奄美は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、奄美市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、奄美市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動及び事業)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 奄美市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関する協議、意見提出
- (2) 民間事業者が、国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) 中心市街地の活性化に関する事業
- (4) その他、目的を達するために必要な活動

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、奄美大島商工会議所内におく。

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 奄美大島商工会議所
 - (2) 株式会社 まちづくり奄美 (法第15条第1項第1号に規定する者)
 - (3) 奄美市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
- 3 前項の申出があつた場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。
- 4 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められる時は、協議会を脱会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指

名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(役員及び職務)

第9条 協議会には、役員として会長1名、副会長若干名、監事2名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。
- 6 役員の任期及び任期中の変更については、第7条第2項及び第3項を準用する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことが出来ない。

- 2 会長が、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第12条 協議会の活動について必要な協議又は調整等を行うため、協議会の構成員で構成する作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会は、必要に応じて協議又は調整を行うために幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局をおく。

(タウンマネージャー)

第15条 協議会の運営にあたり、タウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、会長が選任する。

3 タウンマネージャーは事務局を補佐し、各種事業実施にあたり活動の総合的な調整(計画・調整・助言等)を行い、取組全体を適切に推進する。

(会計)

第16条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 その他協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(公表)

第17条 協議会に関する事項等の公表は、事務局で閲覧させるとともに、事務局が開設するホームページに掲示することによりこれを行う。

ただし、特に必要があると認めるときは新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(解散)

第18条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合における残務財産は、協議会の決議を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(補足)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年9月3日から施行する。

平成 28 年 12 月 22 日

奄美市長 朝山 毅 様

奄美市中心市街地活性化協議会
会 長 谷 芳



奄美市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 号の規定に基づき、奄美市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画(案)」という。)に対する意見を次のとおり提出いたします。

(1)はじめに

本市の中心市街地は、奄美群島の政治・経済の中心地として栄え、特に、昭和 28 年の日本復帰以降は、奄美群島振興開発特別措置法による都市インフラの整備が進むとともに、本場奄美大島漁の発展と相まって、賑わいと活気に満ちた奄美群島の中心都市でありました。特に商業の中心として発展した商店街は、市民の会所として、また、奄美群島の賑わい拠点として重要な位置づけを有しておりました。

しかしながら、近年の中心市街地は、大型店の郊外進出や消費者のライフスタイルの変化、人口減少などにより、商業機軸の低下は、危機的状況下にあります。

商店街をはじめとした各種公共公益施設が集積した中心市街地の活性化は、奄美市全体の活力向上につながることから、その取り組みは喫緊の課題と考えているところです。

このような中、今回提案のあった基本計画(案)は、「いもーれ・Come もーれいゆていもーれ」コンパクトシティ「ゆらうまらの実現」という奄美らしさに沿ったテーマのもと、本市の中心市街地が有する課題克服に向けた方針が示されており、

特に、人口減少が進む中、世界自然遺産登録を見据え、更に増加が見込まれる観光客への対応は、地域の発展に欠かせない取り組みであると考えているところです。

奄美市中心市街地活性化協議会といたしましては、貴市から提案のあった基本計画(案)について協議を行った結果、中心市街地の活性化に大きく寄与する計画として大変期待をしているところであり、円滑な推進を求めるところであります。

特に、中心商店街の現状を見るにあたり、区画整理事業を含め、活性化に向けた取り組みはこれまで以上に集中的そして迅速に実施する必要があると判断されることから、計画を推進するに当たって、本協議会からの要望事項を、次項に付記することといたします。

(2) 要望事項

1. 都市福利施設の整備について

本基本計画において、「市民交流センター」・「子育て・保健・福祉複合施設」の整備が予定されておりますが、確実な事業の推進を行っていただくとともに、事業計画の策定にあたっては、市民を始め、多くの意見を取り入れながら実施することを望みます。

また、バスセンターについては、基本計画期間内での施設整備は困難となっておりますが、中心市街地活性化に大きく貢献する施設であると判断されますので、今後、具体的な事業計画の策定に取り組むとともに、事業実施にあたっては、民間力を最大限活用するよう検討されることを望みます。

2. 末広・港土地地区画整理事業について

現在施行中の末広・港土地地区画整理事業につきましては、今後の中心商店街の将来を左右する重要な事業であります。事業も終盤にさしかかっており、民間事業者による代替も見込まれていることから、円滑な事業推進に努めるとともに、道路整備等を行うにあたっては、末広港線道路デザイン会議での提案を基本としながら、奄美らしいデザインの、高齢者や障がい者、親子連れなど多様な来街者が歩きやすく買い物のしやすい道路環境となるよう、商店街の方々も十分調整しながら、迅速に実施されることを望みます。

3. 商業の活性化について

新たな街並みの整備にあわせて、商店街での回遊が創出される街なか観光案内機能の充実や永田川を親水空間として活用する方策を検討するとともに、出店支援事業については、支援対象区域の拡大や多様な業種・業態が利用できるような制度として実施されることを望みます。また、駐車場については、商店街の活性化に不可欠であることから、共通駐車場制度の充実を含め、引き続き検討を進めることを望みます。

4. 多様な主体との連携強化について

これまで、様々な主体が中心市街地活性化に向け取り組みをおこなっているところです。計画を推進するに際しては、これまで以上に様々な団体と連携を図りながら推進されることを望みます。

5. 新たな課題への対応について

協議会において、今後新たな検討すべき課題が生じた場合には、必要に応じて計画変更を行うなどの対応を図っていくことを望みます。

(3) 終わりに

本協議会は、今後も基本計画(案)の推進や中心市街地の活性化策の検討を行うとともに、商店街、民間事業の連携を密にし、本市の発展に努力するものです。

奄美市におかれましても、中心市街地の活性化にご配慮いただき、基本計画策定後も事業推進に対し積極的に取り組んでいただくことを要望し、本協議会からの意見といたします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析及び地域住民ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

基本計画策定に当たっては、統計なデータを把握し分析するとともに、市民アンケート調査や観光客の動向調査等を実施し、参考としている。

なお、統計データについては[1]の中心の現状分析に掲載するとともに、地域住民のニーズについては[2]に掲載を行っている。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①名瀬まち商店街観光まちづくり事業調査委員会との連携・調整

中心市街地への観光客の誘客を図るため、“まちなかならでは”の観光商品の造成及び特産品の開発を目的に、平成26年度に奄美大島商工会議所が中心となり設置した「名瀬まち商店街観光まちづくり委員会」と連携し、事業内容の検討を重ねてきた。また、中心市街地における資源等を調査するため、平成27年12月から1月の期間に、AiAiひろばを利用した200名の男女に対しアンケート調査を実施し、「自然・環境」「暮らし・文化」「食資源」の観点から活用すべき地域資源をピックアップするなど、地域住民の意見をまち歩きマップの作成に際し参考としている。

②子育て・保健・福祉複合施設整備計画作成に向けたワークショップ

子育て世代の意見集約と世代間交流の促進に向けた市民意見を反映させるため、子供向けイベント開催時（保育祭り）にアンケート調査を行うとともに、ファミサポ支援員の方々とワークショップを開催するなど、多くの意見を反映するよう取り組んできた。

③様々な主体による中心市街地でのイベント開催

中心市街地の活性化に向け、様々な主体が観光交流施設である AiAi ひろばやアーケード街を活用し、イベントを開催している。女性団体による「AiAi カフェ」や「土曜日」、まちづくり会社によるフリーマーケットが毎月開催されるとともに、実行委員会による「紬の日」のイベントや、10団体を超える郷友会が AiAi ひろばで八月踊りを行うなど、中心市街地を舞台としたイベントが年々活発となってきている。

④中心市街地活性化基本計画の素案に対する市民意見募集

中心市街地の活性化を図るためには、地域住民等の理解と積極的な参加が不可欠であることから、下記の通り計画案に対するパブリックコメントを実施した。

期間：平成28年12月6日から26日（21日間）

期間中、市民3名から7件の意見が提出され、計画策定の参考としている。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「奄美市総合計画」においては、「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷」を本市の将来像とし、中心市街地においては「コンパクトシティゆらうまち名瀬」を目標として重点プロジェクト位置付けている。多様な都市機能が集積した利便性の高い立地条件を活かし、快適で質の高い居住空間の整備を推進するとともに、商業施設の再編や交流拠点施設の整備推進に取り組むこととしている。また、本市では、合併前の旧名瀬市において「名瀬市都市計画マスタープラン」を策定し、各種の取り組みを推進してきた。しかしながら、策定後 15 年以上が経過するとともに、この間市町村合併も行っていることから時代に即応した計画とするため、平成 29 年度に新たな都市計画マスタープランの策定を予定している。この見直しにおいては、奄美市におけるコンパクトシティの在り方や、都市機能集積に資する土地利用及びネットワーク形成のあり方等を明確にする予定にしている。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における特別用途地区の設定

①特別用途地区設定の必要性

本市には、名瀬港沿岸、国道 58 号沿道に準工業地域が存在しており、その面積は、本市の用途地域面積の約 11.7%を占める（奄美市の用途地域面積：494ha、準工業地域面積：58.2ha）。中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトで成熟した市街地形成」を実現するため、準工業地域において都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を位置付けるものとする。

この準工業地域については、特別用途地区の変更及び特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（以下「建築条例」という。）を制定し、建築を規制している。また、本市の離島という地域特性を考慮した場合、特に商業機能については大規模小売店舗の出店が、中心市街地の商業機能に与える影響が甚大と判断されることから、3,000 m²を超える店舗の規制についても、併せて行っている。

<特別用途地区の都市計画決定の内容>

地区の名称	第 1 種及び第 2 種集客施設立地規制地区
地区の区域	全ての準工業地域（約 58.2ha）及び工業地域（約 11ha）
規制の内容	10,000 m ² を超える大規模集客施設及び 3,000 m ² を超える店舗の立地を制限

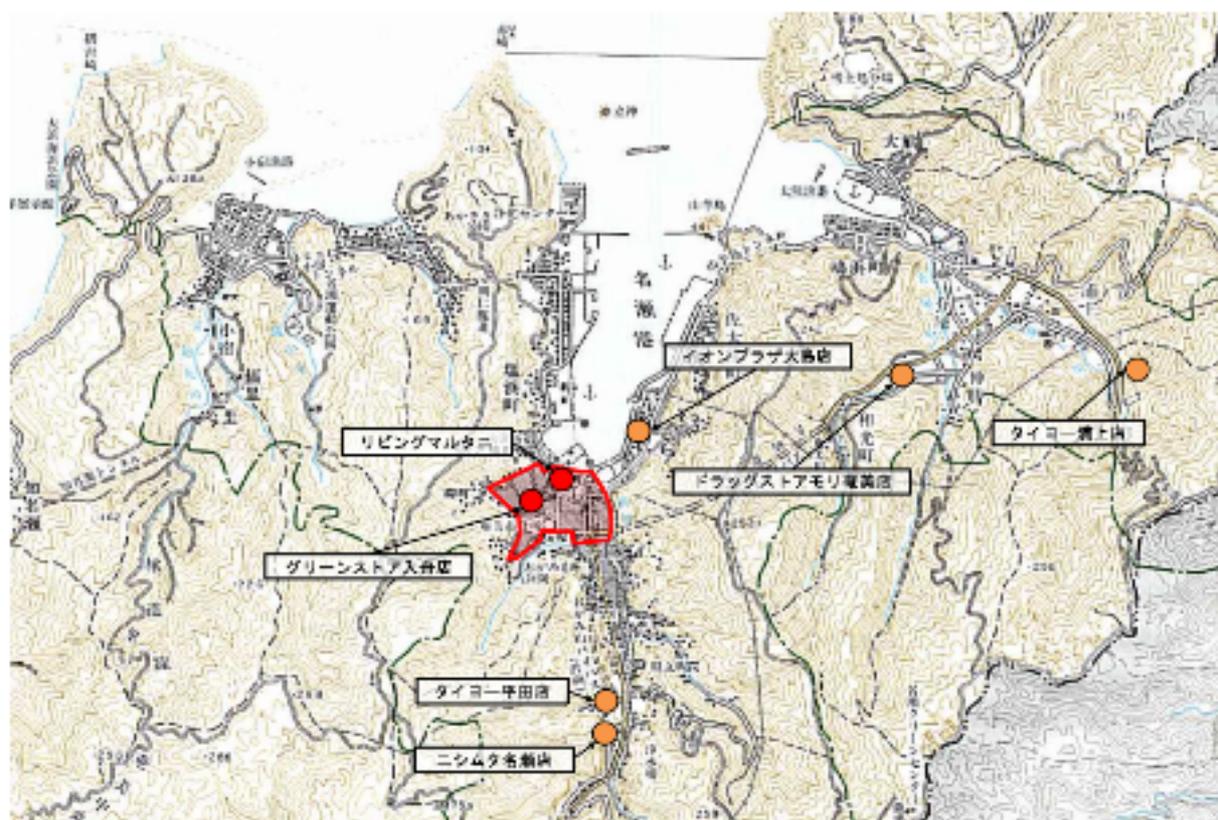
<制定までの経過>

平成 23 年 10 月：住民説明会	平成 23 年 11 月：案の公告・縦覧
平成 24 年 3 月：都市計画審議会による審議・決定による	
平成 24 年 6 月：条例案の上程・議会議決・施行	
平成 28 年 6 月：条例の改正	

(2) 大規模小売店舗の立地状況

本市を含む奄美大島内において、大規模小売店舗立地法に基づく大型店の状況は次のとおりとなっている。

No.	所在地	名称	開店日	店舗面積(㎡)
1	中心市街地	名瀬港町11-1	S50.11	1,475
2		名瀬入舟町18-21	H20.3(増床)	1,154
3	上記以外	名瀬真名津町13-70	H9.3	1,100
4		名瀬真名津町13-1	H5.5	1,250
5		名瀬小浜町23-1	H4.12	4,153
6		名瀬浦上町1133-4	H22. 3	2,420
7		名瀬和光町17-1	H27.6	1,276
8	近隣市町村	大島郡龍郷町中勝580	H12.11	6,825
9		大島郡龍郷町中勝581	H28.12	1,439



[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のために、以下の事業を実施する。(再掲)

(1) 市街地の整備改善のための事業

- ・末広・港土地区画整理事業
- ・都市公園整備事業
- ・市役所本庁舎整備事業
- ・市民広場整備事業

(2) 都市福利施設を整備する事業

- ・市民交流センター整備事業
- ・子育て・保健・福祉複合施設整備事業

(3) 居住環境の向上のための事業

- ・まちなか共同住宅建設促進事業
- ・中心商店街及び末広・港地区店舗併用住宅整備事業

(4) 商業の活性化のための事業

- ・中心商店街出店支援事業
- ・バスセンター・複合施設事業計画策定事業
- ・商業集客拠点施設(スーパー)立地促進事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) まちづくり目標の実現に資する実践的・試行的取組みの推進

①中心商店街出店支援事業・リフォーム補助事業の実施

本事業は、商業環境の悪循環の原因となっている空き店舗に新たな事業者の出店を促進するため、2年間家賃の1/2を補助するとともに、出店に伴うリフォーム費用に対し支援を行う事業である。事業の効果等を判断するため、平成26年から平成28年度の3か年に限定した施策として実施しているところであるが、制度を活用した新規出店が2年間で35店舗あるなど、制度の効果が表れている。

3年間の事業効果を踏まえ、平成29年度からはエリアを中心市街地全域に拡大し事業を実施していくこととする。

②名瀬まち商店街観光まちづくり事業調査研究事業

本事業は、奄美大島商工会議所が中心となり、観光客を街へ呼び込む方策を検討するため、平成27年度、平成28年度に日本商工会議所の「地域活力新事業∞全国展開プロジェクト」を活用して、まち歩き事業の可能性及び特産品の開発について調査を行っている。平成27年度の市場調査、地域資源調査を行ったところ、市場性が確認されたことから、「名瀬まちの歴史」「名瀬まちの文化体験」の2つのテーマでルート(案)を作成し、平成29年度から本格的に実施することとしている。また、特産品については、「奄美の歴史に根づく」という観点から、地域資源を活用した食べ歩き可能なワンハンドフードを提案し、今後ブラッシュアップを重ね商品化につなげることとしている。

③定期市(軽トラ市)の開催

中心市街地への集客を図るため、(株)まちづくり奄美による定期的市(軽トラ市)が平成23年度から継続して開催されている。軽トラ市では、農家が生産した新鮮野菜や漁業関係者による地場産水産物の加工品を生産者が直接販売するなど、生産者と消費者の交流の場ともなっている。安定した集客が図られていることから、今後も継続して実施を予定している。

[2] 都市計画との調和

奄美市中心市街地活性化基本計画は、本市の総合計画及び都市計画マスタープランの方針と整合を図り作成している。

(1) 奄美市総合計画

平成23年度に策定した奄美市総合計画において、中心市街地活性化を重点プロジェクトに位置づけており、「ゆとりとふれあいがあり、利便性の高い安全で安心な暮らしの創出」、「賑わいと回遊性・質の高い商業空間の形成」、「奄美らしさの創出・誇りと愛着のあるまちづくり」を促進し、賑わいに満ちた中心市街地の形成を目指すこととしている。

その中で、商業施設の再編や大型店舗の誘致及びまちなか交流拠点施設の整備を推進し、賑わいのある商業空間の形成に努めること、商工会議所や商店街等が連携し、商業機能の再生に向けた組織体制の強化や取組の充実を図り、個性あるきめ細かなサービスの提供を行うなど、魅力ある商店街づくりを目指すとしている。

また、多くの市民や観光客が来街・交流し、ふれあえる空間を創出するため、奄美らしい個性的な景観や拠点となる交流施設の整備とともに、島唄・八月踊り等の伝統文化を実感できる奄美らしさを演出し、訪れたい街づくりを促進するとしている。

(2) 都市計画マスタープランとの整合

平成10年3月に策定された都市マスタープランでは、『～奄美群島の“郡都”を担い、都市と自然とが調和した個性的なまちづくり～海を基軸にした島建てのまちづくり』を理念に掲げ、以下5点のまちづくりの目標を掲げている。

【まちづくりの目標】

- ①人が集まり交流しあう賑やかなまちをつくる
- ②機能的で一体性のある魅力的なまちをつくる
- ③多角的な産業展開による足腰の強いまちをつくる
- ④全ての人にやさしいまちをつくる
- ⑤名瀬らしさを受け継ぐ自然と共生するまちをつくる

これら目標の達成に向けて、中心市街地における役割として、広域的な交通軸の結節点であり、奄美群島の“郡都”機能の中枢を担う、名瀬らしい中心市街地の形成に向け、以下の事項を掲げている。

【中心市街地に関する事項】

- 名瀬らしい都市機能配置と既存施設の再編による相互連携
- 商業基盤の整備、景観整備や自然環境の整備による中心市街地の魅力の創出

[3] その他の留意事項

(1) 環境・エネルギー等への配慮

市本庁舎の整備事業を行うにあたっては、基本設計において環境配慮計画を策定しているところである。太陽光発電を設置するとともに、自然採光、自然通風や豊富な雨量などの地域特性を生かし、自然エネルギーを積極的に取り入れながら、高い省エネルギー性能を発揮できる庁舎として整備する予定である。

また、照明設備の人感センサーの採用や、エコモニターを兼ねたデジタルサイネージの設置など、環境配慮の見える化により、来庁者や職員への啓発を図ることとしている。更には、人感センサー等を設置することで、空調や照明、換気設備を自動抑制し、光熱費のランニングコストを抑えるなど、省エネルギーに取り組んでいく。

また、計画期間内に整備が見込まれている公共施設についても、環境へ配慮した施設となるよう配慮していくこととする。

(2) 国の地域活性化施策との連携

本市においては、「世界自然遺産登録を見据えた観光受入体制構築プロジェクト」、「働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクト」、「離島奄美の特性を生かした創造的で多様な産業の活性化計画」の3地域再生計画の認定を受けている。

現在、認定地域再生計画に基づき、観光客の増加や受け入れ態勢の整備に取り組むとともに、多様な働き方に対応した基盤整備や雇用の創出に取り組んでいるところである。

本基本計画においても、観光客の増加を目指すとともに、新規創業者の育成についても取り組むこととしており、地域再生計画とも連携を図りながら取り組みを進めているところである。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 及び 3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手続	認定申請は本市が行う。協議会の意見は9.〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. 土地区画整理事業, 市街地再開発事業, 道路, 公園, 駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から, 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項までに記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか, 又は, 特定される見込みが高いこと	4. 土地区画整理事業, 市街地再開発事業, 道路, 公園, 駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から, 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項までに記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. 土地区画整理事業, 市街地再開発事業, 道路, 公園, 駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から, 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項までに記載